

参議院地方行政委員会會議録第十七号

昭和三十七年三月二十二日(木曜日)

午前十時三十三分開会

出席者は左の通り。

委員長 小林 武治君
理事 野上 進君
増原 恵吉君
秋山 長造君
基 政七君

委員

小柳 牧衛君
館 哲二君
鍋島 直昭君
占部 秀男君
松澤 兼人君
矢嶋 三義君
中尾 辰義君

衆議院議員

発議者 太田 一夫君

國務大臣

自治大臣 安井 謙君

政府委員

自治政務次官 大上 司君
自治省税務局長 後藤田正晴君

事務局側

常任委員 福永与一郎君
会専門員

説明員

自治大臣官 大村 襄治君
房参事官 佐々木 喜久治君

参考人

東京大学教授 遠藤 湘吉君
全国町村会会長 山本 力蔵君
関西主婦 比嘉 正子君
連合会長

本日の會議に付した案件

○地方税法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)
○地方交付税法の一部を改正する法律案(衆議院送付、予備審査)

○委員長(小林武治君) ただいまから委員会を開会いたします。
地方税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本日は、お手元にお配りした印刷物のとおり、お三人の参考人の方から本法律案について御意見を承ることになっております。

参考人の方々に申し上げますが、皆様には御多用中お出でをいただきました。また、まことにありがとうございます。順序といたしまして、まず、お一人約二十分程度で御意見を述べをいただきます。後刻、委員からの質疑にお答えをいただくことにいたします。と存じます。何とぞよろしく御協力のほどをお願いいたします。

まず、遠藤参考人からお願いたします。

○参考人(遠藤湘吉君) 遠藤でございます。簡単に、今提出されております地方税法の一部を改正する法律案について意見を申し上げます。

まず第一に、今回の改正案の特徴と申すべきものを申し上げます。今回は、御承知のように、税源配分についてかなりの考慮が払われたという点では、昭和二十五年に実施されました税制改正以後、最も注目すべき改正であるというふうに考えられます。そうしてこの税源配分の問題とからみ合つて

諸般の配慮が比較的にまかしく行なわれておる。つまり、団体間の税収の調整でありますとか、そういう事柄、その他大衆負担の軽減でありますとか、それらの点がある程度まかしく織り込まれておるという点について、相当、最近の改正としては注目すべきものがあるというふうに認められるわけでありますが、しかし、なお税源配分という長い間の懸案が、この改正で十分に解決されておるかどうかといえ、それは今回の措置は、なおきわめて部分的であつて、根本的な点にまで至っていないというところは言える点であると思ひます。この根本的な税源配分というものをどのようにしていくかというところは非常に大きな問題でありまして、後にまたあらためてその問題に立ち歸つて意見を申し上げることにいたしますと思ひます。

とにかく一応今年度の改正案全体についての感想を申し上げます。次に個々の点に入りたいと思ひますが、まず最初の問題は、税源配分として道府県民税が二段階の比例税率によつて増収をはかられておる。そしてそれは所得税法の改正とにらみ合ひで行なわれておるという点であります。この点では、先ほど申し上げましたように、二十五年以後の改革の中では非常に重要な点だと思ひますが、全体としてこの道府県民税の増徴と所得税の軽減とを総合いたしますと、総合負担においてはほぼ軽減が行なわれるというところは認めてよろしいことだと思ひます。しかしながら、理論的に申し上げますならば、

税率が比較的軽いという点で、正当化することも可能でありますけれども、なお累進税率から比例税率に移したという点については、理論的には多少の疑問があるという感じを持つております。

それから、その次は市町村民税であります。市町村民税の改正が行なわれまして、一般に税率の緩和、これは適用はもう少し先になるわけでありまして、これも、税率の緩和が行なわれたというところは、国税、地方税の軽減とにらみ合せて歓迎するべきことだと思ひます。

それからさらに、それと並びまして、扶養親族の税額控除の標準額が決定されたというところは、いわゆる産業構成があまり高度化されておらない町村等におきましては、かなりのマイナスが生じるおそれがあるというところは認めますけれども、しかし、負担の均衡という点から考えるならば、これもある程度はやむを得ないのではないかと、将来の所得の伸びという点からいって、現在この点で若干のマイナスを感ずる町村も、やがてはさしたるマイナスを感ぜない状態が来るであろうというふうに考えますので、この点も適当であるというふうに思ひます。

それから、あと住民税の控除や免税対象、非課税範囲の拡張等については、特別申し上げることはございませんが、次に市町村民税について、新たに、新たにないかもしませんが、配当控除が別々に定められておる点で

ありますけれども、一般に税制調査会の一昨年の第一次答申のときに、国税、所得税における税制改正の影響が住民税に及ぶことは遮断すべきであるという見解が出されまして、それが徐々に実施に移されつつあるという点は、御承知のとおりであります。そういう点からいって、配当控除は、すでに地方税において行なわれておる団体はともかくといたしまして、これは一般的にいふならば、これを地方税において実施することは好ましくないというふうに考えられます。特に配当控除につきましては、所得税の問題につきましても、なお当分現状のままで推移を見守るべきであるというふうな決定が第二次答申の中でも行なわれております点からいって、こういう規定はあまり好ましくないのではないかと、この感じを持つております。なお配当控除に限らず、国税、所得税における改正の影響を遮断するという点では、現在の住民税について、相当いろいろな問題があるように考えられます。これはしかしむしろ問題は、より多くは所得税法の問題であると思ひますので、くどくは申しませんが、御参考までにお聞きいただければ、たとえば税制調査会ですでにたびたび答申しておりますような租税特別措置の整理ということがもつと国税において進められて、そのはね返りが住民税等に移らないようにするということが望ましいことであらうと思ひます。

次は事業税であります。事業税につきましても、これは実はいろいろ問

非常に急ぎましたが、個々の税目に関する意見はこの程度にいたしましたとして、最後に結論として、初め申しました税源配分の問題に立ち帰らせていただきます。

税源配分の問題は、先ほどもちよつと申しましたように、非常に大きな問題でありますので、なかなか簡単にこの解決策が出てこないわけであります。特にそれは、いわゆる事務配分の問題にからんで参りまして、その事務配分の問題がさらに地方制度全般の体制というようになことにまで発展いたしましたので、非常にむずかしい問題であります。

りますが、その事務配分とからんで、私は税源配分は、単に新しい税目を地方に委譲する、あるいは新しい税目を起こすというよりなことだけでは解決

できないのではないか。それは言葉の
 厳密な意味の税源配分というのから少
 しはずれて参りますけれども、この地
 方の収入、広くって地方団体の収入
 を確保するという見地から申します

と、それは税制の問題のみならず、もつと広く補助金制度というよりなものについても、はたしてそれが妥当で

あるか、適正であるか、あるいは分担金も含めましてであります、そういふことまで考へて、総合的に行なわれべき性質のものである、そうした意

味で、この問題は、むしろ中央と地方との財政の関係をどうするか、単に税源の問題をこえた経費の問題にま

て入つていった非常に大きな問題になると思います。この点につきましては、私は、今までのいわゆる税制調査会というものは、ほとんどこの点について突っ込んだ議論をする機会がな

かつた、それは一つには、時間的な制限
 あるいは年々起きてくる減税要求とい
 うものに応接するのにとまがなかつ
 たということから来ると思いますけれ
 ども、税制調査会の構成、機構そのも
 のが、こうした問題を重点的に取り上
 げるというのには不適當ではなかつた
 かという印象を持っております。した
 がいまして、この問題は、別個にそう
 いう問題のみを対象とするような審議
 会あるいは調査会等において、かなり
 長期間の時日をかけて勉強されるよう
 なことが望ましいのではなからうか、
 そのように国会でも御配慮を願うこと
 が妥当ではないだらうかという印象を
 持っております。

たいへん簡単でありましたが、一応意見の陳述を終わります。(拍手)

○委員長(小林武治君) 次に、山本参考人にお願します。

○参考人(山本力蔵君) 全国町村会長の山本でございます。平素地方自治体のために非常に御高配をいただきまして、この際御礼を申し上げる次第でございます。

ただいま御審議中の地方税法の一部改正に対する意見を申し上げさせていただきます。

今回の改正は、地方税の大衆負担、中小企業の負担の軽減、合理化、さらに税の負担の均衡ということを考えられておりまするし、さらに国、地方を通ずる

税源の配分という二つの要素からなっておりませんが、この改正につきましては、国の税制調査会等の答申に大体沿つ

ております問題でございまして、私どももいたしましては、反対の理由はないわけでございます。ただ、減税の内容でございしますが、住民税の税率の引き下げ、また、ただし書き方式を採用して

おりますところの基礎控除の標準額の設定、電気ガス税の税率の引き下げ、非課税範囲の整理合理化、鉱産税につきましては、中小鉱業者の軽減税率の設定、こゝろ措置がとられているのでございます。そこで、私どもいたしましては、この改正には反対するものではないと思いますが、町村財政の現状から見まして、特にこの改正が弱小町村の財政に至大な影響を及ぼしておるのでございます。特に住民税におきましては、昨年度の改正におかれまして、当参議院におかれまして、白色専従者の税額控除の制度を取り入れられまして、三十七年度より実施になるの

でございます。三十七年度は専従者控除と、それから扶養控除の六百万円の標準税率の設定が二つ重なっておるのでございまして、地方税全体から見ます

ると大きな問題ではないかと存じます。すなわち、農村を基盤としており、また大部分の町村に非常な、予想以上の減収を来たしておるものが、今度の予算編成ではつきりいたしましたので

ございます。したがって、財政の運営に相当の障害を与えることも予想されますので、この上は、交付税制度

の運用等を含めまして、これらの減収補てんの措置に遺憾ない御処置を願いたい、かように存するわけでございます。また今回の改正によりまして、三

十八年度よりは住民税の税率の引き下げがございます。したがって、住民税といたしましては、さらに大幅な減

収を来たすという点があるので、ございまして、今より明年度の貧弱自治体の財政面につきまして、補てんの措置をひとつお考えおき願いたい、かように考える次第でございます。

次に、国と地方団体の税源配分でございしますが、従来の税制改正は、減税をいたしまして、その後におきまして、減収補てんの問題を私どもは常にお願ひして、この問題が非常な難航をするのでございますが、今回の改正におきましては、地方財政の自主性、健全性を高めるといふ御趣旨によりまして、独立税の強化のために税源の付与が一部行なわれております。その規模、量につきましては、私どもといたしまして不満足な点がございますけれども、今回の改正が従来の改正と違ひまして、一応前向きな措置として考えられましたことは、非常に意義の深いことでございまして、私どもといたし

ましては深く感謝するわけでございます。しかし、その内容といたしましては、税制調査会発足当初から、私ども地方団体が要望しておりましたところ

の、経費の負担区分の適正化の問題、それから事務再配分、こういう根本的な問題が解決しておりませんので、きわめて不徹底な点がございます。さらに、その税源配分の量におきまして

は、減税におきましては、所得税の一部を、百九十八億までの配分がございました。市町村税におきましては、た

ばこの消費税の1%の配分ということ
で、減収の総額等から見まして、きわ
めて微々たるものというような感を受
けるのでございまして、この点につ

ましては不満を表したい、かように存ずるのでございます。しかし、このたばこの消費税の税率引き上げと同時に

に、今回の措置といたしまして、従来の従価方式から、従価と従量課税の折衷の方式が採用されました。これは貧弱自治体の代表でありますところの本町村会の意見にも照応するもの

でございまして、これまで非常にけっこうなことで賛意を表する次第でございます。

その他各税目に通ずる問題といたしましては、都道府県の県民税の徴収の問題でございまして、これらにつきましても、当委員会におかれまして、非常に御高配をいただいておりますのでございますが、実際にただいま申告の時期でございまして、昨日で申告が終わりをまして、町村の事務に入るわけでございしますが、今回の税源配分の結果によりまして、都道府県の県民税は相当地に大きくなります。半面、私ども市町村の住民税は安くなっております。しかし、これは一括市町村長の名において

賦課徴収するのでございまして、住民の納税の感情から見ましても、また町村の事務の面から見ましても、非常に大きな問題になっておるわけござい

ます。この点は、私どももいたしましたが、税制調査会におきまして、負担の分任の精神にのっとりまして、県民税は県独自で徴収していただきたいというような意見を申し述べてございます。

るが、しかしこの場合、三十七年度より直ちに県において独自で徴収するといふことは、実情をわめて困難な問題

があらうかと存するのでございます。
その際におきましては、町村が徴収いたします事務量に相当いたしますところの経費を、県におきまして十分負担

していただくということを、特にこの際さらにお願ひしたい、かように考えるのでございます。

なお、市町村税の事務量の増加に対応する財源措置につきまして、希望を申し上げたいと存じます。本年度の課税方式が二方式に統一されたことによりまして、新たな課税方式による賦課徴収

に入ることになります。昭和三十六年、三十七年度は、改正によりまして、従来より相当複雑な課税方式となっており、また固定資産税の改正評価制度によりますところの市町村の準備態勢に入りますところの年度でございしますので、これらの事務の増加に対処するところの財源措置を十分に講じていただきたい、かように考える次第でございします。

次に、課税標準の特例と非課税規定でございますが、固定資産税、電気ガス税について、課税標準の特例措置、非課税規定の整理合理化の措置がとられておりますが、このうち、現下の社会情勢、公共安全のためにとられた非課税範囲の拡大等、その趣旨につきましては、やむを得ないと考えるものがございますが、その反面、電気ガス税の産業用電力による非課税範囲の拡大は、むしろ税負担の不均衡を拡大しておる傾向もあらうと存じます。今後課税標準の特例、非課税規定につきましては、さらに再検討を加え、整理圧縮をはかるべきであらうと存じますのでございます。

次に 国民健康保険税は、ただいま
地方税法そのものでは何とも参りませ
んが、先ほどの公述人の御意見にござ
いましたとおり、住民税の減税がござ
いまして、逆に、昭和三十七年度に
おきまして、国民健康保険税の国庫負
担は五%ふやしていただきましたけれ
ども、医療費の値上げその他によりま
して、さらに三十七年度は国民健康保
険税の大幅な値上げをせざるを得ない
実情にございます。例を私の町にとり
ましても、やはり本年度一世帯当たり
五千六、七百円の国民保険税になるわ
けでございます。保険の運営審議会等

におきまして、これを諮りましたができるなら一般財源から繰り入れまして、保険税の税率を引き上げることとは何とか考慮してもらいたいということではございまして、一般財源のほうで、税収におきまして、税の、所得の伸びが――農村でございしますが――一割五分くらいでございしますが、これを差し引きしても、絶対額で三百万ぐらいの減収が実際にございしますので、繰り入れ等はどういてできませんので、やむを得ず保険税の税率を引き上げるといふ実際の処置をせざるを得ない実情でございしますので、これは国の大きな社会保障の一環の政策とされまして、これら保険税の引き下げ等について、さらに御高配を賜わりたい、かように考えるわけでございします。

以上をもちまして、今回の税制改正につきましても意見を申し上げさせていただきますが、お許しをいただきますならば、税制改正の今後の問題につきましても、簡単に意見を申し上げさせていただきますと存じます。

従来の税制改正は、国民負担の軽減という面につきましては、全く大賛成でございますが、減税の結果は、地方財政の全般といたしましては、税収も交付税も伸びておりますけれども、貧弱なる農村地帯の自治体におきましては、その減税のしわ寄せが、こういう貧弱な自治体に大きくしわ寄せになつておるといふ実情でございます。電気ガス税の免税点の設定の問題しかかりでございます。あるいは扶養義務の引き上げもかりでございます。富裕団体では大した影響ございません。

が、貧弱団体に大きくしわ寄せが参るという実情でございます。さらに将来、被税等も行なわれることと存じます。が、そういう場合につきましては、減税はけっこうでございますが、これにかかりますところの税源を十分お考え願ひまして、税源を、交付税方式もございしますが、私どももいたしましては、やはりできるならば実財源で御高配をいただきたい、かように存するわけでございます。電気ガス税につきましても、昨年度免税点が引き上げられ、さらに本年度税率の引き下げが行なわれるわけでございますが、これらの税の問題につきましては、御意見もございします。免税、全廃にしろとか、さらに大幅な減免をするという御意見があるようでございますが、現在の地方の市町村の、ことに貧弱町村の財政の実情から見ますと、このかわり税源がございまして、手放しに減税を大幅に行なわれますことは、財政の運営にきわめて困難を来すわけでございますので、今後の税制改正につきましては、貧弱自治体の実情等をお考え願ひまして、税源配分等を十分お考え願ひたい、かように考える次第でございます。

はなはだ簡単であります。が、以上で私の意見を終わらしていただきたいのと存じます。ありがとうございます。

○委員長(小林武治君) 次に、比嘉参考人にお願ひいたします。

○参考人(比嘉正子君) 比嘉でござい
ます。減税の呼び声は、国民にとって
非常に魅力のある言葉でありまして、
私たちの心をはのほのとさせるのでござ
います。だからといって、何でもか
んでも減税したら私たち、手放しで

国民が喜ぶものでなく、また派利のみによつて国民が幸福な生活を送れると思つておりません。減税することによつて国民生活を墮落させることもあり得るし、また増税することによつて国民生活がよりよく幸福になることもあるのでございます。私たちは筋の通つた税金は、必要なだけとしどしお取り下さいと申し上げたい。そのかわり筋の通らない税金は廃止していただく、きたいということを思つております。

私は、今日の発言を仰せつかりまして、にわかに税制の勉強をいたして参りましたが、中山会長の税制調査会の答申案を拝見いたしましたして、その中から感じられることは、社会福祉の理念の上に立脚して検討されているようにはどうしても思われないのです。とにかく八方美人的ないわけるやり方で、何でもかでも一％か二％の税率を下げているように思つて、私たちの生活に密着した重点的な税制改革ではないということを感じとつたのでございします。たとえば酒税については、二ページを費やして懇切丁寧に解説をしておりますのに、われわれに必要な電気ガス税、砂糖税などは、さりとて三行で流してある。これは酒の好きな方ばかりで答申案をお作りになつたかからいたし方もないことですから、もちろん三善女史も入つておりますが、五十一人の男子の中で一人の婦人では力が及ばなかつたと思うわけでございします。とにかく複雑怪奇といわれ

る砂糖業界にもつとメスを入れて、税金を取つてもらいたいと思つておりよし、それから酒やたばこなどは嗜好品でありますから、遠慮会釈なく税金を取るべきであるとは私は思います。この世のうさを一合のしょうちゅうに磨

ますけれども、むしろ酒を安くすると、
類焼文化を助成したり、暴力団を作り
上げたりするようなことになるのでは
ないかと心配するのでございます。

さて、私は地方税についての意見を申し述べさせていただきますのですけれども、実は住民税は所得税と関連を以て意見を申し上げたいと思います。給よりほかに収入の道はないのでございます。肉体を資本にして働いているのです。国は、こういう税金は勞せずして的確に先取りをしていらつしやる。それでこのことは、市町村の住民税に ついても、もつと控除額を引き上げるべきじゃないでしょうかと思ふのです。今までの十萬円以下の金額を、十五萬円以下の金額に改正をしていたが、 いたのですけれども、これは一カ月の月給に直せば一萬三千円になるわけです。一萬三千円の月給取りに、この税金をかけるということは、非常に生活も赤字であるのにさらに取られる。それからもつとひどいことは、月々足りない生活費をボーナスで埋めたい、あるいは毎日の生活を、せめてボーナスをもらつたら楽しい生活をしようといつて、夢に見たその待ち望んだボーナスからも税金を取る。もつとひどいことは、停年までせいぜい働いて、そのうして退職金をもらふ、その退職金からもいわれる税金を取つてしまふ。老後の生活のささえてある退職金から税金を取るということは、非常に残酷だと思ふのです。私はこの住民税の問題は、ここに市町村の代表がいらつしやいます、だいぶ不服だと思われまふ。

が、六十万円くらいまでは基礎控除していただきたい。六十万円というのは、月五万円の月給取りなんですけれども、このくらいの人たちはちょうど課長、いわゆる課長クラスで四十五才くらいの方で、子供を大学、高等学校に通わしているような家庭状態ですから、非常に生活が苦しいわけなんです。ですから、六十万円までは基礎控除をしていただきたいというのが、私たちのいわゆる願いでございます。

それからもう一つは、電気ガス税を撤廃していただきたい。電気ガス税というのは、国民生活の上で、衣食住に次ぐウエイトを持っているものであります。そして廃止してほしいという私たちの理由は、この税金というものは、戦争中に、戦費調達のためとして創設されたものでありますから、現在、平和の世の中になっておりますから、これは国民に返すべきだと思われなければならないのです。二十一年にこれは廃止になったのですけれども、また二十三年に、道府県税になり、それから二十五年には、現行の地方税法によって、地方、市町村がこれは横取りしている。これは、地方税法やらというものは、一、二行改正すれば、どんなことでもやれるというところは、どうも納得がいかないわけなんです。これは、国がやるから筋が通るように思われるのですけれども、もし個人がやった場合、これは、私、取っていただければ、もうお金が要らなくなった、でも、返すのは惜しいから、肩がわりしてお前にやろうなんというところは、もし個人がやった場合に、非常に悪徳行為として、私は非難される問題だと思っております。それからもう一つは、電気税の非課税品目を整理合理化することとな

んですけれども、これは非常に賛成です。今度、基礎産業に使われる電気というものが非課税になっていきますけれども、私は、これは、やはり基礎産業を動かさばもうかる事業ですから、税金は取るべきだと思えます。それから、いわゆる公衆街路灯は、九州、東京は免税になっていきますけれども、これは全国免税にすべきだと思っております。町を明るくするという運動は、青少年を不良化から守る、あるいは暴漢から襲われるのを防ぐことにもなりますから、これは、私は、全国的に免税にすべきだと思えます。それから農山漁村の電気導入促進のために、農山漁業者が組織する団体に対する電気の供給については免税になっております。これも賛成でございます。税率が百分の九から百分の一・〇に税率を下げられたのですけれども、こういうふうに、小刻みにやられた場合には、電力会社が、事務量の負担が重くなるために、それを口実に、かえって料金を値上げされる口実を与えるように思われるのです。ですから、もつと電気ガス税というものは、私は撤廃をしていただきたい。もちろん家庭に使われている電気ガス税を撤廃してもらいたいというのが願いでございますが、これを撤廃したら、市町村が非常に財源として困るというところをおっしゃっていらっしゃいます。現在、電気ガス税で四百三十八億二千万円の税金が入る。そのかわり財源をどこから持ってくるのかというところは、私は酒税から持ってくるというところは、私は酒税から持ってくるというところ、酒税は、二千九百二十三億八千七百円の酒税が入りますから、これの一五％を市町村に配分すれば、撤廃が可能だと思っております。ただいま酒税を国家がひとり占め

しているというところは非常に不合理でございまして、酒は町村の人たちも飲んでいるから、やはり町村にも配分すべきではなからうかと思っております。そして酒の減税だとか、たばこの減税は、私は必要でないと思っております。それから飲食税のことについても、先ほどの方が申し述べていらっしゃいましたのでしるけれども、私は、日本は、いわゆる食糧過剰で、サービス過剰なんです。だから、やはりうんと、私はこういう税金を取ると、三千あたりの料理を注文するのは、大臣がトッブ・クラスの方々なんです。だから、サービスの過剰と料理飲食過剰の待合あたりの税金をどしどし取ってやることによって、待合政治もなくなるし、また健全なる社交が家庭に返るということも考えられるのでございます。

それからもう一つ、これは地方税と関係があるかどうか知りませんが、これも、申告制度の単純化をお願いしたい。税制の方向といたしましては、民主政治のあり方として、申告制度というところは非常にいい方向でありますけれども、複雑化してしまつて、大きな会社あたりは、専門家を置いて、どんなふういうふうな事務的処理をいたしますけれども、私たちや中小企業はなかなかややくしくむずかしいわけなんです。そうして判を持って行つて、何とぞよろしく願ひします。というふうな、あなたもかきかたのような状態の申告のやり方もあり得るのでございまして、三度一度に申告するより単純化をしていってもらつたらどうかと思ひます。

それから、これも別にこれと関係はないのですけれども、物品税について、やはり物品税の表示をしてもらわぬことには、物品税がなくなつたつて、それだけ下げないで、同じ値段で売られているような現状でございまして、物品税にも表示をつけてもらえたらたいへん幸いだと思います。以上、私は申し上げましたけれども、国民全体が喜んで税金を支えるような政策をとっていただきたい。幾ら税金を払つても、私たちにこれは返つてこない。倍になって返つてこない。働いている間はどんどん、もうけたらもうけただけ税金を追つかけて取つてしまふ。働けなくなつて、肉体労働ができなくなつたときには、はたたらかされる。勝手に貧乏して勝手に老いぼれたのだからと云つて、国家保障が一つもない。自分を守るのは自分のみの力だから、日本人はけちけちして、お金をためることにあぐさくして、し、それから脱税をいかに上手にやるかというところをいつも研究して、考えると、こういうふうな国民にするというところは、税制制度が私は悪いと思ひます。ですから、こういう私たちの税金で、教育費は無料になりました。私たちの税金で、養老年金が二万円ぐらゐもらえようになりました。あなた方からえるようになった。あるいはあなた方の税金で、未亡人が転落しないでも生活できるような制度ができたということになれば、私たちは楽しく、貯金なんかしない、全部国家に税金納めるようになると思ひます。

私は参議院の方にお願ひしたいと思ひます。この改正案が衆議院を通過して参りましたけれども、もう一つここのでメスを入れて、差し戻すだけの気概があつてほしいと思ひます。参議院は六年間議員ですから、非常に安定して、たくさん参議院議員になりたい方がいるのですけれども、真実ほんとうに参議院の存在価値というものは、国民の信頼、関心が非常に薄くなつていから、この場合に、私たちはこれにほんとうにメスを入れて、差し戻すだけの決心をしていただいて、そうして取るべきものは取つて、廃止すべきものは思い切つて廃止するようなことをしていただきたい。八方美人的ないわゆる税金の配分は、われわれは賛成じゃございせん。まず重点的に税金を取るなり、かけるなりしていただきたいというところを希望いたします。

失礼申し上げました。(拍手)
○委員長(小林武治君) ただいまの参議院の方々に質疑のおありの方は、御発言願ひします。
○秋山長遠君 遠藤さんに御意見を聞かしていただきたいのですが、われわれ地方税の問題と取り組む場合に、いつもこれは大きな矛盾に突き当たるのですが、一方では非常に税金が重いというところは、税制調査会の答申でも、再三強調されていることなんです、したがって、減税ということ、内容によつては多少の問題はありまして、一般論として、これはもう至命令だと思ひます。ところが、国税については、減税をしても、だれも困る者もないし、怒る者もないのですけれども、地方税については、もう減税を喜ぶ者と困る者と、二通りでございす。いつもそのために、特に県知事とか市町村長とかいうような、地方行政の責任者の立場の人は、その減税ということと、それから他面、今度は地方財政という問題との板ばさみになつて、いつも非常に窮地に立たされる。そうしていつも悪役を一

番買わされる立場になるのです。この矛盾を何とか解決する道はないかというのをいつも考えるわけなんです。税制調査会で、あれだけ専門家を集めておやりになつても、いまだにその結論が出ないのですから、これは、われわれが幾ら考えても、すぐ、ちよつとやそつとでいい方法はなかなか出ませんけれどもね。これは何とか、どこかでその矛盾を断ち切ることをやらなければ、これはもういつまでたつても、今の比嘉さんのお話じゃないけれども、ただちよびちよび減税で、その場のがれな方美人的なことをやってみる程度で、お茶をにごされるということでは済ましてしまふ。問題はちつとも前進しない。まあその点について、えらい抽象的な御質問で恐縮ですけれども、その方面の専門家として、こういうふうにやたらその矛盾が解決されるんじゃないかということがあったら、ひとつお教え願いたい。まあこれが第一点。

それから第二点として、具体的に、先ほど今回の地方税改正で一番重要な点、注目すべき点は、この税源配分の点だ、具体的には国税、所得税から府県民税に税源を譲与する、それから入場譲与税を国に取り上げるといふ、まあそういう点が最も注目すべき点だと、こつとこつとやつたのですけれども、それがよろしいとかよろしくないとかという点についての御意見の発表はなかつたように思うのですが、まあこの税源配分という名のもとにやられようとしているその具体的な方法について、これは遠藤さんはどのようにお考えになつておるかということをお尋ねしたい。

それから、さらに第三点として、まあ一応このやり方を肯定するとかにいたしましても、今度、一体そういうやり方をさらに幅を広げていくべきなのかどうかという今後の問題があるわけですね。まあこれはそういうやり方で国税、地方税を総合して、やつぱり減税にはなるんだという政府側の説明なんですから、しかし、やつぱりそろばんをはじいてみれば、結論的にはそうなるにしても、しかし、減税が至上命令になつていくときに、これは国税で若干減税されるにしても、地方税で若干増税されることになつてきますと、やつぱりこの税金の重圧感といふのは非常に加つてくるのではなからうか。結局、国のほうは減税だ減税だと言つていい顔をしてくるのに対して、地方のほうは減税に直結してある地方団体といふものは、いつも増税増税で悪役を買わなければならぬ。まあ国のほうは税金の重い、重税の責任を体よく地方団体のほうに押し寄せてしまつて涼しい顔をしていくというより、まあそこにおかしなことになつてきて、それが、やつぱり直接間接、この地方行政といふものを非常にむずかしいにしていくんじゃないか。ですから、税源配分といつても、こつとこつとやつた税源配分じゃないに、もう少し別な税源配分といふことを考える余地はないものかとかいふことなんです。

まず、その三点についてお伺いしたいと思ひます。

私は、今の三つの問題は、それぞれ相關連してありまして、事実上は大體二つぐらいの問題に仕舞れるのではないかとふつと感ぜました。その一つは、地方団体として財政需要が増大する傾向にあるにもかかわらず、しかも、一方では減税の要求といふものが非常に大である、その点をどういふふうに調和させるかといふこと、それからその税源配分をする場合に、どういふやり方が考えられるかといふことになるかと思ひますが、私は、先ほどの参考意見を陳述申し上げましたときに、最後に、簡単にあります、ちよつと触れましたように、この税源配分といふのは、単なる税目をどうするといふ問題の範囲を越えて、結局は交付税制度、それから補助負担金制度といふようなことの問題にもなつてくるのではないかとこつと考へ方をしておるわけです。それはまた後ほどその問題に戻るわけでありまして、けれども、とりあへずその負担といふ点で申しますと、私はやはり負担といふものは、納税者から見ますと、国税であるといふ点において変わりはない。その点から言いますと、やはり負担は総合的に考えられてしかるべきものであつて、所得税の減税がある程度、地方税の増税によつて消されたとしても、総合的な結果として減税になつておるといふことになれば、やはりそれは減税と見るのが至当ではないかといふふうに考へるわけです。その場合、私はそこで負担が重くなる、住民の負担感を増すとおつしやられました点につきましては、二つの問題があるかと思ひます。

一つは、これは地方団体の理事者あるいは首長の側の住民に対するPR活動であると思ひますが、最近はその点ばかりにやられておられるようになりまして、地方財政法等でできております都道府県の財政報告などというものは、相当おざなりであるといふ点があるかと思ひます。それからさらに市町村の中でも、町村などに参りますと、その点はほとんど、特別な団体を除いてはあまり丁寧な住民に対する報告といふのが行なわれておらないという印象を持つております。そういう点で、たとえば県民税が若干ふえたけれども、総合的にはどうではないのだといふことが、丁寧に根気よくPRされる、そういう活動が望ましいのではないかと。それからまた、それに触れました、地方団体の財政あるいは地方行政について、いろいろな意見が述べられておるわけです。御承知のように、非常に消費的な経費が多いとか、人件費が多いとかいふような批判が述べられておつて、そして、そういうものが新聞その他マスコミを通じて流されてきて、住民にひとつの地方行政財政観といふものを形成せしめておると思ひますが、こつとこつと意見のうち、かなりのものは、私は、地方行政と直接間接関係を持たないような方面から出てくる批判である。具体的に申しますと、大企業でありまして、地方行政を相手にしない、中央の行政と直結しているような大企業側から、そういう批判がしばしば行なわれている。そういうものが住民にいつの間にか一つの観念を作り上げておるものが多いといふふうに思ひます。その大企業は、今も言いましたように、むしろ国の行政と直

結しておる、それから大企業のそういう幹部である方々は、地方行政のめんどろにならなくても自分でやる。たとえば子供は高級な私立学校に入れた、公立の学校の世話にならぬとか、一つの例はそういうことであります。が、そういう考えが非常に強いのです、しかし、これは言うまでもなく、人件費が多いといふことはもちろん地方団体の側にも多少の責任はありましようけれども、むしろ国の法律によるものである、国の制度によるものであるといふような、そういう点も、私はもつと地方の首長として、理事者として、住民にその十分な説明をなさるべきではないかという印象を、ふだんいろいろな市政だよりであるとか、市議会だより、市町村だよりといういろいろなものをいろいろのところにちよびちよびするたびに感じておるわけです。

それからもう一つの問題は、そのことと関連いたしますけれども、地方団体の、あるいは地方団体職員の行政能力といふものは、はたしてどうであるかといふ点がやはり問題になつてくるのではないかと。その点では私はまだ地方団体の職員の執務態度、執務能力といふものについては、もう少し向上せしめる、研修等を通じて向上させる余地があるのではないかと。そういうものがある程度向上することによつて、負担感といふものは若干は緩和される余地があるのではないかと、こつとこつと感ぜがしておるわけでありまして、それからもう一つ税源配分の問題でありますけれども、私は個々の税目の問題だけではないといふことを申し上げておることは、市町村、まあ都道府県もそうですけれども、大体において自主財源強化ということを要求せられてお

る。そうして税収入を増大させる、増強させるということに非常な熱意を持っておられますけれども、私は、その点ではこういう考え方に多少の疑問を持っております。と申しますのは、御承知のように、新しい税目を設定いたしました、それがまた団体間の財政力の格差を広げる原因になるというのが、日本の実情でありますから、若干の税率の引き上げあるいは多少の新税の設定ということとは、もちろんまだその可能性は残されていると思いますが、しかし、それにより大きな期待を抱くことはできない。ということになりますと、やはり財源調整、つまり交付税制度というよりなものの相当重点が移っていくのではないかと。そうして事実の推移といえども、交付税制度というものが、年々重要な位置を持つようになっているわけでありまして、ただしかし、その交付税制度におきまして、もちろんこれが一つの基準によって行なわれる限りは、ある程度の国一性というものは免かれることはできませんけれども、それにしても、その範囲の中でできるだけ市町村のいろいろな特異な事情というものに即したような、いわゆる補正、きめのこまかい補正をやっていくという余地はまだ残されているのではないかと、そういう意味で交付税制度の改正を考えるということも必要ではないかと。

それからさらに、もう一つは、補助金制度でありますけれども、これも御承知のように、補助金制度については、非常に実態にそぐわない点がある。その結果、いわゆる地方団体の持ち出しが多くなっているというように、ことも大きな問題であります。それと並んで、補助率がはたして適正であるかどうかという点も問題があると思

います。そういう点を全部ひくくめまして、その中でその一部分として税源、いわゆる税源配分というよりなものを考えるというところが、今後の考え方ではないだろうか。したがって、所得税の減を何々税に振り向けるということも一つの方法ではありますけれども、それだけではないというふうに考えております。お答えになりましたでしょうか。

○矢嶋三義君 私すわって伺いますから、すわってお答えいただきたいと思

います。ちよいといい機会でありますから若干お伺いしますから、できるだけ簡単にひとつお答えいただきたいと思

先ほど承りまして感じたのですが、こういう問題については、それぞれの立場々々意見が若干狂って参りますね。きょう三人の方の間でもやはりズレがあるわけですが、これはまあやむを得ないことですが、われわれとしては、大所高所から最大公約数をつかまなければならぬわけでありまして、さういふ角度から質問をいたしますが、中には質問内容に御無礼な点が出るかもしれないけれども、そういう点はあなたの方のほうからも率直に反論をし、お答えいただきたいと思

は、国税は約二千三百十七億、自然増です。地方税は二千二百九十七億。それに対して減税は、平年度として国税が千三百三十八億、地方税が約五十七億、それから三十七年の、今予算に出ているのが、国税で自然増収は約四千七百四十億です。地方税は約二千三百八十五億。これに対して平年度として国税の減税が千二百四十四億です。地方税が四百二十二億、こうなっているわけですね。国税、地方税合算しての税負担率は、三十五年が二一・〇%、三十六年度が二〇・七%、三十七年度は二二・三%、戦前は約一三%程度。税政調査会が二〇%以下云々という意見を出された。こういう点を勘案した場合に、地方税の減税に入る前に、国税、地方税合算しての国民の税負担という立場から、私は大きな政策の方向として、国民への税納入に対する還元という、減税という考え方はもう少し積極的にされてしかるべきじゃないか、こういう私は感じを持つのです。遠藤先生の御所見を簡単に承りたいと思

○参考人(遠藤瀧吉君) それじゃ、今度の地方税法の改正案とは別個に、今の税負担のあり方そのものについて率直に申しますと、私は、おっしゃるよう

に考えております。で、今の税負担はもつと思ひ切つて減らすべきことをやってもいいというふうに考えており

○矢嶋三義君 次に、地方税の問題に入りますが、今度の改正を見ましても、電気ガス税等を考へても、あるいは料理飲食税あるいは法人事業税等の減税等から考へても、今の日本のこの経済の状況、それから所得倍増計画に基づいて地域格差の拡大、その産業

活動の差ですね、これからいって、この減税の及ぼす影響のある範囲というのは、富有団体のほうに大きいと思うのです。それで貧弱団体はかなり分の悪い立場に立たされるだろうと思

う。特に住民税がこうなると思ふ。こういう意見は私ももつともだと思

うのです。私は、地方税の全般から見るならば、私は住民税というのはまだ下げるべきじゃないか。そうして住民税を下げることによつて、産業格差がついてくる。第一次産業を主体にするような地方団体に差がついてくる

なるといふと、他の角度でそれはカバーすべきであつて、住民税を下げるという、そういうところに大きなひずみが出てくるであらうというので、住民税を下げるのにちやうちよすという

ことは、私は間違ひであつて、大筋としては、住民税はまだ下げて、すべての国民の地方税が減額されるような角度で私は検討されるべきものだと思います。私はそういう見解を持つています。私はずいぶん見解を持てているわけですが、ところが、今度やられてるのは逆なんです。先ほどの山本参考人の御意見は、住民税はあまり下げてもらつては、第一次産業を主とする地方団体は貧弱になつて、影響が大き

を、今の住民の生活ということを中心にして考えた場合には、総合的に減じた場合に、地方税のほう若干増になつても、それはもしその民生行政というものが能率的に行なわれる限りはやむを得ない、そういうのが私の考え方でございます。

○矢嶋三義君 それからまた総合的に見まして、まあ所得倍増計画で非常な産業間、地域間、国民階層間の格差は拡大された、特に地方団体において

かりですね。それで税法の改正等でも、ちろん配慮はされておりますけれども、この産業基盤の整備強化というところ、一般会計予算にしろ、あるいは財政投融資計画でも偏重して、先ほど山本参考人から述べられておりました、弱小地方団体に対する配慮というものは若干されたけれども、これでもなお現状に即して不十分だとい

う見解は山本さんが述べられておられますが、山本さんはその立場がありま

すが、公正に見て私はそういう批判が当たるとは思ひません。遠藤先生はどうかと思ふにござん

と出ておりましたが、あなた方は要望
されていると思うんですがね、それが
思います。

実現しないのはどういふわけか。それは具体的に申さねばわかりませんが、たとえば学校を建築するのでも、基準坪数というのを非常に不適当なところに押えられているんですね。だから、ここで持ち出しをしなければならぬ。

○参考人(山本力蔵君)　ただいま矢嶋先生の御質問がございましたが、それは、ことに三十六年度の私ども自治体の財政を非常に困らせたのは、学校の単価が非常に補助単価と実際の建築単価が非常に差が大きいという点で、

これが地方団体が主体になってやり、予算で直轄で単独にやるのは単価は高くて、同じ内容の事業であっても、の町で例をとりましたも、三十六年度の中学を一つ建てましたが、最初は文部省の二万七、八千円でございます。結局実際は四万を突破しております。これでほとんど財源を三十六年度

それに助成するといふ形をとっているのは単価は低いというのは、具体的に幾らもありますよ、私ちょっと調べてみしても、こういう点お役人さんはみな何とかわつてこ言つて逃げるんは食つてしまつたよりな状況でございまして、その他そういう基準坪数、単価の問題につきましては、私も町村会といたしましても、地方団体側といひたしましても、強くそれぞれの面に陳

ですけれども、たとえば最もわかりやすい具体的なことを言えば、たとえば大学で体育館を作る、中学校で体育館を作るといったも、中へ入れる設備、品物は少しは違いかもしらぬけれども、情しておるわけでございますして、三十七年度におきまして、その点がやはり今度の予算の単価と実際の単価で大きな差がございますので、これは大きな地方財政計画とは違った持ち出しが

も、体育館としての建築構造というものは、鉄筋なら鉄筋、木造なら木造、鉄管なら鉄骨で差があるはずはないわけですから。それらに差をつけてあるけど、そこに私はこれは誘い水を出すぐらいであって、地方団体の持ち出しが

○矢嶋三義君　もうちよつと具体的に、さらに私どもは運動したいと思っております。よろしくお願いしたいと思っております。

○矢嶋三義君　もうちよつと具体的に、さらに私どもは運動したいと思っております。よろしくお願いしたいと思っております。

非常に多くなってくる、これが法律、規則以外の支出をもたらすことになる。これは非常に圧迫していると思うんですが、あなたの方としては、これは地方団体側としては政府に強く是正を都道府県の責任で高校新增設するの町村には負担はさせない。これは何いたいのですが、参議院の予算委員会ではこういうことを答弁しているのですが、高等学校の急増にあたって。

要求されていると思うのですけれども、われわれも国会で論議しているのだけれども、これがなされないのはどういうことなんでしょうね。ちよつとだから市町村には負担をかけない。PTAの負担は本年度で解消、ゼロにする、こういうことを大臣は胸を張って答弁しているのですが、実情はどう

でしよるか、比嘉さん、山本さんに承っておきます。

○参考人(山本力蔵君) その問題も、御指摘のとおり、明年度の高校の急増対策の問題、これは私どもといたしましても自分の自治体の中学を卒業する

かわいい子弟の問題でございまして、非常に心配しているわけでございます。

か、従来高校の都立原野の建築にありまして、私の県では従来二分の一が地元負担でございます。本年は、三十七年度は急増対策につきましては、四分の一やはり地元負担ということになっております。われわれといたしましては、

は、ぜひ地方財政法等で考えになりまして、負担の区分を明確化していたために、県立の学校でございましたならば地元の負担を避けるような財源措置をしたようにございます。これ

が十分か十分でないか私どもよくわかりませんが、これが市町村あるいは父兄、PTA等にしろ寄せがあるということは、やはりせつかく減税いたしましたも、これは税外負担でございます

のてこういふ点に特にお考え願いた
い。こういった点やはり強く要望しな
いと、こう思っているわけでございま
す。全国的にもこれが負担がなくなる
ということは望ましいことでございま
すが、はたしてそのとおりいくかどう

かは今心配しているわけでござい
ます。

○矢嶋三義君 比嘉さん、PTAのほう
うはどうでしょうかな、ことはゼロ
になる……。

○参考人(比嘉正子君) 大阪なんですけれども、大阪市の場合でも誘い水ぐらいが市から出るいわゆる予算で、あとはPTAやその住民から全部寄付を集めております。私のほうで小学校

の講堂を建てるのに、私はPTAの会
員じゃないけれども、一万二千元、

一カ月に千円の割当で一年間出したのです。ですから、ゼロということはおそらく全国的にないと思いますけれども。

○矢嶋三義君 遠藤参考人に伺います
が、料理飲食税の問題ですね。これは

境に一五%、一〇%としていますが、
こうなりますと、非常に具体的なこと
なんですがね、芸者が入っても入らな
くても同じようになってしまうわけです
ね。これは考え方によると思うのです

けれども、奢侈的消費に対して担税力を捕捉調整するという立場からいえば、これだけ国民に税負担がかかっているという、やはり芸者さんが入る料理飲食の場合とそうでない場合は、

やはり税率に差を――これは芸者さん
からしかられるかもしれませんがね、
つけることが、僕は国民感情としては
合うのじゃないかと思う。おそらくこ
ういう案を作った人は芸者さんに弱

立場の人か作ったんじゃないかという
ような、こんな僕は皮肉な見方もし
ているのですが、学問的とそれから国民
感情と合わせて、どこらあたりが妥当
なのか。これで妥当なら妥当でけつ
うですが、まあ矢嶋のような意見も少

しは入れてもいいのじゃないかということなら、それでもいいです。まあ参考に乗っておきたいと思います。

○参考人(遠藤湘吉君) 私もそういう高級飲食の実態をよく存じませんけれど

ども、最近の奢侈的な料理、節食の実況は、芸者が入るか入らないかというようなことでなかなか区別ができなくなっているのではないか。芸者が入らないで、芸者ではない婦人がサービスして

おりまして、事態は芸者の入っているようなものとあまり変わらないとい

うようなことも聞かぬわけでありまして、いわゆる奢侈的な料理飲食の内容といふものも、非常にこのごろは豊富多彩をきわめておりますので、芸者

ということだけで割り切るといふのは徴税技術的にも非常に困難になってお

るのじゃないか。そしてそれを容れしめるに厳密にやろうとするならば、私はかなり消費者に対する相当突っ込んだ調査質問等も行なわなければ、正確に課税というものはできないのじゃないかというふうに思います。したがって

して、そういう技術上の難点というものを避ける意味で、むしろ金額で区分するということのほうが割り切っておつていいんじゃないか。芸者が入つても入らなくても、とにかく高級な消

費というものには相当の課税をすること
 ということのほうがむしろ実質的じゃな
 いかというふうに思うのでありますが、
 その点では、先ほども申しましたよう
 に、三千円まで持つていく必要はない

のて二千円といふ私査調査会の案で十分ではないか、こういうふうに考えております。

○矢嶋三義君　これは遠藤先生、私は社会党所属だから経験が薄いのですけれども、しかし大体の判断がつくので

ですがね。これは税制調査会の意見に
しても、失礼ですが、直接あなたの方
見にも同調できないわけですね。それ
ちょっと実例の一端を申し上げて、あ
わせて比嘉さんの御意見を承りたいと

思ひのすけれども、標で云々という
 のなら、三千円だけに線を置いて、上
 に一五%、下が一〇%はおかしいと思
 うのですよ。あと五千円が幾ら、一万
 円が幾らといって、一万円になつたら

税金を一万円ぐらいかけるようにしたいと思うのです。それから、芸者と芸者に似たようなものがあるからそれは別がつかぬ、これはまた別の問題だと思ふのです。料理飲食税については、都道府県でも、失礼だけれども、都道府県の役所の人とか県会議員諸君なんかやはり料理屋に行けば、顔がきましますわね。これはやはり税と関係あります。だから、料理飲食税はどれぐらい捕まえていくのかというところは疑問があると思ふのだな。それはやはりみんな税法上徴税されなければならぬと思ふのです。まあほんとうに高級のところにはいきまうと、ここで何です、芸者をたくさん上げて豪遊している人がボケット・マネーでやっているならいいですよ。自分の勤勞によって得た所得でやっているのならいいですよ。しかしこれはみんな社用族と公用族ですよ、全部ね。その実態となつたら、ほんとうに派手なところになると、芸者などはもう一人が長くおるわけじゃないですよ。もう三十分もたつともういがかかってくるくる回っているのです。だから、場合によると一人のところは三人も四人も来るわけです。そうして三十分くらいでくる他からもいがかかっている。そうすると、芸者さん収入もふえるでしょう。他からもいがかかってくるから、宴会を主催されている人の単価も五千円、六千円で済みますよ。場合によると一万円、三万円にもなる。それを三万円のラインを引いて上が一五%、下が一〇%、私たちが友だちと銀座あたりでささやかに、ちょっと派手に飲みますが、あなたの方でもそうでしょうが、芸者でなくても三万円ぐらいくさ

ますよ。それを一五%ぐらいで、さっきのような社用、公用族と、自分のボケット・マネーだけで何万円の単価で宴会をしても、これはやはり同じじやないのは、僕は実態と国民の感情——国民の税金がこれだけ多いの持つてきて、税の負担能力からいって、若干それを捕ま——調整するという立場からいくと、どうもこれは納得できないと思ふのです。これは赤坂、新橋の料理屋のおかみさんからいってたら喜ぶでしょう。しかし、これは僕は日本の料理飲食税の制度があるとしては私はどうも納得できない、こう思っているのですが、これは意見が長くなりまして恐縮でしたけれども、三十分ぐらいで回るので、くるくるね、遠藤さんと比嘉さんから参考人の御所見を、簡単によろしくいいますから、承っておきたいと思ふのです。

○参考人(遠藤清吉君) 私どもも不勉強でして、実態を存じませんでして、どうもあまり御納得のいくような回答ができませんが、ただ、ある程度技術的になりまうけれども、果進税のようなり方をするといいことになりまうと、私相当もう脱税が出てきてどうにもしようがなくなるのじゃないかというのを一つ考えます。そうしてそれをやろうということになる、それこそもう社用族の人権侵害みたいなことにもなりかねないと思ふのです。私が一番最初に料理飲食税には税として問題があると言つたのは、実はそういう捕まの可能性というものがこういう直接消費課税というのとは非常にむずかしいということから申し上げたのですが、そういう意味で問題のある税でありますから、どうもやり方もある程度なまぬくるのはやむを得ないのじやないか、こういふふうに考えております。

○参考人(比嘉正子君) 私はそういうふうな税金をうんと取つた方がいいと思ふのです。そうして市町村の交付金に回せばいいと思ふのです。だから、そういうものまで減税する必要はないと思ふますし、それから、私こちらに参ります前に、たばこを吸いなさる方、お酒を飲みなさる方、それから料理屋のことでいろいろ聞いてみたのですが、一体どう思ひますかと言つたら、やはりそんなのは減税する必要はないと言ふのです。お酒を飲む方でもやはり筋だけはちゃんと心得ていらつしやいますから、お酒なんかは減税する必要はない、たばこも必要ない、料理飲食税をうんと取つた方がいい、それをやはり実質的なものに回した方がいいのだというこの考え方を若い方でも持つていらつしやいます。

○秋山長造君 ちょっと今の関連し今料理飲食税の問題ですが、まあ高いほうは遠藤さんもあり経験がないとおっしゃるのですけれども、低いほうは大いにお互いに経験があるのじやないか、今物価からいいますと、五百円をこしたらもう税金がかかるでしょう。これは私はちよつと今の実情に即せぬと思ふのです。これはもう今すし屋さんなんかに行つてすしをつまんでも、これは少し腰を落ちつけて食つたら、もう五百円はこえますからね。だから、これはやはり上のほうをさういふように配慮されるならば、下のほうは逆にもう少し配慮して、千円から下ぐらいはもう税金は取らぬということにした方がいいのじやないですか。その点はどういうふうな考えなんですか。

○参考人(遠藤清吉君) まあ上に上がれば上がるほどいいに違ひせんけれども、私どもは、たとえば学校のそばのすし屋で一番いいすしが二百円ぐらいでございまして、あまり今のようないことを感じたことはないでございまして、率直に申しまして、で、そのこととちよつとはずれますけれども、さつき言ひかけてやめたことを念のため申し上げておきますが、旅館の宿泊のことでありますけれども、私は旅館の宿泊については、免税点とそれから課税標準の特例と、両方あるのはやはりすつきりしない、旅館の場合は免税点をもう少し上げて、そのかわり課税標準の特例のようなものはやめてしまつたほうがいいのじやないかというふうな考えを持つております。

○矢嶋三義君 もう二、三點伺わせてもらいます、比嘉参考人に伺います、さつき酒、たばこはもつと税金を取つたらどうかという言葉があつたわけですが、たとえばたばこの場合、ピース四十円ですね。この中で、私が計算しておると、税金が二十六円五十五銭ですよ。だから、約六六・五%は税金ですよ。たばこはこれは奢侈品でなくて必需品だと思ふのです。これ以上僕は税金を取つていいことはとんでもないことであつて、たばこあたりの税金は下げるべきだと思ふのです、この点いかがですか。

○参考人(比嘉正子君) たばこは嗜好品で、それは吸わなくても死ぬというわけではないのですから、のめぬでもないものなんです。たばこというものはそれは必需品に今なつてゐるのですけれども、だからといって、必需品の中でもそれは吸わなければ生きていけないというものはないわけなんです。だから、いわゆる嗜好品ですね。

○矢嶋三義君 山本参考人に伺います、最近ちよくちよく報ぜられておりますことと関連するわけですが、会計年度を市町村と国の場合とずらしてもらったほうが都合がいいというふうな意見をちよくちよく聞きますが、あなたの方の団体なり、あなた個人としてはどういふ御見解を持たれておりますか。

○参考人(山本力蔵君) この問題につきましては、私も町村会といつたしましては、国の会計年度は暦年にしていただきたい。まあ地方の会計年度は従来のとおりというのでございしますが、中には、これを国と別々になつたら困るじやないかという議論もあるようでございしますが、大体において、ずらしていただきたいというのが大體の意見でございします。この点技術的にまた相当御研究になればまた議論があるようございしますが、現在の会計年度でございまして、ことに北海道とかさういふ寒冷地帯ではなかなか補助金の決定がおくれまして、年度内に建設ができないというふうなことで、非常に従来からの強い希望でございまして、さういふ意見でございします。

○矢嶋三義君 ついでに承つておきたいのですが、今度交付税交付金の率が〇・四%ふえた。そのうちの〇・三%は臨時地方特別交付金で廃止になつた。それで〇・一%上げたわけですね。これで例の地方公務員共済組合法案をやれということをやつておりますね。これについて地方団体側はどういふ見解を持たれてゐるか、ついででするので、承つておきたい。

○参考人(山本力蔵君) この問題につきましても、御承知のとおり、最初地方制度調査会が社会保障制度の一環といたしまして国が事務費全額と掛金の一〇％という建前でおったわけでありました。私もその建前を前提に進んでおったのでございまして、今回仰せのとおり国庫負担が廃止になりました。実質的には一〇％の交付税でもっていくということでございます。まあ財源的には一〇％ではなかなか困難な実情もございまして、この地方公務員の退職年金制度が始まりまして過去より四年でございまして、それで、公務員の退職がそういう問題でだいぶ滞っている関係もございまして、また公務員自体も非常に関心の深い問題でございまして、本年度はこの辺でぜひ成立させていただくほかにないだろう、そういうことに、私も各団体で相談の結果、従来の国庫負担はあきらめまして、交付税の財源によりまして新年金制度に踏み切ることになったわけでございます。

○矢嶋三義君 最後にもう一つ山本さんに承りたいのですが、ちょっと失礼な内容の言葉が入るかと思うのですが、けれども、ありましたら、お許しをいただきたい。それは、国もいろいろ配慮しなければならぬことは当然であるとともに、地方団体側もやはり知能をとり創意工夫をこらして効率を上げるといふことを常に研究努力していただかなければならぬと思うのです。三十五年度の地方財政の決算報告を見ましても、皆様方の御努力によって好転していることは数字の示すところであり、ところが、その好転した中に、行政水準を非常に上げねばならない。それから団体に格差が大きい。それをやらねばならないと努力している半面

もありますがね。ところが、また好転した一面においては、これは不意に消費の経費を分不相応にふやすくらいがあるんじゃないか。少し派手になり過ぎるのではないか。それは決していいたくは派手じゃないけれども、実態からいって、もう少し漸進的にやったほうがいいんじゃないか、好転したというのに樂觀して、ちょっとそういうムードに酔って、そうして少しそういう方面のなにかが派手になり、ちょっとスピードが過ぎ過ぎているんじゃないかというふうな、失礼かもしれないが、私の目にはちょっとそういう面が感ぜられるんですがね。こういう点についてはどういうお感じを持っておられるんですかね。住民に対してこれは公僕として大事なことで、日本、そういう点配慮してやられれば、日本の中央政府に対するあなただけ地方団体の発言力も強くなり、それは影響力も大きくなっていくわけで、そういう私は感じを持っているんですがね。どういうふうにお感じになっておられるかということ、それからもう一つは、直接あなたと関係がございせんが、町村会の会長さんですが、同じ自治体で関係があるし、いい機会だからお伺いしておきたいんですが、それは最近よく、あらゆる問題で承るときに、地方団体の議会の議員さん、常に国会議員と並列して考える傾向がございましてね。国会議員はこうだから国会議員はこうだからと。私は今法律上からいっても制度上からいっても、地方団体の議会の議員と国会議員というのは全く別人種のような、そんなものじゃないけれども、しかし若干次元が違つて、並列して一対一で同じ次元で比較対照して物事を見、考えること

は僕は誤りではないかと、こういう感じを持っています。あなたが、あなた理事者側で議会議員ではないわけですから、でも、地方団体の日本におけるエキスパートですから、参考にとつと、ちょっと意見を聞かしていただきたいと思います。

○参考人(山本力蔵君) ただいま二つの矢嶋先生からの御質問は御意見のとおりでございます。私も同じように思つても、財政が苦しいとは申しながら、ただ国に依存するばかりでなく、大いに反省いたしまして合理化等に努めなければならぬ。また社会の指導を受けるような点があることはございまして、これは全般ではございせんが、私もこれはこういふ点はゆめ忘れず、地方自治というものを対して、国はもちろん、住民からの信頼を増すというところに大いに努力しなければならぬと、こう思つております。事実、及ばずながらそういう方面に努めたいと思つておるわけでございまして。

第二の問題でございまして、この点もそのとおりだと存じます。従来の市町村議員の処遇等につきましては、一部の例を除きましては、非常に職務の義務に対して待遇が悪い面等はこれは改善しなければなりません。直ちに国会議員と同等というよりなことは、これはもう私もいけません。責任におきましても、職務におきましても違つておられますので、御意見のとおりだと存じます。

い、こういうお話があったのですが、これは実は自主税源で相当の内容のあるものというものがなかなかないわけなんですけれども、あなたのほうで何か独自の考えがあつたら、参考のため聞かしていただきたいと思います。

○参考人(山本力蔵君) 私どもの立場といたしましては、この減税の場合の財源補てんでございまして、これは交付税とか、いろいろあるわけでございますが、やはり財政的な自主性のある程度堅持したいということで、自主税源、固有の税源がほしいというのが建前でございますが、なかなかこれが問題で、どの税源を持つてきても、やはり都市に集中するというのはそのとおりでございまして、今までまあいろいろ私も考えましたのは、たばこの消費税等もう少し大幅に市町村に、こゝに基礎的の公共団体でありますところの市町村の行財政力をもう少し強化していただきたい。まあこれは自治に對する私は見解の相違があるかと思つて、私は現在の段階では、まだまだ地方自治ということ、特に基礎的の公共団体の市町村というものはもう少し伸ばすべきだと、財政的にも行政的にも、そういう立場から財源もふやしていただきたい。たばこの消費税も、かつて地方制度調査会でも三〇％ぐらい国から地方に移したらよろうかという御答申もあるわけでございまして、さらに先ほど御意見がございまして、酒でございまして、酒は交付税の一部いただくわけでございますが、これ消費税にして地方へ税源を委譲していただいたらどうか、また一部は消防施設等を考へてみたらどうか。それにこゝに私も市町村では最

近交通の問題が社会の大問題でございまして、市町村等でも大型トラックやバス等どんどん通つてしまつてございまして、ガソリンとか軽油に対する課税も一部国、県だけで、特定の市だけで独占せずに、一般の市町村にも分けてもらつたらどうか、かようなことを現在考へておるわけでございまして。それで税制調査会等でもそういう意見が出るのでございまして、私も、私どももいたしまして、積極的にまあ市町村の固有税源というものを考へていただければ何とか工夫があるんじゃないかと、こう思つていつもお願いしておるわけでございまして、現在のところはそんなこと考へておるわけでございまして。その点もまた政府に向かつて陳情もしてあるわけでございまして。

以上でございます。

○秋山長道君 それから第二点として、今度住民税が申告制になります。大体三月の二十日ごろを期限にして申告されているわけですね。これは先ほど比嘉さんから話がありました。申告というのには実は複雑でむずかしいですね。どうですか、あなたの町あたりで三月の二十日まで申告がきちつと出そろつたでしょうか。それからまた出そろつたら出そろつたとして、その申告の内容がよく理解されてきちつと間違いないに書かれておつたでしょうか。その実情をちょっとわかればお知らせ願ひたい。

○参考人(山本力蔵君) 二十日に私も状況を調べたのでございまして、確かに複雑でございまして、なかなか御自分で申告を完全にする方は少のうございまして、役場吏員総動員で実際は書いてあげるといふ方のほうが多い

近交通の問題が社会の大問題でございまして、市町村等でも大型トラックやバス等どんどん通つてしまつてございまして、ガソリンとか軽油に対する課税も一部国、県だけで、特定の市だけで独占せずに、一般の市町村にも分けてもらつたらどうか、かようなことを現在考へておるわけでございまして。それで税制調査会等でもそういう意見が出るのでございまして、私も、私どももいたしまして、積極的にまあ市町村の固有税源というものを考へていただければ何とか工夫があるんじゃないかと、こう思つていつもお願いしておるわけでございまして、現在のところはそんなこと考へておるわけでございまして。その点もまた政府に向かつて陳情もしてあるわけでございまして。

以上でございます。

○秋山長道君 それから第二点として、今度住民税が申告制になります。大体三月の二十日ごろを期限にして申告されているわけですね。これは先ほど比嘉さんから話がありました。申告というのには実は複雑でむずかしいですね。どうですか、あなたの町あたりで三月の二十日まで申告がきちつと出そろつたでしょうか。それからまた出そろつたら出そろつたとして、その申告の内容がよく理解されてきちつと間違いないに書かれておつたでしょうか。その実情をちょっとわかればお知らせ願ひたい。

のでございまして、大体私の町では二十日で案外申告は——從來申告しなかった方も多少PRの関係もあるかと存じますが、減税との関係もございまして、申告の状況は案外良好のよう

に聞きましたのでございまして。
○秋山長造君 申告の状況は良好だといふのは、期限までに紙が出たということですか。

○参考人(山本力蔵君) 現在その程度で、内容におきましては……

○秋山長造君 その内容を見たら問題にならないですか、今の段階で。

○参考人(山本力蔵君) まだ内容、私はなほだ恐縮でございしますが、まだその検討はいたしませんでしたが、なかなか複雑でございまして、容易でないと存じます。

○委員長(小林武治君) さつき矢嶋委員から、大衆飲食の免税点が五百円、これをもう少し上げる必要はないか、こういうようなことについて遠藤さんからお答えがあったのであります。比嘉さんの御意見はいかがですか。

○参考人(比嘉正子君) そうですね、私たちが大衆飲食で会合をやるといふときに食べられる程度は、まあ千円以上は食べられないのです。ですから、五百円くらいまでは大衆的に皆さん食べていらっしゃるから、五百円くらいまでは免税にしまして、その上は取ったほうがいいんじゃないかと思ふのです。大体あまりたくさん料理が出過ぎるし、サービス過剰なんです。サービス過剰で、むしろサービスをあまりせぬほうがいい事じゃないかと思ふのです。そういうものに税金がかかるんだら話は別ですけれども、

こういふようなサービス過剰の税金だとか、あるいは大体日本において男の情炎の対象になる職業は賃金が多いですね。そうして健康に働らく人たちの賃金が少ない。そこにもだいたい料理に女が流れて職業を求める原因があるわけですね。そういうような社会状態の実態が私はいけないと思ひますから、そういうような、いわゆるサービスの的なものには私は税金は取つて、もつといふほうに使つたほうがいいんじゃないかと思ふのです。五百円までですね、免税は。それ以上は取つてもいいと思ふのですが、いかがでございましょうか。

○委員長(小林武治君) それでは、この程度にいたします。参考人の皆さんには、長時間にわたり御協力下さいまして、まことにありがとうございます。本日拜聴いたしました御意見は、今後の私どもの審査にたいへん貴重な参考になることと存じます。以上をもちまして参考人の方の御意見の聴取は終わります。まことにありがとうございます。

午前はこの程度といたしまして、午後一時三十分まで休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後二時開会
○委員長(小林武治君) 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

まず地方交付税法の一部を改正する法律案(衆議院第三号)を議題といたし、提案理由の説明を聴取いたします。田衆議院議員。

○衆議院議員(太田一夫君) ただいま議題となりました地方交付税法の一部

を改正する法律案の提案の理由を御説明いたします。

現在交付税率は、国税三税の百分の二十八・五、臨時地方特別交付金百分の〇・三となつていますが、これのみ

にてはとうてい激増する地方財政の需要に應ずることはできないのであります。その総額を増すことは地方行政水準の維持、向上のためには最大の急務となつてゐるのであります。政府

はその要請にこたへるために、百分の〇・一、金額にしてわずか十五億円を増して当面する事態を切り抜ける意図であるやに承つてゐるのであります

が、昭和三十七年度は地方公務員の退職年金制度も創設される見通しであり

ますし、拡大する道路、河川、港湾、水道、交通安全施設等、公共事業の整備や災害復旧事業の進捗をはかり、その財源の確保をはかる必要もあ

りますので、とうてい〇・一％程度の実質増額では何と手の出しようがないのであります。

特に問題となつてゐる高等学校生徒の急増対策は、向こう三年間に千五百億円の財源を要すると見積られてゐる

のであります。昭和三十七年度にはわずか百五十四億円しか手当てされてゐないのであります。つまり、不足分は地方自治団体、またはPTAそ

の他住民負担に転嫁されざるを得ない状態になつてゐるのであります。高校施設のみでなく、一般小中学校の教育費におきましても、この際思い切つた

単位費用の増額をしない限り、老朽校舎の改良も教育の内容向上も期することとはできない現状に直面してゐるので

ございまして。もし、一般財源の強化対策も、当面の補填のみに終始するならば、地方住民の税外負担はいよいよ飛

躍的に増加し、その重圧に耐えかねるときが来ることは必至でありま

う。特に意を用ひなければならぬのは、辺地等を含む要開発地域に對しては、交付税の特段の配分によつて地域

格差是正をはかるべきでありまして、そのために地方自治団体の単独事業をますます活発に行なわせる必要があ

ります。それは交付税率を百分の三十に高めぬ限り、財源的に見て全

て不可能なのであります。また、一世帯当たり三千円以上といわれる税外負担を今日のまま放置しておくことはと

うてい許されぬことでありまして、地方財政法の趣旨を明らかに尊重しまして、国、県、市町村住民間の負担秩序

を正す措置を講ずべきであり、そのためには二百二十億円以上の一般財源強化が必要となるのでござい

ます。

○委員長(小林武治君) 本案の質疑は、後日に譲ります。

○委員長(小林武治君) 次に、地方税法の一部を改正する法律案を議題といたします。御質疑の方は御発言願ひ

いたします。

○委員長(小林武治君) 速記を始めて下さい。

○委員長(小林武治君) 速記を始め

○秋山長造君 大臣がお見えになつたので、大臣にちょっとお尋ねします

が、今度の地方税の改正について、どういふのですか、原則的な問題についてまだ質問をする機会がなかったの

で、そういう点について若干お尋ねし

たいと思ふのですが、年来地方財政の問題がいづも議論になつて、そのた

に、あるいは地方の税源を充実するとか、あるいは言葉をかえて言えば、独立税源を確立していくとかといふやうな問題がいづも出ておつたのです

が、今度の税法改正を見まして、やはりそういう根本問題はついに触れておらぬわけですね。あつて今後の問題として残してゐるわけですね。こういう根本問題に對して、一体税制調査会といふものが今後ほんとに真剣に取り組んでいく、あるいはいける見通しがあるのかどうかといふことなんです。午前中も東大の遠藤教授の陳述を聞いたわけですが、遠藤さんなんかは税制調査会の何かになつてゐるはずなんです。税制調査会の専門調査員の中に名前を連ねておられるのですが、この遠藤さんあたりも、その点に對しては不満といふか、批判を持つておられるようです。要するに、結論として、今の税制調査会の陣容なりあるいは機構では、そういう根本問題に取り組むにはこれはふさわしくない、期待するところが無理だといふような御意見だつたようですね。自治大臣として、こういう根本問題を今後どういふ方法で解決していこうとお考えになつておられるのか。その点お答え願ひたいと思ひます。

○国務大臣(安井謙君) この地方の団体の間の税源配分、あるいは国と地方団体との間の税源配分、こういう問題につきましても、かねがね自治省としてもできる限りバランスをとり、安定化という方向へ進めて参つておるわけでありまして。今回の地方税法の改正につきましても、御承知のとおり、国の税源の一部移管をやりまして、金額

にいたしまして二百億以上のものを一応移管する。なおそれに伴いまして、入場譲与税のほうは譲与税制度を廃止することになりまして、これは百七十億減るのじゃないかという計算上の問題は出ますが、これは、御承知のとおり、入場譲与税自体がまあ当然減税を約束されておるような宿命にある税金でもございまして、百七十億という計算は、おそらくそのまま持つておりまして、それよりはるかに実際の収入額としては低いものになる。そういうような関係からも、私も今度の税制改正で相当な税源増進の問題については処置をいたしたつもりでございまして。この住民税あるいはたばこの税率等におきましてやめたわけでもございまして。しかしひろくこれで地方と国との間の税源調整というものが完全にできたかどうかということになりますと、まだまだ将来の問題は残つてはおると思います。おりますし、これはまた税の面だけで一面的にやり得るものでもございせん。全体の国の負担金、あるいは補助のあり方、そういったような計算もいろいろな角度でやつていくわけでありまして、ことしはとりあえず税を中心にそういった税源配分の調整をやり、さらに同じ団体間におきましても、税源増進の問題につきましても相当な調整を今度はやつておるといふふうに思つておる次第でございまして。

○秋山長造君 そのおっしゃることはよくわかりますけれども、ただそれをお願い切つてやろうとする場合、これは自治省が独自でやるといふてもやはり国税に關係することだし、またおっしゃるとおり、行政事務の中央、地方間の配分の問題にも響いてくることだし、また補助金とか負担金等のあり方という問題にも及んでくるわけなんです。そこで税金の問題についてはまず学識経験者の衆知を集めた上で、その答申に基づいてやつていくというところで税制調査会を設けられておるわけなんです。私のお尋ねしておるのは、今までどおりこういう問題を税制調査会でやつていくのか、それともさつきの遠藤教授の批判にもあつたように、現在のような税制調査会のあり方では、そういう地方税の問題を国税と同じようなウエイトを置いて取り組んでいくということには不向きだ、不適当だ、何らか現在の税制調査会とは別な一つの機関でやつていくたほうがいいのじゃないかというふうな話もあつたのです。ですから、今後そういう何か税制調査会とは別な機関で、しかも税制調査会を上回るくらいなやはり力を持ったそういう機関を設けて、そこでじっくりとこの地方財政の問題を中心にして、今のままではどうしても国税のほうに主になつてしまつて、そうしてまあ国税の改正のはね返りでいろいろ地方税關係をいじくるというふうな形になつていくと、そういうなしに、地方税のあり方、地方財政のあり方ということに重きを置いた強力なものをやつて、そしてその結論に沿つてやつていくというやり方をおやりになるのか、それとも、もうそういうことでもなしに、現在すでに地方制度については地方制度調査会もある、税についてはまた税制調査会があるわけなんです。今までどおりそういうところをやつてもらつていかれるのか、それとも政府内部でこの問題を今度の臨時行政調査会ですか、あるいはものを通じて、行政系統の面から中央、地方

の税制のあり方というふうなものを考へていかれるのか、そういう根本問題について将来どういふふうにしていくとされるのかというのを聞いておるんです。

○国務大臣(安井謙吉) その点、御指摘のことは私もよくつとめておると思ひます。この税制調査会というのは、国の税、地方の税を通じて、全般にわたつて税そのものを検討することが直接の目的でもあらうと思ふ。そういう意味から、一種の政治問題にまで化すうとしてこの地方と国との間の税源調整というふうなものを専門に全幅的にお預けするというのは、少しあの税制調査会というものは不十分じゃないかという感じは私も持つております。それから同時に、御承知の地方制度調査会というものもございします。しかし、これは地方制度調査会という建前に立つてものを考える機関でもあるということ、私はこの二つのものをできればミックスしたような形で、しかもそれが非常な多人数にわたるといふことではなくて、少数の相当の権威者を網羅した検討機関というものが、国の財政、地方の財政全般を通じて検討していただけるような機関があることも一つの方法じゃないかという考えも実はあるわけでありまして。どういふ方法でやるかという点につきまして、今後私も至急、これは大蔵省とも關係があるといひます。半分は大蔵省にも責任のある問題になりますので、この両者協議しまして、そういうふうなものができ得ればひとつ機関を考へたいと思つて、目下これは検討中でございます。

○秋山長造君 これはもう十年一日のごとく、地方財政、地方税法が論議に上るたびに、中央、地方を通ずるという根本問題について論議が展開されているわけですが、ただ堂々めぐりでやつとも前進は今日のところまだしてないと思ふんですが、早い話が、今度の一枚看板になつております税源配分ということ、所得税を若干地方へ譲与するのだ、こういう形、やり方ですね。このやり方は、一体今限りのものであるのか、それとも今後これをさらにこのやり方を助長していくおつもりであるのか、どつちでしょう。

○国務大臣(安井謙吉) この所得税とこの住民税との一本化による税源委譲という問題の解決の仕方については、これは今のところ、これを当分動かすという意思はないと思ふと思ふんですが、また市その他の面についても今後やはり逐次検討していく問題は残つておると思ふ。秋山長造君 今度の道府県民税について、初年度百八十一億、平年度百九十八億、こういうものの税源配分が行なわれること、そのこと自体は別にとかやく言うつもりはありませんけれども、ただ、百八十億ばかりのものを地方へ与えたからといって、まるでそれが一枚看板になつて、これで何か国税、地方税の間の税源配分の問題はもう一挙に片づいたやうな、そして地方の税源の充実に対して非常に効果的な手を打つたといふやうなことを、大蔵大臣の所得税の提案説明なんかでは、実に得々として書いてあるのですけれども、しかし、今も大臣がおっしゃつたやうに、その半面、入場譲与税は百七十億今度減税になるのですから、もつと減るでしようけれども、今までどつち、百七十億予定されたものが

○国務大臣(安井謙吉) この住民税と入場税とで打ちあひつたやうな御批判も一応ごもつともだと思ひますが、実態的に考えますと、最も大衆的な税金である入場税といふものは、これは減税のつど取り上げていくべき運命にあるものでしようし、今度の減税、国のはりの減税によりまして、おそろく半分以下になる性質のものである。

これは地方税の譲与税としてもこれをむやみにがんばるわけにいかないといったような性格の税であると思えます。そうしますと、どうしてもそれ以上の税源配分の意味で住民税をやったという点には、これはまだ不十分だといふ点につきましても御批判は、われわれも十分受けなければならぬまいかと思ひますが、これからはまたいろいろの面で改善を要していく面があるのじゃないかという御批判は受けますが、しかし、今度の措置自体は相当前向きで、この三、四年來懸案になつておりましたそういう財源の調整についての手のつかなかつた面を、ある程度取り上げたことだけは認めをいたさなければならぬかと思つております。

○秋山長造君 それは、おっしゃるとおりある程度は私も認めます。ある程度は認めるけれども、そのある程度が、大臣の想定されているある程度というのとは相当という意味だらうと思ひますが、私の感じでは、全くスズメの涙くらいの程度にすぎぬので、そういうことによつて、これは今の地方財源充実とか、国税、地方税の税源配分という大きな筋は休して前進していかないと私は思ふのですが、今後の問題として、なるほど、道府県民税は、その点で税源配分という面からは一歩前進したとしても、市町村民税の關係はどうかということになつてくるのですが、市町村民税の關係は、その国税、地方税の税源配分というよりなことは、これはそういう方法での税源配分といふことは考えられておらぬのか。また今後とも考へるつもりもないのかどうか。

○国務大臣(安井謙吉) 御指摘のとおり、市町村民税につきましても、この税源配分の今度のこの措置が非常に僅少にとどまつておる、たばこの一分であるといふ点もお話のとおりでございます。ただこれは財政問題をきめます際、国の財政の立て方なり地方の問題等あわせてやつていきたいと思います。なかなかいろいろめんどうな問題が多々あるでございするから、ことしはとりあえずこの府県分を中心にした税源配分をやつていき、また将来、市町村に對しては、さらに二段がまゝでものを考へていきたい、こういうふうにして、ことしはとりあえずこういう措置をやつたわけでありまして。

○秋山長造君 午前中の参考人の方々に聞いたのですけれども、どうも別に名案がないのですけれども、いつも言うことですが、地方財源を充実しようとするならば、やっぱり地方税の増税と、内容はどうかあるとも結論的には増税といふことになつてくる。そうすると、やっぱり日本の税金全体が国際水準からいって高過ぎる、だから、低くしなくちやならぬといふこの大きな時代の要請に逆行する結果に、地方税に關する限りは、どうしてもなつてくると思ふのです。これも困るわけなんです、結局、国税を安くして、そうして減税だ減税だといふ宣伝を一方でやらねながら、他方では、地方税のほうは増税、こうなつてくる。そこで増税の責任は、本来からいへば政府にあるべきなんですけれども、政府は地方の住民に直接つながらないのですから、離れていきますから、直接目の先にいるものは市役所であり役場であり県庁なんです。結局、地方団体が増税の責任を一手にひつかかられるような形になるわけですね。ですから、外部から皮肉に見れば、この日本の税

金の重いその重税の責任をもつばら地方団体におつかふせて、そうして国のほうは涼しい顔をして通つていく、こういう形にどうしてもなつてくると思ふのです。もしそれがいやだといふことになれば、結局、税金をふやすのになしに、別な方法で地方財政の充実ということも考へざるを得ない。それから、現行の税金以外の何か新しい、しかも、かなりこの円滑に取れるような税金で、相当地方財政にプラスするものがある、何か新しいものが考へられればともかくですけれども、どうも全額町村会会長に聞いても、そういう名案はないようですから、結局いろいろやつてみますけれども、これは結局は、それぞれこちやびちやいじつてみる程度であつて、根本解決にならぬ。どうして根本解決といつたら、たばこ消費税を思い切つて上げるか、あるいはさらに地方交付税のほうの税率を思い切つて引き上げるというやうなことに常識的に落ちつかざるを得ぬと思ふ。そこで、そういう私のこの結論が大臣に受け入れていただけるものかどうか。それからもし受け入れていただけることになれば、たばこ消費税なんかを調べてみますと、今度の二〇%引き上げで大体八百億ですね。道府県、市町村を通じて八百億、それから一方、専売資金が千六百億ですね、ざつと。ですから、大体専売資金の半額、それからこれはもう少し引き上げて、たばこ消費税、あまり専売資金をこしらへ取つてしまふといふことも、また国の財政に大きな障害を与えてもいかぬでしようけれども、しかし、今日の国税の収入状況、特に膨大な自然増収等の実情から考へますと、国税のほうは相当伸びがあるわけですから、専売資金

を少々減らしても、これはそれほどの問題はなと思ふのです。ところが、地方に對しては、たばこ消費税の税率を何%か上げるということは、これは相当大きなプラスの影響を持つわけですから、専売資金とたばこ消費税とが、少なくとも肩を並べる程度くらいまでは、たばこ消費税を引き上げてもいいのじゃないかという気がするのです。けれども、片一方が千六百億で、たばこ消費税が八百億ですから、千六百億と八百億の中をとつて、もう四百億くらいたばこ消費税を引き上げて、だから税率から言いますと、少なくとも二一%程度でなしに三〇%くらいまで当面引き上げるというところは、これはあるが、暴論じゃないかと思ふのですが、その二点についてお伺いをいたします。

○国務大臣(安井謙吉) たいへんむずかしい問題でございまして、一つのたばこ消費税をもちよつと上げたらいいじゃないかという御議論も確かに承れると思ふのであります。それでは三〇%なら十分、地方財政全部ほかの条件を無視していけるかどうかということになりますと、これはまた、なかなか問題がめんどうでございまして、やはりあれこれ総合的に税源配分を考へ、逐次改正していくといふことになりまして、たばこの消費税だけを、急角度に比率を地方へ回すといふことにも、なかなか實際上の困難が伴うであらう、こう思ひまして、そこで国、地方を通じて、一方は減税、一方は増税の形にならなければ財源の保有はできないのじゃないかという点もございまして、たばこ消費税が、やはり出るふところの一つであるといふことになりまして、たばこ消費税といふやうな形、あるいは

は国でうんと減税して、そうしてその一部が今度は地方では増税になるというやうな場合も、出る財布からいへば、差引減つておれば、これで、感じは別といたしまして、収支は立つのじゃないかといふやうな気がしております。

それから地方の財源を安定をするのには、どうしても税にたよるということがある程度必要なものでありますから、国と同じやうな意味の減税はなかなかやりにくい。しかし、減税を国と同じやうにやりながらも、地方の財源をほんとうに確保していくといふことになりまして、税のほかに考へるなら、交付税なり、あるいは補助金、国庫負担金といったやうな問題にならうと思ひます。これをあまり強化するといふことは、また地方自治体に對して、国の支配する部分が非常に強くなるといふ考へ方も一方で出てくるやうな思ひまして、そこらのかね合いはなかなかむずかしい問題が多々あると思ふのですが、しかし、いずれにしても、今のままで十分でないといふ言へると思ひます。

また、今お説のように、たばこというやうなものを取り上げていくといふのは、比較的影響の少ない一つの配分方法じゃないかという御意見は、私も今後とも十分検討の材料としてそのお説を傾聴して取り上げていきたい、こういうふうにして、おる次第であります。

○矢嶋三義君 関連して、今の秋山委員の大臣に對する意見、僕は名論だと思ふのですが、それは一挙に解決できないけれども、一つの方法としては最も安定した合理的なあれだと思ふのです。たばこの専売法の発足のとき

は、国の収入源を確保するというような趣旨でできたものですけれども、しかし、その中で最近のように非常な増税の収入構造が変つて、国の歳入構造が變つてきたこの時代にも、やはり専売法ができた当時の考えで過分に依存しているというのは、僕は是正しなければならぬと思うのです。私の計算でちよつと参考までに申し上げますと、バットの場合に消費税が六円三十銭です。それに対して益金は十二円五十六銭です。倍です。それからビースの場合は、四十円のビースの消費税が、僕の計算したところでは、八円四十銭です。今度變つて。それに対して益金は十八円十五銭です。ですから二倍以上になっている。だから、秋山委員の言われるように、それを益金といつても、益金とたばこの中間くらいにせめていただろうかということ、僕はいい案だと思ふのですがね。いかがですか。

○国務大臣(安井謙吉) 今のたばこ消費税を中心に検討していくということは、確かに地方住民に対する影響という面からいけば、一番いい方法であらうということは、お話のとおりであらうと思ひます。ただ、たばこは、いわば国がすべて直営をして、国自身ですべてをやつておつて、その配分をやつておるといふ建前から、これを相当額、当然の権利として国から地方へ引き継ぐというのは、實際上の困難もなかなかあらうと思ひます。しかし、今言われますような点を、今後は私十分検討の材料にしてやつていきたいと思います。ただ、今御指摘のありました税と益金の配分関係につきましても、私どもちよつと数字が納得できないような点もあるのですが、これまた、いずれ

あとでお打ち合わせもいたしたいと思ひます。

○矢嶋三義君 数字を申し上げておきますから、間違えていたら、この次までに間違えていた数字は訂正してもらいたいと思ひます。二十本入り三十円のバットの消費税は六円三十銭、それから益金が十二円五十六銭、それから十本入り四十円のビースは、消費税が八円四十銭、そして益金が十八円十五銭、倍以上です。

○国務大臣(安井謙吉) 逆じゃないですか。

○矢嶋三義君 いやいや、これは僕は計算して間違つていません。だから、その配分をやつたらどうかという秋山委員の説は、僕は非常に妥當な説だと思ふ。

○秋山長造君 国からあまり金を地方へ出し過ぎるということも、地方自治の建前から起るというふうな懸念がこの面から起るというふうな懸念もあつたのですが、たばこ消費税の場合、そういう懸念は私はないのじゃないかと思ふのです。たばこ消費税をどれだけふやしたから、それだけで地方の自主性が縮まるという性質のものじゃないと思ふのです。たばこ消費税は、これはやはり国からもらうという考え方をする必要がないので、たばこの消費に対して税金をつけるということだから、地方の純然たる自主財源という扱いでいいんじゃないかと思ふのです。これは都道府県の普通税になつており、市町村の普通税になつておる。

○国務大臣(安井謙吉) この問題は、とにかく検討に値する非常にいい御示唆だと思ひます。ただ、やるのには、なかなかいろいろの要素が加味されてくると思ひますが、十分御提案の趣旨は検討させていただくことにいたします。

○秋山長造君 結局、たばこは大蔵省の管轄しているものですから、だから、突き詰めていくと、自治省と大蔵省との力関係というふうなことになるわけなんです、いろいろ問題があるというの、結局、煮詰めればそういうことだと思ふのですけれども、それ以外には、実に地方の財源を充実していき、しかも、格差を正していくといふ、多少とも調整的な効果も期待できるし、やはりたばこ消費税というものはもつともつと引き上げていく努力を、ただ自治省の一個の立場というこ

は事業税にしても、固定資産税にしても、これはいづれにしても負担が重過ぎる。だから傾向としては、今後さらに軽減をしていかなきゃならぬ税金だと思ふ。そこで、もう摩摺なしに、しかも、よけい取れるというところになれば、たばこ消費税以外にはない、道府県民税についても市町村民税についても、それ以外にはない、こゝろ思ふので、まあぜひこの面の努力をひとつ要請したいと思ふ。

それからちよつと話が飛びますけれども、大臣が急いでおられるのでおられるうちにというのは、今、自民党の内部で非常に問題になっておるようですが、この料理飲食等消費税について、四月一日から外人客の免税ということが廃止されることになった、ところが、それをまた業者の非常な動きかけによつて観光事業の推進とか、オリンピックの客誘致だとかというふうな、もつともらしい名目をつけて、また復元しよう、免税措置を復元しようという根強い動きがある。これはまあ新聞なんかにも報道されておりますから、私は事実だらうと思ふ。それについて、いろいろやられた結果、自治大臣と大蔵大臣と官房長官とに何か一任されたというふうなことを聞いておるのですが、それが事実なのか。それから、一体自治大臣はこれに対してどういう態度をもつて臨んでおられるのか。今後一体そういうことについての見通しがどうなつていくものかというふうなことについてお尋ねしたいと思ひます。

○国務大臣(安井謙吉) 秋山委員の御指摘は、たばこ消費税、それから市町村民税、それから固定資産税、たばこ消費税、それらいろいろのものがあつてこれは圧倒的な比重を占めている、その中で道府県民税にしても、市町村民税にしても、あるい

は、それは、たばこ消費税、それから市町村民税、それから固定資産税、それらいろいろのものがあつてこれは圧倒的な比重を占めている、その中で道府県民税にしても、市町村民税にしても、あるい

は、それは、たばこ消費税、それから市町村民税、それから固定資産税、それらいろいろのものがあつてこれは圧倒的な比重を占めている、その中で道府県民税にしても、市町村民税にしても、あるい

は、それは、たばこ消費税、それから市町村民税、それから固定資産税、それらいろいろのものがあつてこれは圧倒的な比重を占めている、その中で道府県民税にしても、市町村民税にしても、あるい

は、それは、たばこ消費税、それから市町村民税、それから固定資産税、それらいろいろのものがあつてこれは圧倒的な比重を占めている、その中で道府県民税にしても、市町村民税にしても、あるい

は、それは、たばこ消費税、それから市町村民税、それから固定資産税、それらいろいろのものがあつてこれは圧倒的な比重を占めている、その中で道府県民税にしても、市町村民税にしても、あるい

は、それは、たばこ消費税、それから市町村民税、それから固定資産税、それらいろいろのものがあつてこれは圧倒的な比重を占めている、その中で道府県民税にしても、市町村民税にしても、あるい

は、それは、たばこ消費税、それから市町村民税、それから固定資産税、それらいろいろのものがあつてこれは圧倒的な比重を占めている、その中で道府県民税にしても、市町村民税にしても、あるい

は、それは、たばこ消費税、それから市町村民税、それから固定資産税、それらいろいろのものがあつてこれは圧倒的な比重を占めている、その中で道府県民税にしても、市町村民税にしても、あるい

は、それは、たばこ消費税、それから市町村民税、それから固定資産税、それらいろいろのものがあつてこれは圧倒的な比重を占めている、その中で道府県民税にしても、市町村民税にしても、あるい

は、それは、たばこ消費税、それから市町村民税、それから固定資産税、それらいろいろのものがあつてこれは圧倒的な比重を占めている、その中で道府県民税にしても、市町村民税にしても、あるい

は、それは、たばこ消費税、それから市町村民税、それから固定資産税、それらいろいろのものがあつてこれは圧倒的な比重を占めている、その中で道府県民税にしても、市町村民税にしても、あるい

は、それは、たばこ消費税、それから市町村民税、それから固定資産税、それらいろいろのものがあつてこれは圧倒的な比重を占めている、その中で道府県民税にしても、市町村民税にしても、あるい

は、それは、たばこ消費税、それから市町村民税、それから固定資産税、それらいろいろのものがあつてこれは圧倒的な比重を占めている、その中で道府県民税にしても、市町村民税にしても、あるい

は、それは、たばこ消費税、それから市町村民税、それから固定資産税、それらいろいろのものがあつてこれは圧倒的な比重を占めている、その中で道府県民税にしても、市町村民税にしても、あるい

は、それは、たばこ消費税、それから市町村民税、それから固定資産税、それらいろいろのものがあつてこれは圧倒的な比重を占めている、その中で道府県民税にしても、市町村民税にしても、あるい

は、それは、たばこ消費税、それから市町村民税、それから固定資産税、それらいろいろのものがあつてこれは圧倒的な比重を占めている、その中で道府県民税にしても、市町村民税にしても、あるい

は、それは、たばこ消費税、それから市町村民税、それから固定資産税、それらいろいろのものがあつてこれは圧倒的な比重を占めている、その中で道府県民税にしても、市町村民税にしても、あるい

は、それは、たばこ消費税、それから市町村民税、それから固定資産税、それらいろいろのものがあつてこれは圧倒的な比重を占めている、その中で道府県民税にしても、市町村民税にしても、あるい

は、それは、たばこ消費税、それから市町村民税、それから固定資産税、それらいろいろのものがあつてこれは圧倒的な比重を占めている、その中で道府県民税にしても、市町村民税にしても、あるい

は、それは、たばこ消費税、それから市町村民税、それから固定資産税、それらいろいろのものがあつてこれは圧倒的な比重を占めている、その中で道府県民税にしても、市町村民税にしても、あるい

治大臣の御見解としては、あまりにも弱く感じを受けるのですが、いかがですか。この点をばつきりしておいてもらわねと、この地方税法を年度内に上げてもらわねば困る困るといつて、毎日のようにせき立てられておるわけですが、われわれは四月一日からこれはもう既定方針より廃止されるものとして地方税法を上げて、そのあとでまた、どういう方法をとるのか知らぬけれども、また、それをくつがえすようなことを別個な方法でやられるというようなことが万一にもあると、そういうことが予想されるような状態では、これは年度内に上げたいといつても、私は上げる意欲が起ころぬのです、その点、見通しがはつきりするまで。

○国務大臣(安井謙君) 何か自治大臣ちつと弱いじゃないかというふうなお話であります。これはもう弱いも強いもないのでありまして、地方税法をござんただければお説のとおりに扱っておりますし、目下のところ、私のほうでこれをどうしようという意思はないわけでありまして。ただし、これは私は一般議論としては、議論として出てくるゆえんも必ずしも無視すべきものじゃない、なかなかとられる議論としては存在し得ると思ひます。思ひますが、地方税を改正いたし、また今の地方税の立つておる建前上から、これは今特別の措置をするつもりは毛頭ないということをはつきり申し上げておるわけでありまして。

○秋山長造君 さつきもお尋ねしましたように、三大臣に一任されたということは事実ですか。

○国務大臣(安井謙君) 格別三大臣に一任されたとか、されないとかいう間

題じやなかろうと思ふのでありまして、私は別に正式に、どこからも三大臣に一任するから、ひとつ三人の大臣が合議してよく計らえといつたような正式な話を受けておるわけじやございせん。自治大臣はどうか、こういう要望が非常に強いというお話は受けておりますが、自治省としては、これを直すつもりはございせんといふこととで、別に何ら状況は変わつていないわけでありまして。

○矢嶋三義君 ちつと関連して。かなり国民の関心事ですよ。私は、当委員会の委員長はどういう見解を持たれておるか、承つておきたいと思ふのですが……これも自民党の小林さんじやなくて、参議院の地方行政委員会委員長という立場から、こういう問題にどういふ御見解を持ておるかといふことを参考に私どもは承つておきたいと思ふのですが、これはまた担当大臣の参考にもなると思ひます。国会役員としてのあなたの主宰のもとに僕ら審議しているの、参考に……それによつてこちらの態度も変わりますしね。委員長の見解というものはあるはずですよ。

○委員長(小林武治君) 速記をやめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(小林武治君) 速記をつけ

て。

○矢嶋三義君 委員長、私見はあるが、増原さんにお氣がねしているんだか何だか知らぬけれども、私は委員長の私見なるものを風のたよりに承つておるのですが、自治大臣、当参議院の所管委員長はどういふ御見解を持たれておるか、御承知になつておられますか。

○国務大臣(安井謙君) 私まだ、推測はあり得るかもしれませんが、あまり国会役員の御境地を推測するの、所管大臣としていかがかと思ひますので、この点はひとつ御勘弁願ひたいと思ひます。

○委員長(小林武治君) ちつと速記とめて。

〔速記中止〕

○委員長(小林武治君) 速記始めて。

○矢嶋三義君 参考に大臣に申し上げておきますが、私は風のたよりでですが、やはり筋からいって秋山委員と同じような意見を持たれておるやに私は推測をしてゐるわけですよ。これは国会運営の全般とも関係しますもので、この法律がいつ上がるかといふことにも関係してきますので、所管大臣として参考にお聞きにさせていただきます。いとお願ひしておきます。

○秋山長造君 重ねてお尋ねしたいのですが、われわれの聞いているところによりますと、あの関係の業者が四百人ぐらゐあるやうですね。それがいづれも国際観光ホテルの経営者ですか、これはもう財力も持っているし、また、その面からの政治力も持つておるの、その面からいふと、何かそういう連中がずいぶん暗躍して、そしてそれぞれの筋に猛烈なやはり働きかけをやつた結果、こういう不明朗な動きが表面化してきておるのだといふふうになつておる。これは当然だと思ひます。えと、それから、私は筋があると思ひますが、そういうことでよいやい世論を私は刺激していると思ひます。ですから、そういう面からも、こういうことが結論的に実現するかどうかは別として、とにかく地方税法の審議の最終段階になつて、にわかに頭を

もたげてくるというふうなことは、これはもう非常に政府自身に対しても大きな不信感を植えつけますし、それから、政治全体に対しても大きな不信感を植えつけますし、さらに、そうではなくても、減税だ減税だといつても、実際には相当まだまだ税金が重いといふことは、地方制度調査会ですら、これは再三審申の中で認めておることなんでしょう。だから、なおさら一般国民に対する納税意欲というものを非常に私はそぐと思ひます。ですから、自治大臣としては、これは反対は反対でしようけれども、これはもう断固たる反対をしていただきたいのです。当事者としての自治大臣が断固として反対するといふことが、やっぱりこういう不明朗な動きを食い止める一番のきめ手だと思ひますので、ひとつその決意を伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(安井謙君) 再三申し上げましたように、自治大臣といたしましては、この地方税を扱います上から、外人課税を特別扱いしようという意思はないのでありまして、今出して、四月一日からの税制が実施されれば、一般並みに課税する、こういう方針で参つておるわけでありまして。ただ言ひ得ることは、単に今一部でいろいろ議論されておりますが、これは一部は業者の陳情とか、そういうふうな意味を離れまして、これは一つの議論としては、これは存在し得るというところは、私も認めておるわけでありまして。しかし、それだからといって税制の建前、地方税の建前からこれを今採用しようといふふうには毛頭考へておらぬ、こういうことでございまして。

○秋山長造君 次の問題に移ります。が、今度の税源配分といふことで所得税の一部を道府県民税に移されたわけですが、その余波として、今までの累進税率を今度は比例税率に変えらるるわけですが、この政府側の説明を聞いておきますと、今までの累進税率が間違つておつたのだ、本来道府県民税といふものは比例税率であるべきだったのだといふような感じを受けるのですけれども、これは一体、累進税率を比例税率に変えられた理由は、何に求めたらいふのでしようか。

○国務大臣(安井謙君) 私ども税の専門家ではございせんので、詳しい理論につきましても、また政府委員からも御答弁いたされたと思ひますが、大体の考え方といたしまして、住民税といふものは、応益課税といひますか、そういうふうな性格のもので、大体比例的な税率といふもののほうが、ベターであるといふ考え方は、従来持つておつたわけでありまして、それをまたまた今度税源移管によつて、財政的にも相当変わつてくるというふうな機会にこれを取上げて、同時に、この比例税率を取り上げることによりまして、いわゆる富裕団体といふものと、地方の財政貧弱団体といふものの間のバランスをとるという意味が、比例税率を取り上げましたほうがよりバランスする、言葉をかえていへば、この税率のほうに地方の貧弱団体に対しては安定的な財源になり得るというふうな点もございまして、今度税率を変えたわけでありまして。

○秋山長造君 反論するようですけれども、そうおっしゃるような理由で、これは貧弱団体の財源を充実するといふ結果になるほど、ある程度な

るかも知れぬけれども、そのなるのは住民の負担においてそうするということになるので、結局、貧弱な団体の財源充実になるというところは、貧弱団体の住民の税金がそれだけ重くなるというところになるので、そういう貧弱団体の住民の負担において、貧弱団体のこの税源を充実するということであつては、私は意味はないと思う。むしろ私は改悪だと思ふのです。

それからもう一つは、応益的なものだといふお話ですけれども、まあそういう応益的な点があるから均等割といふようなことがあるので、所得割についてまでそれを広げるということになれば、この比例税率のほうが地方税において正しいのだといふことになれば、それじゃ、県民税だけ比例税率にして、一そう応益的な要素の強い市町村民税について、なぜじゃあ同じようにやらぬのか、こういう反問をせざるを得ない。その点いかがです。

○国務大臣(安井謙吉) 前段の、地方住民の負担においてこの税源がふえることになるんじゃないかと。その分だけから言いますれば、御説のとおりでありまして、御承知のとおり、これは所得税との組み合わせによって今度は税源処理をやったわけでありまして、したがって、そういう点でこの住民税が従来より加重負担になり得るというふうな可能性のある面につきましても、所得税でこれを調節しておきまして、決して住民自体の負担の加重という問題は起こってこないわけでありまして、それから、町村民税で累進課税をとつていながら、府県民税で比例税率をとつておるのは、矛盾するじゃないかと。これも御説のとおりでありまして、市町村民税につきましても、

できれば比例税率にいたしたいということはお考えしております。これはしかし、市町村の現実に今与える非常な大きな影響が財政的にありますので、ことにまだ二本立の税制をやつていくというふうな段階にありますが、今一そうこれを困難だと、しかし将来適当な機会と適当な方法があればそういった方向に移行すべきものと考えております。

○秋山長造君 私は、市町村民税も比例税率を適用しろと云うておるんじゃない。ただ、大臣のおっしゃるような論法でいけば、それは矛盾があるんじゃないかといふことを言つておるんで、私は比例税率にすべきじゃないと、所得割についてはやっぱり累進税率でやるべきだといふ意見なんです。どうもそれは、税法改正ですから、おそらく前のよりもよくしたといふお考えなんですよ。けれども、私はこの比例税率にしたといふことは改悪だと思ふんです。応益といふことをおっしゃるけれども、地方税についても言えるんで、ただ程度差だと思ふんです。だけれども、基礎的に——今の地方自治体は住民に直接してますから、だからそれだけ応益と言へば応益と言へる面が広いといふことは、これは認めます。だから、そういうことがあるから、この住民税の中に、所得といふことだけでなしに、均等割といふことが私は設けられておるんだと思ふ。だから、その応益といふ面は、均等割でそれはもう解決済みだと思ふんで、やっぱり所得割について均等割と同じような考え方でやつていくといふことは、私は非常な矛盾があるし、それから負担の均衡

といふことから考えても、私は問題が大きいと思ふんです。これは累進にしたいんでは貧弱団体と富裕団体との差がつき過ぎるからといふお話なんですけれども、それはもうさつき言つたとおれども、それはもうさつき言つたとおれども、そういう意味で比例税率にするんだつたら、それは貧弱団体の住民の負担をふやすことによつて充実していくというだけのことで、これは貧弱団体に住んでおる住民としてはたいへんです。これは所得税と総合的に考えれば、そう不公平にならぬといふお話ですけれども、やっぱり総合的に考えまして、なるほど減税になることはなりませんが、減税になるけれども、その減税になり方が、なるほど合意といふものはだいたい違ひます。やっぱり低所得層がずっとこれは、税金の絶対額は減りますけれども、相対額といふものはやっぱり低所得層のほうがへしわがいくようなことに私はなるんじゃないかと思ふんです。

○国務大臣(安井謙吉) これは、今の低所得者の減税額が全体として低いんじゃないか、高所得者のほうが有利になるのではないかと。これは今の議論になりますと、これは今の比例税率、累進税率の住民税だけの問題でなくて、いろいろ所得税の税率そのもの、それからその他と総合的に考えて、いろいろ御批判が出ると思ひますが、今特にこの問題については、国民負担の軽減という意味からは、所得税と組み合わせることで、この程度の軽減率が適当であらうといふことで、これはおっしゃるわけでありまして、そこで、応益的な性格等言ひ得るとしても、比例税率がいいのじゃないかといふのも、これは御議論になるかも知れませんが、私も均等割をとつておりますが、

これはほんとうに、申しわけといひますか、最低の線をきめておるのでありまして、これは相当額住民税を納付している人にとっては、均等割というのはほんの一部にしかなつていない。したがつて、所得に比例して相当額を納めていくというところで、所得税とはやはり性格上異にしているものだろうといふ意味から、まあ応益性に重点を置き、さらに地方団体の税源増進の調整という意味にも重点を置いてこの比例税率をとつたわけでありまして、所得税と違つておるという点につきましても、所得税に比例した税率あるいは課税標準といふものをとつていない。今度は、新しく三十七年度からは、いわゆる所得税と連動して新しい方式によつて住民税は徴収をしていくというふうな建前にしているわけでありまして、

○秋山長造君 議論になりますから、またもう少しまかく別の機会にお尋ねしますが、大臣もいろいろのくらしおられるのですか。

○委員(小林武治君) もう手持ちは五分です。

○矢嶋三義君 一問だけして、明快に答弁できたら今してもいいし、できない場合、また僕が不満な場合には、研究してきていただきたいと思います。今の税法改正の問題ですけれども、これは結局は地方財政にも関連があるので、税財政という角度から質問するのですが、だからといって、これはけちをつけるのじゃないかと、今度の税法改正には、秋山委員も指摘のように入、問題点もあるけれども、しかし前進した前向きな点が、大臣の面目躍如たるものがあると思ふんです。その点で、決してけちをつけているわけじゃ

ないが、お伺ひしたいのは、自然増収を約二千三百八十五億円と見ているわけですね、今度の税法改正からいって、それから、地方財政計画を立てられてきているわけですが、その鉱工業生産の前年度比の伸びを五・五％と設定して、そして計画を進めていくというわけですね。それで、僕が確実に予言できることは、この五・五％という政府の経済計画を押し進めれば、そうしてこの数字を守っていくためには、徹底的に金融引き締め政策をやらなければ、この計画は守れないと思ふんです。これは明確になつてくると思ひます。そうなりますと、法人関係を中心として、それに関係のある地方税、影響を受ける地方税の減収というのは、相当なものになると思ひます。特に第一次産業、第二次産業もそうですが、第一次産業地帯も影響を受けてくると思ひます。そうならば、これだけの自然増収といふものを税法改正とあわせて考えて策定した地方税財政計画で、それで無事いくのかどうかといふことです。それから、かりに五・五という鉱工業生産指数で、これが八から九ぐらい伸びるということとを許容する——それは僕は十分あり得ると思ふんです、そうなつた場合には、僕の見通しでは、外貨危機といふものがやはり問題になつてくると思ふんです。そういう場合に、この第二次産業を主体とする団体と第一次産業を主体とする団体との及ぼす影響というのには、非常に差があるわけですね。だから、その結果といふものは、今予想しているより大きく、地方団体の間の格差といふものは非常に大きくなつてくると思ひます。そういう予防的な措置といふものは、この税法改正

の中にも、それから地方財政計画の中にも、それに対応できるだけの考慮といふものは払われていないというのが僕の判断ですがね。そういう点について、最近の日本経済の動向と合わせ税法を国会に提案し、地方財政計画を策定して国会に報告をした所管大臣としては、どういふ見解とどういふ見通しを持っておられるかという点だけ、きょう承っておきたいと思ひます。

○国務大臣(安井謙吉) 財政問題と纏りまぜられました、非常に卓越した御議論を承つておるわけでありすが、私財政方面からのいろいろな御議論もあろうと思ひますが、大体来年度の財政規模、税収は今の千七百億の増収を三十六年度に比べて見ておるわけでありすが、これは、このいろいろな税改正をやつたあとの自然増収としましては、そこで、ことしの——三十六年度の見込みにおきまして、千億前後の少なくとも自然増があるのじやないか。そうすると、実際の差引からいいますと、三十六年と七年を比べると、七百億程度の増額しか見込んでないとも言えるのでありまして、私はこの程度の増収額は十分見込めるのじやないかという感じがいたしております。それから、五・五%をさらに上回つた成長率を示した場合にはどうだということになります、これは金融や貿易の方面からいいますとまた好ましくないとか、あるいは物価の問題から好ましくないと、あるいふ方面から、どうしてもこれはそういう程度に抑えていくという政策がとられるわけでありすが、税収だけの面からいふならば、おそれなく、この成長率がふえれば、税収そのものの額は上がってくるということになるであらうと思つております。

○委員長(小林武治君) 速記をやめて。
〔速記中止〕

○委員長(小林武治君) 速記を始め

○秋山長造君 局長にお尋ねしますが、道府県税と市町村税とに分けて、税収見込みをそれぞれだけかといふことは、これは配られた資料でわかつてゐるんですが、その道府県税に對する比率ですね。それから市町村税に對する市町村税の比率といふものはわかりませんか。歳入総額は幾らですか。

○政府委員(後藤田正晴君) 指数だけ先に申し上げます。歳入構成で、道府県税のほうの關係は、三十三年以降を申し上げますが、三十三年が税収が二八%、三十四年が二九%、三十五年が三三%、市町村の關係を申し上げますと、三十三年が四五%、三十四年が四四%、三十五年が四三%という割合でございます。したがって、数字は割りがけすれば出るわけでございますが、今調べましてお答え申し上げます。

○秋山長造君 三十七年度はどうですか。

○政府委員(後藤田正晴君) 今回の税源配分で、歳入構成の割合は一%上昇になっております。

○矢嶋三義君 三十六年度のを教えて下さい。今三十五年度まで言つたでしよう。

○政府委員(後藤田正晴君) 三十六年度の、決算はまだ出ておりませんので……。

○矢嶋三義君 三十七年は、何に對して何%ですか。

○政府委員(後藤田正晴君) 三十六年の推定でございます。財政計画上の問題でございますから。

○矢嶋三義君 推定を教えて下さい。

○政府委員(後藤田正晴君) 今調べております。

○委員長(小林武治君) 速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(小林武治君) 速記を始め

○秋山長造君 これも資料になるのですがね。この市町村民税について、本文方式とただし書き方式ですね、これを採用する町村数といふのはわかりませんか。

○説明員(佐々木喜久治君) お手元に差し上げております「地方税に關する参考計數資料」という資料の五十六ページから五十九ページにかけてございまして、三十六年度の実施の状況は、五十八ページにございまして、数を申し上げますと、三十六年度における第一課税方式を採用しております市町村数が四百七十六で、全体の一三・七%、それから第二課税方式の本文は六十五団体で一・九%、それから第二課税方式のただし書き、これが二千七百九十五ございまして八〇・七%、第三課税方式の本文が十団体で〇・三%、第三課税方式のただし書き、これが百十七団体で三・四%、こういう割合になっております。

○秋山長造君 それはこれでわかるのですがね。今度は二つに統一されるわけでしょう。その見込みは、この数字から大体出てこないのですか。

○政府委員(後藤田正晴君) 三十六年の改正によりまして、従来の方式でいいますと、第二課税本文及びただし書きのやり方に若干の改正は加えておりますけれども、整理をいたしておるわけでございますが、その際に、従来の第一課税、第二課税、第三課税、それぞれ本文方式は今回の改正後の本文方式に移るより、それから第二課税ただし書き、第三課税ただし書きは今回の改正のただし書きに移る、こういう指導をいたしておるのでございます。

その後の実施の状況でございますが、大体今となれば、おそらく各市町村も済んでしまつたと思ひますが、ついで最近までこの關係の改正を、各市町村で条例改正をやつておつたのでございまして、そこで、詳細な点はまだ実はわかりかねる点があるのでもございますけれども、先般の予算委員会に、加瀬さんから、どうも従来の本文方式のところからただし書きのほうにいつて増税をやつておる町村があるじやないかというお話がありましたので、私も、私としては、こういう際にそういうこととはおそれないのじやなからうかと、若干そういう御質問で心配もいたしまして、とりあえず調べた結果が判明いたしておるのでございまして、従来のただし書きを採用する町村で本文方式に移つた市町村が九十五市町村、それから本文からただし書きに移つたものが三十五市町村でございます。問題は、このただし書きから本文に移つたほうは、これは当然税負担が相当軽減せられますので、負担面から見れば問題はないと思いますが、従来の本文からただし書きに移つたという点については、

税額控除額をどのように定めるかといふことによつて、このきめ方が悪いと税負担が重くなる——三十五市町村の場合でございますが、こういう心配がございまして、これらについては、現在県の地方課を通じて、なぜその市町村において本文方式からただし書き方式に移る必要があるのかといふことを調査をいたしておる段階でございます。ただ、税額控除額は、一応その際あわせて調べたのですが、その三十五市町村について見ても、やはり従来のいわゆるただし書き町村とは違つて、相当高くおるようでございます。市町村によつて違ひますが、大体扶養控除を申し上げますと六百円から八百円見当、青色の場合には七百円から千六百円見当、白色の場合には六百円から千円見当、こういうきめ方をいたしております。なお、大多数の市町村は三十五の市町村も税率のきめ方は準拠税率、こういうことになっておりますので、今までわれわれが觀念いたしておりましたただし書き町村のような増税といふことは避けておるようでございます。しかし、いづれにいたしましても、この金額でも若干の増税になるのではないかと——三十五市町村について、この点多少私どもも疑問に思つておるもので、先ほど申し上げたように、目下その採用の理由を県を通じて調査をいたしておる段階でございます。

○秋山長造君 そういたしますと、先ほど課長から御説明のあつた五十八ページのこの数字ですね、この五十八ページの数字に、今局長におっしゃつた点を加味して考えれば、大体それで新年度の推定はほぼ間違いないということになりますか。

○政府委員(後藤田正晴君) そのとおりでございます。九十五市町村が、ただし書きが減つて本文がふえる。そのかわりに、三十五が本文が減つてただし書きがふえておりますので、差引六十市町村が本文方式がふえておる、こういうことでございます。

○秋山長造君 それに伴つて、今度の税額控除は六百円、この点税額控除をいよいよどの町村がどれだけにするかというところは、たいてい集計としていつごろくらいになつたらわかるのですか。もう今すぐでわかっているのですか、税額控除をどれだけにするかというところは。

○政府委員(後藤田正晴君) この点は、この税法が通りましてから、各市町村が条例制定をやることになりまして、まだ今の段階ではわかりません。

○秋山長造君 いつごろわかりますか。

○政府委員(後藤田正晴君) 三月の議会の次が、おそらく定例が六月でございまして、全部そろつては六月という事になります。その前に臨時の議会を開く市町村が多かろうと思ひます。いずれにいたしましても、六月になれば全部判明をいたすと思ひます。

○秋山長造君 いずれにしましても、今御答弁にありましたように、ただし書き方式を採用するところが、これはもう圧倒的に多いわけですね。こういう現状——いい悪いは別に論議するとして、とにかくそういう現状は、本文でいろいろな手当を使つて近づけていく努力はされるにしても、なかなか、何かこれにかわる抜本的な手が打たれない限り、私はこの現状はそう急速に

改まらぬだらうと思ふ。そういう実情にもかかわらず、先ほど大臣は、市町村民税についても比例税率にもつていきたい、そのほうが正しいのだというようなお話があつたのですけれども、大臣の御答弁についての批判を局長に求めるといふことは、これは無理ですけれども、そういう意味でなしに、税法の専門家としてあつていられる方でおられるのかどうか。

○政府委員(後藤田正晴君) 私もやはり、今各国の所得課税について、地方団体間で税源を配分するというところの立法例等を見ますと、地方団体は国と同じような超過累進課税はほとんど国でやつていないように承知をいたしております。やはり地方団体は、小さな地域団体の税制として、それにふさわしいように、比例税率もしくは比例税率のなゆるやかな超過累進税率、これが各国の税制であらうと思ひます。したがつて、わが国の住民税につきましても、私はやはり、将来の方向としては、先ほど大臣が御答へになつたようにすべきというものが、所得課税を国と地方で分ける場合には正しいやり方だ、やはり超過累進課税による富の再分配という機能は国税においてやるというのが正しいのではないかと、こういうふうに考えております。ただし、その実施の時期は、現在の日本の市町村民税の実態から見ますと、比例税率もしくは比例税率のなゆる前に、本文及びただし書き町村間の負担のアンバランス、これを是正するのが先であらうと思ひます。したがつて、まず町村間の負担の不均衡を是正する措置を

とつた後において、そういう措置は講ずべきであらう、こういうふうに考えております。

○秋山長造君 それはごもっともだと思ふ。そうしなければ、今のような本文とただし書きのあまりにもひどい格差をそのままにして、いきなり比例税率というものは、全くナンセンスだと思ふのです。それはそのほうがいいとしても、不可能だと思ふのです。今度本文とただし書きとの格差の不均衡を是正する措置として、税額控除の六百円という標準額をきめられたわけですが、これによつてどの程度これは是正されるか、抽象的に聞いてもびんとこないかもしれぬけれども。

○政府委員(後藤田正晴君) 現在の本文方式とただし書き方式の負担のアンバランスの最大の原因は、実は扶養親族控除の額が所得控除の場合に比較して非常に低いというところ、これが最大の原因でございまして、そこで、この点について、従来の条例の金額の白紙委任というところを、今回六百円にするというところに改めたわけでございますが、この額で大体所得控除の場合に比べて三分の二程度になる、こういう私どもは計算をいたしておるのでございまして。

○秋山長造君 現在の税額の三分の二程度になる、こういう意味ですか。

○政府委員(後藤田正晴君) 本文方式が十引かれるという場合に、その三分の二程度が引かれる、こういうことでございまして。本文方式との比較で三分の二程度になる、こういう意味でございます。

○秋山長造君 現在の実情はどうなつていますか。六百円以上とつていて

ころ、それから六百円程度とつていて、それからそれより下、大体の数字でいいのですが……。

○政府委員(後藤田正晴君) 現在の税額控除のきめ方は、大体一番低いので六百円、一番高いので大体千円という程度がおおむねのきめ方になつておりますが、平均的な額をいたしましては、実績は三百二十円というのが実績に相なつております。

○秋山長造君 六百円から千円までの町村数は、比率からいって何割ぐらい——相当裕福なところですか。大体いいです。

○説明員(大村要治君) 秋山委員からお尋ねの六百円から千円の団体の性格でございまして、これは市の一部でありますとか、あるいは町村の、言われような財政の比較的豊かな団体で高額の税額をきめておる。その数は、したがつて今のところ少ない。局長の御説明の通り、平均しますと三百二十円程度でございまして、その前後のものが多いんですが、上のほうのものはきめて少ない、こういう状況でござい

ます。

○秋山長造君 そういたしますと、さつきの五十八ページの資料に出ていた、ただし書き方式をとつておるところ——圧倒的に多いですね、八〇何%。だから、それで想定したら大体合いますか。

○政府委員(後藤田正晴君) 私からお答へを申し上げます。扶養親族の数に応ずる税額控除額でございまして、団体数で申しますと、百円未満が二百六十三、二百円以上二百円未満が二百六十二、三百円ないし四百円が六百一、

四百円ないし五百円が三百六十二、五百円ないし六百円が百六十七、六百円ないし七百円が五十二、七百円ないし八百円が十七、八百円ないし九百円が五、九百円ないし千円が一、千円以上が三、こういう数字でございまして。

○秋山長造君 それを集計すると……。

○政府委員(後藤田正晴君) これは集計いたしますと、二千三百三十八団体、こういうことでございまして。これは全市町村でございまして。

○秋山長造君 全市町村はもっと多いでしょう。

○政府委員(後藤田正晴君) 私が全市町村と申しますのは、ただし書き採用の全市町村ということでございます。

○秋山長造君 そうすると、ただし書き採用のところでも、やっぱり今度の標準額をすでに上回つておるようなところがあるやうな感じがする。もうちよつとそれを集計してみたい、どのくらいか。

○政府委員(後藤田正晴君) 二千三百三十八団体中、六百円以上の団体というものは七十八団体でございまして。

○秋山長造君 それは、私らの常識として、ただし書きを採用しておるところは相当財政状態が苦しい市町村だと思ふのですけれども、その中で、数は七十八にしても、この七十八団体が今度の標準額より上を控除しておつたというものは、やっぱりほかに何か理由がありますか。その市町村のやっぱ財政状態が、ただし書きは採用しておるけれども、ある程度ゆとりを持った団体だということに結論してもよろしいですか。

○政府委員(後藤田正晴君) やはりこの金額は、大体各市町村の財政の状況

によって上下があると私どもは見えておるのでございますが、率直に私どももかと言え、八百円とか、九百円、千円といった程度まで、扶養親族の税額控除額がきめられるところであるならば、本文方式を採用してもいいじゃないか、こういうふうに私どもは見えておるのでございますが、まあ当該市町村にとつては、それぞれ負担の均衡の問題なり、いろいろな点があつて、こういうやり方をやっておるのだからと私どもは考へております。

○秋山長造君　そういたしますと、先ほどお話のあつた、新年度において現在のたし書きから本文に移行する団体が九十五出ておりますね。その九十五の数字と、それから今の七十八の数字というのは、大体符合するわけですか。

○政府委員(後藤田正晴君)　これは数字は大體符合いたしておりますけれども、具体的な市町村になると、これは調べてみないと私どもとして今何とも申し上げかねます。

○基政七君　ちよつとお尋ねしたいんですが、局長、ばく然とでなければ、これは実際住民税は減税になるんですか。

○政府委員(後藤田正晴君)　これは予算委員会でもそういう御議論が私ときどき出ておるのを拝聴しておるのでございまして、私はこれは必ず減税になる、こう考へております。と申しますのは、今市町村民税がえらく増税になつたじゃないかという御議論を聞くんですけれども、これはおそらく私の考へではそうじゃないので、三十六年の改正の際に所得税と住民税と切り離したわけですから、そこで、所得税並みの減税が行

なわれなかった、こういうことをさしておるのではないかと。しかし、現実に三十六年の改正の際には、白色専従控除についての制度が設けられたこと、それから勤労所得者についての所得控除の拡大、固税並みに引き上げたこと、それから退職所得の百万円の頭打ち、制度を撤廃したということによって、六十一億の減税になつておるのでございまして、したがつて、税法改正によつて増税になつたというところは、これは私は間違ひであらうと、こういうふうに考へます。それから三十七年度の改正でございまして、これは本文方式採用市町村は、税率の關係が三十八年度でございまして、七年度はそのままとすることになります、ただし書き採用市町村は、これは税額控除額を三十七年度から実施いたしますので、この面はまた六十億の減税、こういうことになるわけでございます。ただ、私どもが心配するのは、こういう際に、市町村議會で、やはり税法改正の趣旨を——私どもの責任でもございまして、よく徹底をしていただいて、条例改正の際にはやはり法律改正の趣旨を生かして改正をしていただきたい、この際はいわゆる便乗的なやり方、これだけはどうしても避けていただきたい、こういう私は氣持を持っておりまして、したがつて、制度改正としては、これは確實な減税でございまして。

○基政七君　関連質問ですが、固定資産税ですね、評価基準ができて市町村に移されるわけですね。そういう關係がこの場合に考慮されているんですか。

○政府委員(後藤田正晴君)　固定資産税の關係は、今回の改正は税負担には

無關係でございまして。今回の改正は、評価の準備体制を整える。そうして、三十九年までに評価がえをいたします。そうしますと、税負担が變つて参りますので、これは三十八年の国会で、税率による引き下げ、あるいは課税標準の特例、こういうようなことでちゃんと調整をいたすつもりでございまして。したがつて、今回の改正で固定資産税が上がるということとはございせん。固定資産税は三年据え置きでございまして、三十九年に評価がえを行なつておりますので、三十九年までは据え置きでございまして。

○矢嶋三義君　一つだけ聞いておきたいんですが、局長さん、その三千余もある地方団体の中にある首長——市町村長、これは首長の中には保守系も革新系もあるだろうと思ひますが、その保守系と革新系によつて税収に相違が生ずるような場合があらうか。

○政府委員(後藤田正晴君)　首長が革新か保守かによつて地方行政の実態は全く變つていないと、これが私の実は観測でございまして。税制改正等についての御意見その他も、全く同じであります。

○矢嶋三義君　そうすると、もちろん、税率が同じだったら、保守党の首長、革新系の首長によつて税収に相違が起るということはないですね、実体的にも、理論的にも。

○政府委員(後藤田正晴君)　現実には、市町村行政の面ではそういう差別は私はないように考へております。○矢嶋三義君　そうすると、普通交付税とか特別交付税の配分に、保守の首長、革新の首長の場合に相違が出てくるということはありませんか。

○政府委員(後藤田正晴君)　さような事實は、私は全くないのじゃないかと思ひます。○矢嶋三義君　いすれ大臣に伺ひますが、政務次官に伺ひますが、地方選挙に行つてみると、安井大臣みずから、あるいは手党の大幹部が、保守党の首長でなければ普通交付税、特別交付税はもらえないということを盛んにどこへ行つても演説をしておる。僕は不思議だと思つて、革新系、保守系とは税収が違ふのかと、それで、それは税収が普通交付税、特別交付税が變つるかと思つて、不思議に思ひながら、きょう初めて聞いてみた、事務當局は變つたかと言ひますが、あいう理論はどこから出てくるのですか。

○政府委員(大上司君)　ただいまの前の、先生の御質問に、税務局長から全くないという問題が出ましたが、事実私入つてみまして、そういうことは全然ございせん。ただ特交等のきめ方は、本年初めて私手をつけたので、方式といふのがございまして、そのルールに合はしていくということで、首長のいわゆる革新、保守ということによつて全然差はございせん。

それからなお、いろいろな陳情をよ承りますが、現実に私も、社会党の諸君にも親友がおります、ずいぶん来られますが、これも事務的にあつたものは当然おろしていく、おいで願ひまして説明を伺うこともいたしますので、そういうことはない。ただ問題は、一番最後の、いろいろな面で大臣または党の幹部が行つて云々というお話がありました、これは私自体もま

だ確認しておりますが、その人々の主観的の考へでございまして、われわれ行政上には毛頭そういうことは考へてやつておりませんので、御了解願ひたいと思ひます。

○矢嶋三義君　最後に、日本の政治行政の科学化ということが戦後叫ばれて、確かに私は進んでおると思うのです。私はあなたの方政務次官としての御答弁は非常にりつぱだと思ひますが、結局、地方選挙のときにあいう演説をぶつておるのを見ると、池田さん初め、よく知らない選挙民にうそをついて、選挙をより有利に戦おうとしたいということになります。そういうことですね。あまりフェアじゃないです。ああいうことはどうですか、政務次官。

○政府委員(大上司君)　これまで矢嶋先生の御質問でございまして、私もそう考へます、それは率直に言つて、したがつて、新しい問題として、私個人が政務次官會議において、当然ただいまの御質問は、いわゆる速記録によつて公表するわけでありまして、何れ秘密会にございせんから、たまたまこつた話があつたが、われわれ政務次官會議において十分氣をつけるときであるといふことは、それは発言することにやぶさかでないと思ひます。

○秋山長造君　ちよつと資料についてお願いしたいのですがね。もしできれば——無理ならばいいですけれども、できればひとつ作つていただきたいと思ひます。固定資産税と電気ガス税、この二つについて、いろいろな法令によつて減免措置がとられております

ね。それを整理して、何か一覽表のよ
うなものをできれば作ってもらいた
い。そして、どの法令によって幾ら減
免されているか、金額、できますか。
国税と地方税と両方にわたつたもの
を作っていただきたい。

それからもう一つは、市町村がしき
りに企業誘致をやる關係で、誘致条
例によって減免をやっていますね。そ
ういふものの数字がわかれば、それ
もあわせて作ってもらいたいと思う
がね。

○政府委員(後藤田正晴君) 前の段階
の資料御要求のほうはできると思
いますが、後者のほうは、総額は現在
おそく十四億くらいだと思ひます、減
免条令で。しかし、それぞれの税につ
いて各市町村ごとという資料は、
ちょっと困難だろうと思ひますので、
御了承願ひたいと思ひます。

それから、ついででございますが、
で、先ほどの歳入構成比の割合でござ
います、三十六年、七年は、実は財
政計画のほうは、金地方団体の計算に
なつて、府県と市町村の区分けが実
はないのでございませう。したがつて、
市町村別の割合が出ていないという
が実情でございます。ただ、全体の割
合としましては、三十六年が金地方団
体で四〇%、それから三十七年は四
一%になつてゐる、こういうことで
ございませう。

○委員(小林武治君) ちよつと速記
をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員(小林武治君) 速記を始め
て。

私一つ伺つておきたいのは、午前
中、山本参考人が、市町村の府県民

税の徴収はやめさしてくれと、ただし、
今急にだめなら、非常に徴収費がか
かるから、徴収費の増額をしてもら
いと、こういうことを言つておられ
たが、これはもつともだと思ひが、こ
の点について自治省はどういうふう
に考へておるか、はつきりひとつし
ておいてもらひたい。

○政府委員(後藤田正晴君) 道府県
民税の賦課徴収につきましては、ま
れだけの府県民税の税収になれば、
理屈としては当然府県の直接賦課徴
収がいいのだ、こういう議論は、私
だと思ひます。ただし、私どもが
どうしてもこれに踏み切れないのは、
実は納税者の立場を考へておるの
でございます。納税者の立場から見
ると、住民税というものは、創設以
来住民税といふ一本の税として賦
課徴収をせられております。そこで、
これを分けることが、一つは負担感
の問題、これは感じの問題で、財布
に直接影響する問題でありません
けれども、納税者の負担感というの
は、これまで無視ができません。もう一つは、実
際上の問題でございますが、所得の
調査、あるいは各種の申告なり、報
告なり、いろいろな手続が、これが
別々になつておるといふことによつ
て、納税者、特に特別徴収義務者、
こういう者に対する事務上の負担が
非常に過重になるのでございませ
う。ことにやがてやるのは、やは
り所得調査が府、府県、市町村と
三段階になつてしまふ、これを非常
に納税者がいやがつておるのでござ
います。こういうような点を考へま
して、私どもとしては、理屈はよく
わかるのだけれども、やはり賦課徴
収は、従来どおり、府県のものも

市町村で合はせて一本でついでいた
だきたい、こういう考へ方を持つて
おるのでございませう。しかし、さ
ればというて、その際、市町村に事
務上なりあるいは経費の面で迷惑を
かけるというものは、これは私ども
の本意でございませう。この点につ
きましては十分配慮を加へたい。で、
本年度の改正の際のことを申しま
すと、三十六年度の徴収交付金の
実績が、大抵、推定でございま
すが、十一億でございます。これは
府県に渡すわけでございますが、
十一億。ところが、現行制度のま
までは、三十七年度で、九億くらい
になるかといひます。で、今回の道
府県民税の改正で、私どもとしては
これを四十億見出し、こういうこと
を考へて、具体的に政令改正の際に
そういう措置を講ずる。同時に、財
政計画及び地方交付税の基準財政
需要額の算定、これには、その線
で現在はいじつておるのでござい
ます。

そこで、どういふやり方をとるか
といひますと、令書一通当たりの金
額は、本文方式の場合は三十五
円、ただし書きの場合は若干事務
が重なりまうので五十円といふこ
とにいたして、これが均等割等との
關係から据え置きといふことにいた
して、いま一つの所得割額に
対応するパーセントを、三十五年
まで二%でございませう。したが
り、三十六年度の改正で一%上げ
て三%にいたして、今回の改正で
七%に引き上げる処置を講じてお
ります。そういうことによつて、今
までの四十億程度の金が現実にこれ
はふえるわけでございます。そういう
措置をとる。

それからいふ一点は、市町村に固
定資産のまあ評価がえの措置を準備
せしめ、やらねと云ふ点もあせ考へ
まして、労働過重といふことになら
ないよう、住民税とあわせて増員を
しなげればならぬといふことで、財
政計画で、三十七年度七千名、うち
二千名は賃金職員、五千名は定員
外、三十八年度以降は、賃金職員を
本定員化して七千名の増員、これに
要する金が約三億五千四百万円
見当にならうかと思ひますが、その
処置を講じております。したがつて、
それが、先ほど申しました徴収交付
金のほかに、それだけの財政措置を
講ずるわけでございます。

○委員(小林武治君) 残餘の質疑は
次回に譲ります。

見を出すのは、市長会が町村会と
合つて、市長会として意見を出す
ことと、市会として意見を出すこ
とと、市長会と打ち合わせまして、
事前了解を取り付けております。し
たが、町村会も納得をいたして
おるはずでございます。

午後四時十九分散會

三月二十日本委員会に左の案件を付託
された。

一、地方公務員共済組合法の長期給
付に關する施行法案

地方公務員共済組合法の長期給付
に關する施行法案

地方公務員共済組合法の長期給
付に關する施行法案

目次

第一章 總則(第一条 第四条)

第二章 年金条則(職員期間又は旧
長期組合員期間を有する者)に關
する一般の経過措置

第一節 更新組合員に關する一
般的経過措置(第五
条 第七條)

第二節 退職給付に關する経過
措置

第一款 退職年金の受給資格
に關する経過措置
(第八條 第十條)

第二款 退職年金の額に關する
経過措置(第十一
條 第十六條)

第三款 退職年金の支給開始年齢等に関する経過措置（第十七条―第十九条） 第四款 通算退職年金に関する経過措置（第二十条―第二十一条） 第五款 退職一時金に関する経過措置（第二十二―第二十四条） 第三節 廃疾給付に関する経過措置 第一款 廃疾給付の受給資格に関する経過措置（第二十五条―第二十六条） 第二款 廃疾給付の額に関する経過措置（第二十七条―第三十三条） 第四節 遺族給付に関する経過措置 第一款 遺族年金の受給資格に関する経過措置（第三十四条―第三十七条） 第二款 遺族年金の額に関する経過措置（第三十八条―第四十四条） 第三款 遺族一時金に関する経過措置（第四十五条―第四十六条） 第五節 特殊の期間又は資格を有する組合員に関する特例（第四十七条―第五十四条） 第六節 再就職者に関する経過措置（第五十五条―第五十六条）	第三章 恩給公務員期間を有する者に関する経過措置（第五十七条―第五十八条） 第四章 国の旧長期組合員期間を有する者に関する経過措置（第五十九条―第六十条） 第五章 国の長期組合員であつた者に関する経過措置（第六十一条―第六十三条） 第六章 厚生年金保険の被保険者であつた更新組合員に関する経過措置（第六十四条―第六十五条） 第七章 特殊の組合員に関する経過措置 第一節 都道府県知事又は市町村長であつた更新組合員等に関する経過措置（第六十六条―第八十六条） 第二節 警察職員に関する経過措置（第八十七条―第九十六条） 第三節 消防職員であつた更新組合員等に関する経過措置（第九十七条―第一百零二条） 第四節 船員組合員に関する経過措置（第一百零二条―第一百零三条） 第八章 未帰還更新組合員に関する経過措置（第一百零四条―第一百零五条） 第九章 公庫公団等の役職員に関する経過措置（第一百零六条―第一百零九条）	第十章 組合役職員及び連合会役職員に関する経過措置（第一百十条） 第十一章 国の職員等であつた者に関する経過措置（第一百十一条―第一百十三条） 第十二章 雑則（第一百十三条―第一百三十九条） 第十三章 互助会の会員であつた者に関する経過措置等（第一百四十条―第一百四十三条） 第十四章 他の法律の一部改正（第一百四十四条―第一百五十三条） 附則 第一章 総則（趣旨） 第一条 この法律は、地方公務員共済組合法（昭和三十七年法律第 号）の長期給付及び共済年金に関する規定の施行に伴う経過措置等に関して必要な事項を定めるものとする。 （定義） 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 新法 地方公務員共済組合法をいう。 二 退職年金条例 恩給法（大正十二年法律第四十八号）の規定による恩給に相当する給付に関する地方公共団体の条例（新法の施行に伴い効力を失ふこととなる当該条例が新法の施行後もなお効力を有するものとした場合における当該条例を含む。）をいう。 三 共済法 次に掲げる法律、条例及び規程をいう。 イ 新法による廃止前の市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二百四号。以下「旧市町村共済法」という。） ロ 旧市町村共済法附則第二十一項後段に規定する長期給付に相当する給付（以下この号及び第九条において「長期給付に相当する給付」という。）に関する地方公共団体の条例（前号に掲げるものを除く。）及び長期給付に相当する給付を行なうことを目的とする団体の長期給付に相当する給付に関する規程（以下「共済条例」という。） 四 職員、給料、組合、連合会、傷病、長期給付、公務傷病、公務による廃疾年金、地方公共団体の長、地方公共団体の長の給料年額、組合役職員、連合会役職員、警察職員又は警察職員の給料年額、それぞれ新法第二条第一項第一号、新法第二条第二項第一号、新法第三条第二項、新法第六十一条第一項、新法第七十四号、新法第八十六条第二項、新法第九号、新法第八十六号第二項、新法第一百条、新法第一百零二条第二項、新法第一百四十一条第一項、新法第一百四十二条第二項、新法附則第十九条又は新法附則第二十条第二項に規定する職員、給料、組合、連合会、傷病、長期給付、公務傷病、公務による廃疾年金、地方公共団体の長、地方公共団体の長の給料年額、組合役職員、連合会役職員、警察職員又は警察職員の給料年額をいう。 五 年金条例職員 退職年金条例の適用を受ける者をいう。 六 知事等 都道府県知事又は市町村長である年金条例職員で、退職料の最短期間又は基本率につきその他の年金条例職員と異なつた取扱ひを受けるものをいう。 七 警察条例職員 警部補、巡査部長又は巡査である年金条例職員で、退職料等につき警察監獄職員に関する恩給法の規定に相当する退職年金条例の規定の適用を受けるものをいう。 八 消防職員 消防司令補、消防士長若しくは消防士又は常勤の消防団員である年金条例職員で、退職料等につき警察監獄職員に関する恩給法の規定に相当する退職年金条例の規定の適用を受けるものをいう。 九 旧長期組合員 旧市町村共済法の退職給付、廃疾給付及び遺族給付に関する規定の適用を受ける者及び共済条例の長期給付に相当する給付に関する規定の適用を受ける者をいう。 十 更新組合員 施行日（新法附則第一条本文に規定する施行日をいう。以下同じ。）の前日に職員であつた者で施行日に組合の組合員となり、引き続き組合の組合員であるもの（新法附則第三
---	--	---

時の給料年額の算定の例により算定した給料年額

ロ 消防職員であつた更新組合員が施行日以後消防組合員となり、その後消防組合員以外の組合員となり退職した場合 消防組合員でなくなつた日に退職したものと同みなして、当該退職したものとみなしたときの給料を基礎として、退職当時の給料年額の算定の例により算定した給料年額

ハ 消防職員であつた更新組合員が施行日以後消防組合員となり、その後消防組合員以外の組合員となることなく退職した場合 当該退職したときの給料を基礎として、退職当時の給料年額の算定の例により算定した給料年額

三十二 共済法の給料年額 組合員が退職したときの給料を基礎として算定した旧市町村共済法第十七条第一項に規定する給付額の算定の基準となるべき給料の十二倍に相当する金額又は組合員が退職したときの給料を基礎として算定した共済条例に規定する給付額の算定の基準となるべき給料の十二倍に相当する金額をいう。

三十三 新法の給料年額 新法第四十四条第二項の規定により算定した給料年額をいう。

三十四 消防組合員の給料年額 消防組合員であつた者が次のイ又はロに掲げる場合に該当する場合におけるそれぞれイ又はロに掲げる額をいう。

イ 消防組合員が消防組合員以外

の場合 消防組合員でなくなつた日に退職したものと同みなして、当該退職したものとみなしたときの給料を基礎として、新法第四十四条第二項の規定により算定した給料年額

ロ 消防組合員が退職した場合 消防組合員が退職したときの給料を基礎として、新法第四十四条第二項の規定により算定した給料年額

三十五 共済法の給料日額 組合員が退職したときの給料を基礎として算定した旧市町村共済法第十七条第一項に規定する給付額の算定の基準となるべき給料の十分の一に相当する金額又は組合員が退職したときの給料を基礎として算定した共済条例に規定する給付額の算定の基準となるべき給料の十分の一に相当する金額をいう。

三十六 新法の給料日額 新法第四十四条第二項の規定により算定した給料日額をいう。

三十七 消防組合員の給料日額 消防組合員であつた者が次のイ又はロに掲げる場合に該当する場合におけるそれぞれイ又はロに掲げる額をいう。

イ 消防組合員が消防組合員以外の場合 消防組合員でなくなつた日に退職したものと同みなして、当該退職したものとみなしたときの給料を基礎として、新法第四十四条第二項の

規定により算定した給料日額

ロ 消防組合員が退職した場合 消防組合員が退職したときの給料を基礎として、新法第四十四条第二項の規定により算定した給料日額

イ 警察職員が警察職員以外の場合 警察職員でなくなつた日に退職したものと同みなして、当該退職したものとみなしたときの給料を基礎として、恩給法に規定する退職当時の俸給年額の算定の例により算定した給料年額

ロ 警察職員が退職した場合 警察職員が退職したときの給料を基礎として、恩給法に規定する退職当時の俸給年額の算定の例により算定した給料年額

三十九 恩給公務員 恩給法第十九条に規定する公務員及び他の法令により当該公務員とみなされる者をいう。

四十 警察監獄職員 恩給法第二十三条に規定する警察監獄職員及び他の法令により当該警察監獄職員とみなされる者をいう。

四十一 消防公務員 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第三十一条の規定により警察監獄職員として勤続するものとみなされた同条第二項第一

号又は第二号に掲げる者をいう。

四十二 恩給、普通恩給、一時恩給、増加恩給、傷病年金、傷病賜金、扶助料又は一時扶助料 それぞれ恩給に関する法令の規定による恩給、普通恩給、一時恩給、増加恩給、傷病年金、傷病賜金、扶助料又は一時扶助料をいう。

四十三 増加恩給等 増加恩給及びこれと併給される普通恩給をいう。

四十四 公務扶助料 恩給法(他の法令において準用する場合を含む。以下同じ)第七十五条第一項第二号の規定による扶助料をいう。

四十五 警察監獄職員の普通恩給 恩給法第六十三条第一項の規定による警察監獄職員の普通恩給(増加恩給に併給されるものを除く)をいう。

四十六 旧軍人等の普通恩給 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号)以下(法律第五十五号)という。附則第十条第一項第一号(同法附則第十七条において準用する場合を含む)の規定による旧軍人、旧準軍人又は旧軍属の普通恩給(増加恩給に併給されるものを除く)をいう。

四十七 恩給公務員期間 恩給公務員、従前の宮内官の恩給規程による宮内職員、恩給法第八十四条に掲げる法令の規定により恩給、退職料その他これらに準ずるものを給すべきものとされ

ていた公務員その他法令の規定により恩給を給すべきものとされた公務員として在職した期間(法令の規定により恩給を給すべきものとされた公務員として在職するものとみなされる期間、恩給につき在職年数に推算される期間及び在職年の計算上恩給公務員としての在職年数に加えられる期間を含む)をいう。

四十八 在職年 恩給に関する法令にいう在職年をいう。

四十九 警察在職年 警察監獄職員の恩給の基礎となるべき在職年の計算の例により計算した在职職年をいう。

五十 国の旧法 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百八号)以下(「国の新法」という)による改正前の国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の国の新法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた場合及び他の法律において準用し、又は適用する場合を含む)をいう。

五十一 国の旧法等 国の旧法及びその施行前の政府職員の共済組合に関する法令で国の新法の長期給付に相当する給付について定めていたものをいう。

五十二 国の旧長期組合員 国の旧法等の退職給付、廃疾給付及び遺族給付に関する規定の適用を受ける国の旧法等の組合員をいう。

五十三 国の職員 国の新法第二
条第一項第一号に規定する職員
(国家公務員法(昭和二十二年法
律第二十号)の施行前におけ
るこれに相当する者及び国以外
の法人に勤務する者で恩給公務
員又は国の旧長期組合員に該当
するもの及び旧特別調達庁法
(昭和二十二年法律第七十八号)
に規定する特別調達庁に勤務す
る者で国の新法第二條第一項第
一号に規定する職員に相当する
ものを含む。)をいう。

五十四 国の長期組合員 国の新
法の長期給付に關する規定の適
用を受ける者をいう。

五十五 国の更新組合員 国家公
務員共済組合法の長期給付に關
する施行法(昭和三十三年法律
第二百二十九号。以下「国の施行
法」という。)の施行の日の前日
に国の職員(国の職員とみなさ
れる者を含む。)であつた者で、
国の施行法の施行の日に国の長
期組合員となり、引き続き国の
長期組合員であるもの(国の施
行法第四十二條第一項に規定す
る恩給更新組合員を含む。)をい
う。

五十六 衛視等 国の新法附則第
十三條に規定する衛視等をい
う。

五十七 国の旧長期組合員期間
国の旧長期組合員であつた期間
及び国の旧法又は他の法令の規
定により国の旧法の退職給付、
廃疾給付及び遺族給付の基礎と
なる組合員であつた期間とみな
された期間をいう。

五十八 国の旧長期組合員期間
国の旧長期組合員であつた期間
及び国の旧法又は他の法令の規
定により国の旧法の退職給付、
廃疾給付及び遺族給付の基礎と
なる組合員であつた期間とみな
された期間をいう。

2 前項第四号に掲げる地方公共団
体の長の給料年額若しくは警察職
員の給料年額又は同項第三十三
号、第三十四号、第三十六号若し
くは第三十七号に掲げる額を算定
する場合においては、新法第四十
四條第二項に規定する掛金の標準
となつた給料には、施行日前の期
間に係る給料は算入せず、また、
同項の組合員期間の月数には、施
行日前の期間は算入しない。

3 この法律において、年金条例職
員、年金条例職員期間、旧長期組
合員若しくは旧長期組合員期間
(共済條例に係るものに限る。)、最
短年金年限、基本率、加算率若し
くは最短一時年金率といふ場合又は
退職年金条例若しくは共済條例の
規定のうち、退職當時の給料年額の
算定方法若しくは共済條例に規定
する給料額の算定の基準となるべ
き給料を基礎とする給料年額若し
くは給料日額の算定方法に關する
規定、恩給法第五十八條ノ三第一
項若しくは旧市町村共済法第四十
一條第一項ただし書の規定に相当
する規定若しくは恩給法第六十條
第三項の規定に相当する規定を引
用する場合においては、自治省令
で定める場合を除き、昭和三十
七年一月一日以後になされた退職
年金条例又は共済條例の改正に係
るものを含むものとする。

(施行日前に給付事由が生じた給
付の取扱い等)

第三條 施行日前に給付事由が生じ
た国の新法の規定による長期給付
若しくは国の施行法第三條の規定
による給付(新法附則第三條第一

項に規定する旧組合に係るものに
限る。又は新法による廃止前の町
村職員恩給組合法(昭和二十七年
法律第十八号)第二條の町村職
員恩給組合の退職年金条例(以下
「恩給組合条例」という。)の規定に
よる退職料等若しくは旧市町村共
済法の規定による共済法の退職年
金等については、この法律に別段
の規定があるもののほか、なお従
前の例により地方職員共済組合、
公立学校共済組合若しくは警察共
済組合又は市町村職員共済組合が
支給する。

2 新法が施行されなければ、次の
各号に掲げる者に新法附則第三條
第一項に規定する旧組合又は旧町
村職員恩給組合若しくは旧市町村
職員共済組合が支給することとな
る国の新法の規定による通算退職
年金、返還一時金若しくは死亡一
時金又は恩給組合条例の規定によ
る退職年金条例の通算退職年金、
退職年金条例の返還一時金若しく
は退職年金条例の死亡一時金若し
くは旧市町村共済法の規定による
通算退職年金、返還一時金若しく
は死亡一時金は、この法律に別段
の規定があるもののほか、国の新
法、恩給組合条例又は旧市町村共
済法の規定の例により地方職員共
済組合、公立学校共済組合若しく
は警察共済組合又は市町村共済組
合が支給する。

一 国の新法第八十條第二項の退
職一時金(通算年金制度を創設
するための関係法律の一部を改
正する法律(昭和三十六年法律
第百八十二号。以下「法律第百

八十二号」という。)附則第二十
二條第二項の規定により当該退
職一時金とみなされたものを含
む。)を受けた新法附則第三條第
一項に規定する旧組合の組合員
であつた者(国の新法第八十條
第一項ただし書の規定の適用を
受けた者を含む。)

二 国の新法第八十條第二項の規
定に相當する恩給組合条例の規
定による退職給付金(法律第百
八十二号附則第二十二條第二項
の規定に相當する恩給組合条例
の規定により当該退職給付金と
みなされたものを含む。)を受け
た者(国の新法第八十條第一項
ただし書の規定の適用を受け
た者を含む。)

三 旧市町村共済法第四十三條第
二項の退職一時金(法律第百八
十二号附則第二十八條第二項の
規定により当該退職一時金とみ
なされたものを含む。)を受けた
者(旧市町村共済法第四十三條
第一項ただし書の規定の適用を
受けた者を含む。)

四 前項各号に掲げる者が、組合員
となり、新法及びこの法律の規定
による退職年金又は廃疾年金を受け
る権利を有することとなつたとき
は、その者は、国の新法の規定によ
る退職年金若しくは廃疾年金、退
職料若しくは公務傷病年金又は旧市
町村共済法の退職年金若しくは旧
市町村共済法の廃疾年金を受ける
権利を有することとなつたものと
みなして、同項の規定を適用する。

4 昭和三十一年度における旧令に
よる共済組合等からの年金受給者
のための特別措置法等の規定によ
る年金額の改定に關する法律(昭
和三十一年法律第 号。以下こ
の条において「年金額改定法」と
いう。)第三條第二項及び第四項
並びに第五條の規定は、旧市町村
共済法の規定による年金のうち、
年金額改定法第三條第二項の規定
の適用を受ける年金に相當するも
の(昭和三十一年三月三十一日以
前に給付事由が生じたものに限
る。以下「準用する」という。この場合
において、同條第二項各号列記以
外の部分中「旧法」とあるのは「旧
市町村職員共済組合法」と、次の
各号に掲げる給料」とあるのは「次
の各号に掲げる給料」と、「別表第
一の仮定俸給」とあるのは「別表
第一の仮定俸給の額」と、「退職
當時の俸給」とあるのは「退職當
時の給料の額」と、同項第一号中「給
付に關する法令」とあるのは「給
付に關する法令(以下「旧給付法
令」という。)」とあるのは「給付に
關する法令(以下「旧給付法令」と
いう。)」と、「官職」とあるのは「職
と」、「旧給付法令」とあるのは「旧
給付法令」と、「俸給」とあるのは
「給料」と、同項第二号中「旧法」と
あるのは「旧市町村職員共済組合
法」と、「旧給付法令」とあるのは
「旧給付法令」と、「官職」とあるのは

八十二号」という。)附則第二十
二條第二項の規定により当該退
職一時金とみなされたものを含
む。)を受けた新法附則第三條第
一項に規定する旧組合の組合員
であつた者(国の新法第八十條
第一項ただし書の規定の適用を
受けた者を含む。)

二 国の新法第八十條第二項の規
定に相當する恩給組合条例の規
定による退職給付金(法律第百
八十二号附則第二十二條第二項
の規定に相當する恩給組合条例
の規定により当該退職給付金と
みなされたものを含む。)を受け
た者(国の新法第八十條第一項
ただし書の規定の適用を受け
た者を含む。)

三 旧市町村共済法第四十三條第
二項の退職一時金(法律第百八
十二号附則第二十八條第二項の
規定により当該退職一時金とみ
なされたものを含む。)を受けた
者(旧市町村共済法第四十三條
第一項ただし書の規定の適用を
受けた者を含む。)

は「職」と、「俸給」とあるのは「給料」と読み替えるものとする。

5 前項において準用する年金額改定法第三条第二項の規定による年金額の改定により増加する費用は、地方公共団体が負担する。

(組合員に対する退職年金条例等の適用)

第四条 組合員は、施行日以後において退職年金条例(恩給組合条例を除く。以下この条において同じ。)若しくは共済条例の適用を受ける者又は恩給公務員に該当する場合においては、当該条例又は恩給に関する法令の規定の適用については、この法律に別段の規定があるもののほか、組合員である間、当該条例の適用を受ける者又は恩給公務員として在職しないものとみなす。

2 次の各号に掲げる者が、組合員となり、新法及びこの法律の規定による退職年金又は恩給年金を受ける権利を有することとなつたときは、退職年金条例又は共済条例のうち退職年金条例の返還一時金又は共済条例の返還一時金に関する規定の適用については、退職料若しくは公務傷病年金又は共済条例の退職年金若しくは共済条例の恩給年金を受ける権利を有することとなつたものとみなす。

一 国の新法第八十条第二項の規定に相当する退職年金条例の規定による退職給付金(法律第百八十二号附則第二十二條第二項の規定に該当する退職年金条例の規定により当該退職給付金とみなされたものを含む。)を受け

た者(国の新法第八十条第一項ただし書の規定に相当する退職年金条例の規定の適用を受けた者及び改正前の通則法附則第六條第五項の規定に基づく措置をした退職年金条例(以下「通算年金制度」を措置した退職年金条例」といふ。)の規定により当該退職給付金を受けたものとみなされた者を含む。)

二 国の新法第八十条第二項の規定に相当する共済条例の規定による共済条例の退職一時金(法律第百八十二号附則第二十二條第二項の規定に相当する共済条例の規定により当該退職一時金とみなされたものを含む。)を受けた者(国の新法第八十条第一項ただし書の規定に相当する共済条例の規定の適用を受けた者及び改正前の通則法附則第六條第五項の規定に基づく措置をした共済条例(以下「通算年金制度」を措置した共済条例」といふ。)の規定により当該退職一時金を受けたものとみなされた者を含む。)

第二章 年金条例職員期間又は旧長期組合員期間を有する者に関する一般的な経過措置

第一節 更新組合員に関する一般的な経過措置

(退職料等の受給権の取扱い)
第五条 更新組合員で施行日の前日に年金条例職員であつたものは、退職年金条例の規定の適用については、同日において退職したものとみなす。

2 更新組合員に係る退職料等を受ける権利は、施行日の前日において消滅するものとする。ただし、次に掲げる権利は、この限りでない。

一 増加退職料等、公務傷病賜金又は公務遺族年金を受ける権利(第五十一条第一項の規定により消滅したものとみなされた増加退職料等を受ける権利を除く。)

二 退職年金条例の通算退職年金又は退職年金条例の返還一時金に恩給料を受ける権利(第一号に掲げるもの及び施行日の前日において恩給法第五十八條の規定に相当する退職年金条例の規定によりその支給を停止された退職料を受ける権利並びに前項の規定により退職したものとみなされたことにより生ずる退職料を受ける権利を除く。)

(当該退職料を受ける権利を有する施行日から六十日を経過する日以前に当該権利の裁定を行なつた者に対してこれを消滅させる旨を申し出なかつたものに限る。)

3 更新組合員に係る増加退職料(第五十一条第一項の規定により消滅したものとみなされた増加退職料を除く。)に併給される退職料で施行日の前日において恩給法第五十八條の規定に相当する退職年金条例の規定によりその支給を停止されているもの及び退職年金条例の通算退職年金は、その者が更新組合員である間、その支給を停止し、当該退職料は、その者が施行

行日以後の職員である期間内に増加退職料を受ける権利を有しないこととなつたときは、消滅する。

4 第二項第三号に規定する者が同号の申出の期限前に死亡した場合、同号の申出は、その遺族がすることが出来る。

5 第二項第三号の申出をしなかつた者又はその遺族に対して支給する長期給付については、同項第三号に規定する退職料の基礎となつた期間(退職料を受ける権利を有する者が年金条例職員となり、施行日前に退職した場合において、退職料の改定が行なわれなかつたときにおけるその年金条例職員となつた日以後の年金条例職員期間を含む。)は、第七條第一項第一号の期間に該当しないものとみなす。

6 退職一時金の支給を受けた更新組合員であつた者が第二項第三号の規定による申出をしたことにより退職年金又は減額退職年金を受けるべきこととなつたときは、各支給期月においてその者に支給すべきこれらの年金の額から、当該一時金の額に達するまでの金額を順次に控除するものとする。

7 前項の規定は、第四項の規定による申出があつた場合について準用する。

8 第二項第三号又は第四項の規定による申出をした者は、当該申出に係る更新組合員又は更新組合員であつた者が施行日以後申出をした時までに支給を受けた退職料の額に相当する金額を申出の日から三十日以内に、当該更新組合員の属する組合又は当該更新組合員で

あつた者の属していた組合に納入しなければならぬ。

(共済法の退職年金等の受給権の取扱い)
第六条 更新組合員で施行日の前日に共済条例の適用を受けていたものは、共済条例の規定の適用については、同日において退職したものとみなす。ただし、当該退職したものとみなされたことによる共済条例の退職年金等は、支給しない。

2 更新組合員に係る共済法の退職年金を受ける権利は、施行日の前日において消滅するものとする。ただし、共済法の退職年金を受ける権利(施行日の前日において旧市町村共済法第四十二條第一項の規定又はこれに相当する共済条例の規定によりその支給を停止されていた共済法の退職年金を受ける権利を除く。)を有する者が施行日から六十日を経過する日以前に当該権利の決定を行なつた者に対して当該退職年金を受ける旨を申し出た場合には、この限りでない。

3 前項ただし書の申出をした者に係る共済法の退職年金で施行日の前日において旧市町村共済法附則第十五項若しくは附則第十八項の規定又はこれらに相当する共済条例の規定によりその支給を停止されているものは、その者が更新組合員である間、その支給を停止する。

4 更新組合員に係る共済法の通算退職年金及び共済法の恩給年金(第五十四條第一項の申出をした者に係る共済法の恩給年金を除

く。は、その者が更新組合員である間、その支給を停止する。

5 前条第四項の規定は、第二項ただし書の申出について準用する。

6 第二項ただし書の申出をした者又はその遺族に対して支給する長期給付については、同項ただし書に規定する共済法の退職年金の基礎となつた期間は、第七条第一項第二号の期間に該当しないものとする。

(組合員期間の計算の特例)

第七条 更新組合員の施行日前の次の期間は、組合員期間(新法第四十条第一項に規定する組合員期間をいう。)に算入する。

一 年金条例職員期間のうち次の期間を除いた期間。ただし、その期間のうち年金在職年の計算において加算又は減算することとされている年月数があるときはその年月数を加算又は減算し、換算することとされている年月数があるときはその年月数を換算した後の期間とする。

イ 条例在職年の計算において除算することとされている年金条例職員期間(法律第五十五号附則第四十三条の規定に相当する退職年金条例の規定の適用を受ける者のその適用に係る期間を除く。)

ロ 増加退職料等を受ける権利を有する者の当該増加退職料の基礎となつた年金条例職員期間

ハ 更新組合員又は更新組合員であつた者の遺族が公務遺族年金を受ける権利を有する場合

合における当該更新組合員又は更新組合員であつた者の当該公務遺族年金の基礎となつた年金条例職員期間

ニ 法律第五十五号附則第四十一条第一項又は第四十二条第一項第三号の規定に相当する退職年金条例の規定により退職料の基礎となるべき条例在職年の計算上加えられるべき期間を有する更新組合員の年金条例職員期間のうち、その加えられるべき期間を加えることなく新法第七十八条、次条、第九條又は第十條の規定に該当するに至つた場合におけるその加えられるべき期間又はその加えられるべき期間を加えることによりこれらの規定による退職年金の支給を受けることができる最短期間を定めることとなる場合におけるその期間

二 旧長期組合員期間

三 職員(国又は地方公共団体以外の法人に勤務する者で年金条例職員又は旧長期組合員に該当するものを含む。第十條において同じ。)であつた期間で施行日の前日まで引き続いているもの(年金条例職員期間、旧長期組合員期間(第六十四條第一項の規定により旧長期組合員期間とみなされた期間を含む。)、恩給公務員である職員であつた期間、国の旧長期組合員である職員であつた期間及び国の長期組合員である職員であつた期間を除く。)

2 更新組合員に係る退職一時金又は遺族一時金の基礎となるべき組合員期間を計算する場合には、前項の規定にかかわらず、その者の施行日前の次の期間(退職一時金の場合にあつては第一号から第四号までの期間、遺族一時金の場合にあつては第五号から第八号までの期間に限る。)以外の期間は、新法第四十条第一項に規定する組合員期間に算入しない。

一 第五條第二項本文の規定を適用しないとしたならば更新組合員が受けるべきこととなる退職給付金の基礎となる条例在職年に係る年金条例職員期間で前項第一号の期間に該当するもの

二 退職給付金についての最短一時金年限未達の施行日まで引き続く年金条例職員期間(これに合算されるべき年金条例職員期間を含む。)で前項第一号の期間に該当するもの

三 施行日の前日に旧長期組合員であつた更新組合員が、旧市町村共済法の規定の適用につき同日に退職したとき、その者が受けるべきこととなる旧市町村共済法の退職一時金又は前条第一項本文の規定により退職したものとみなされた場合に同項ただし書の規定を適用しないとしたこととなる共済法の退職一時金の基礎となる旧長期組合員期間

四 共済法の退職一時金についての最短一時金年限未達の施行日まで引き続く旧長期組合員期間

(これに合算されるべき旧長期組合員期間を含む。)

五 施行日の前日に年金条例職員であつた更新組合員が同日に死亡したとき、その者の遺族が受けるべきこととなる退職年金条例の遺族一時金の基礎となる条例在職年に係る年金条例職員期間で前項第一号の期間に該当するもの

六 退職年金条例の遺族一時金についての最短一時金年限未達の施行日まで引き続く年金条例職員期間(これに合算されるべき年金条例職員期間を含む。)で前項第一号の期間に該当するもの

七 施行日の前日に旧長期組合員であつた更新組合員が同日に死亡したとき、その者の遺族が受けるべきこととなる共済法の遺族一時金の基礎となる旧長期組合員期間

八 共済法の遺族一時金についての最短一時金年限未達の施行日まで引き続く旧長期組合員期間(これに合算されるべき旧長期組合員期間を含む。)

3 第一項第二号の期間のうち、同項第一号本文の期間と重複する期間があるときは、その重複する期間を除いた期間を同項第二号の期間とする。

第二節 退職給付に関する経過措置

第一款 退職年金の受給資格に関する経過措置

(年金条例職員であつた更新組合員の特例)

第八条 組合員期間が二十年未満の更新組合員で施行日の前日に退職料の最短年金年限が十七年以下である退職年金条例の適用を受けていたものが退職した場合において、その者の当該退職年金条例による施行日前の条例在職年(その者が更新組合員である周年年金条例職員であつたものとみなした場合に当該退職年金条例の規定により年金条例職員期間に通算されるべきこととなる期間に係る条例在職年を含む。以下この条において「施行日直前の条例在職年」という。)の年月数と施行日以後の組合員期間の年月数とを合算した年月数が、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に掲げる年金を支給し、通算退職年金、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

一 施行日直前の条例在職年が十一年以上である者 十七年

二 施行日直前の条例在職年が五年以上十一年未満である者 十八年

三 施行日直前の条例在職年が五年未満である者 十九年

2 組合員期間が二十年未満の更新組合員で施行日の前日に退職年金条例の適用を受けていたものが退職し、前項の規定に該当しない場合において、その者の施行日直前の条例在職年の年月数が二十年をその者に係る退職年金条例の最短年金年限の年数で除して得た率を

乗じて得た年月数（一月未満の端数があるときは、これを一月とする。）と施行日以後の組合員期間の年月数とを合算した年月数に二十年をその者に係る共済条例の最短期間を加算し、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、退職一時金は、その者に退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

3 組合員期間が二十年未満の更新組合員で第五項第二項本文の規定を適用しないとしたらば退職料を受ける権利（同条第一項の規定により退職したものと同みなされることにより生ずるものを除く。）を有することとなるものが退職したときは、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

（共済条例の適用を受けていた旧長期組合員であつた更新組合員の特例）

第九條 組合員期間が二十年未満の更新組合員で施行日の前日に共済条例の退職年金の最短期間が二十年未満である共済条例の適用を受けていたもの（旧市町村共済法附則第十六項の規定に相当する共済条例の規定により引き続き共済法の退職年金等に関する規定の適用を受けていた者（以下この項及び第十二条第二項において「継続旧長期組合員」という。）を含む。）が退職した場合において、その者の旧長期組合員期間（継続旧長期組合員であつた期間を含む。）の年月数に二十年をその者に係る共済条例の最短期間の年数で除して得た率を乗じて得た年月数（一月未満の端数があるときは、

これを一月とする。）と施行日以後の組合員期間の年月数とを合算した年月数に二十年以上であるときは、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

2 組合員期間が二十年未満の更新組合員で、第六項第二項本文の規定を適用しないとしたらば共済条例の退職年金を受ける権利を有することとなるものが退職したときは、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

（特殊の期間の通算）

第十條 新法第七十八條又は前二條の規定に該当しない更新組合員が退職した場合において、組合員期間に次の期間を加算するものとならば、その期間が二十年以上となるときは、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

とつたものの日本医療団に勤務していた期間のうち年金条例職員期間を除いた期間

三 法律第五十五号附則第四十二條第一項に規定する外国政府職員に係る外国政府に昭和二十年八月八日まで引き続き勤務していた者でその後職員となつたものの当該外国政府に勤務していた期間のうち年金条例職員期間及び恩給公務員期間を除いた期間

第二款 退職年金の額に
関する経過措置

（更新組合員の一般的特例）

第十一條 更新組合員に対する新法第七十八條又は前三條の規定による退職年金の額は、次の各号に掲げる期間に応じ当該各号に掲げる金額の合算額とする。

の期間と合算して共済法の退職年金の最短期間年限に達するまでの年数については一年につき共済法の給料年額に共済法の退職年金の基本率を当該最短期間年限の年数で除して得た率（以下この条において「共済法の退職年金の一年当たりの基本率」という。）を乗じて得た額、当該最短期間年限をこえる年数については一年につき共済法の給料年額に共済法の退職年金の加算率を乗じて得た額に相当する金額

三 共済法除期間 前二號の期間と合算して共済法の退職年金の最短期間年限に達するまでの年数については一年につき共済法の給料年額に共済法の退職年金の一年当たりの基本率に二から基本控除率（共済法除期間を有する者の共済法の退職年金の額を計算する場合において旧市町村共済法附則第三十一項の規定又はこれに相当する共済条例の規定により当該期間のうち共済法の退職年金の最短期間年限に達するまでの年数一年につき共済法の退職年金の額から控除すべきこととされている金額の、当該共済法の退職年金の基礎となるべき給料年額に共済法の退職年金の加算率を乗じて得た額に相当する金額

四 第七條第一項第三號の期間 前三號の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき旧市町村共済法に係る共済法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき旧市町村共済法に係る共済法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

五 施行日以後の組合員期間 前各號の期間と合算して二十年に達するまでの年数（一月未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数。第二十七條第一項第一號から第四號まで、第六十八條第一項第一號、第七十六條第一項第一號、第九十七條第一項第一號及び第九十八條第一項第一號を除き、以下同じ。）については

ら加算控除率（共済法除期間を有する者の共済法の退職年金の額を計算する場合において旧市町村共済法附則第三十一項の規定又はこれに相当する共済条例の規定により当該期間のうち共済法の退職年金の最短期間年限をこえる年数一年につき共済法の退職年金の額から控除すべきこととされている金額の、当該共済法の退職年金の基礎となるべき給料年額に共済法の退職年金の加算率を乗じて得た額に相当する金額

五 施行日以後の組合員期間 前各號の期間と合算して二十年に達するまでの年数（一月未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数。第二十七條第一項第一號から第四號まで、第六十八條第一項第一號、第七十六條第一項第一號、第九十七條第一項第一號及び第九十八條第一項第一號を除き、以下同じ。）については

五 施行日以後の組合員期間 前各號の期間と合算して二十年に達するまでの年数（一月未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数。第二十七條第一項第一號から第四號まで、第六十八條第一項第一號、第七十六條第一項第一號、第九十七條第一項第一號及び第九十八條第一項第一號を除き、以下同じ。）については

五 施行日以後の組合員期間 前各號の期間と合算して二十年に達するまでの年数（一月未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数。第二十七條第一項第一號から第四號まで、第六十八條第一項第一號、第七十六條第一項第一號、第九十七條第一項第一號及び第九十八條第一項第一號を除き、以下同じ。）については

一年につき新法の給料年額の百分の二、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百分の一・五に相当する金額

2 前項の場合において、同項第一号から第四号までの期間（同項第一号の期間のうち恩給法第六十条第三項の規定に相当する退職年金条例の規定に規定する年数をこえる期間を除く。）に一年未満の端数があるときは、これを切り捨て、前項第五号の期間に加算するものとする。

3 第一項第一号の期間のうちに年金条例控除期間を有する更新組合員に対する同号の規定の適用については、同号の規定により算定した金額に減額支給率（年金条例控除期間を有しないものとして第一項第一号の規定により算定した金額（以下この項において「第一項第一号の金額」という。）から年金条例控除期間について退職年金条例の規定により控除すべきこととなる金額（率をもつて控除すべきこととされている場合は、その率により算定した金額）を控除した金額を第一項第一号の金額で除して得た率をいう。次項において同じ。）を乗じて得た額に相当する金額を同号の金額とする。

4 第一項第一号の期間のうちに退職料の最短期間、退職料の一年当たり基本率、退職料の加算率又は退職年金条例の給料年額の算定方法を異にする退職年金条例に係る年金条例職員期間（施行日の前日に年金条例職員であった更新

新組合員が、更新組合員である年金条例職員であったものとみなした場合に退職年金条例の規定により年金条例職員期間に通算されるべきこととなる期間を含む。以下この項及び第二十七条第四項において同じ。）を二以上有する更新組合員に対する同号の規定の適用については、それぞれの退職料の最短期間、退職料の一年当たりの基本率又は退職料の加算率をもつて算定した金額（これらの年金条例職員期間のうちに年金条例控除期間を有する場合においては、当該金額に当該年金条例控除期間に係る減額支給率を乗じて得た金額とし、以下この項において「一の退職年金条例による算定額」という。）のそれぞれの退職年金条例の給料年額に対する率（以下この項において「一の退職年金条例による支給率」という。）に、それぞれの年金条例職員期間（第十七条第二項において「一の退職年金条例に係る年金条例職員期間」という。）の年数の数を乗じて得た率を合算し、当該合算した率をそれぞれの年金条例職員期間の年数で合算した年数の数で除し、当該除して得た率（第七項において「第一項第一号の期間の平均支給率」という。）を一の退職年金条例による支給率に当該それぞれの年金条例職員期間の年数の数を乗じて得た数によつてあん分し、当該あん分して得た率をそれぞれの退職年金条例に係る退職年金条例の給料年額に乘じて得た額（第十七条第二項において「一の退職年金条例

による支給率」という。）の合算額に相当する額をもつて、同号の金額とする。この場合において、同号かつこの書の規定は、一の退職年金条例による算定額について適用するものとする。

5 第一項第二号の期間のうちに共済法の退職年金の最短期間、共済法の退職年金の一年当たりの基本率、共済法の退職年金の加算率又は共済法の給料年額の算定方法を異にする共済法に係る旧長期組合員期間を二以上有する更新組合員に対する同号の規定の適用については、それぞれの共済法の退職年金の最短期間、共済法の退職年金の一年当たりの基本率又は共済法の退職年金の加算率をもつて算定した金額のそれぞれの共済法の給料年額に対する率（以下この項において「一の共済法による支給率」という。）に、それぞれの旧長期組合員期間（第十八条第二項において「一の共済法に係る共済法控除期間以外の旧長期組合員期間」という。）の年数の数を乗じて得た率を合算し、当該合算した率をそれぞれの旧長期組合員期間の年数で除し、当該除して得た率（第七項において「第一項第二号の期間の平均支給率」という。）を一の共済法による支給率に当該それぞれの旧長期組合員期間の年数の数を乗じて得た数によつてあん分し、当該あん分して得た率をそれぞれの共済法に係る共済法の給料年額に乘じて得た額（第十八条第二項において「一の共済法による共済法控除

期間以外の旧長期組合員期間に係る支給率」という。）の合算額に相当する額をもつて、同号の金額とする。

6 第一項第三号の期間のうちに共済法の退職年金の最短期間、基本控除率、加算控除率又は共済法の給料年額の算定方法を異にする共済法に係る共済法控除期間を二以上有する更新組合員に対する同号の規定の適用については、それぞれの共済法の退職年金の最短期間、基本控除率又は加算控除率をもつて算定した金額のそれぞれの共済法の給料年額に対する率（以下この項において「一の共済法による支給率」という。）に、それぞれの共済法控除期間（第十八条第二項において「一の共済法に係る共済法控除期間」という。）の年数の数を乗じて得た率を合算し、当該合算した率をそれぞれの共済法控除期間の年数で除し、当該除して得た率（次項において「第一項第三号の期間の平均支給率」という。）を一の共済法による支給率に当該それぞれの共済法控除期間の年数の数を乗じて得た数によつてあん分し、当該あん分して得た率をそれぞれの共済法に係る共済法の給料年額に乘じて得た額（第十八条第二項において「一の共済法による共済法控除期間に係る支給率」という。）の合算額に相当する額をもつて、同号の金額とする。

7 更新組合員で、その者に係る第一項各号に掲げる期間に応じ当該各号の規定により算定した金額を

当該金額の算定の基礎となつた退職年金条例の給料年額、共済法の給料年額若しくは新法の給料年額で除して得た率（第四項、第五項又は前項の規定の適用を受けた者にあつては、それぞれ第一項第一号の期間の平均支給率、第一項第二号の期間の平均支給率又は第一項第三号の期間の平均支給率とし、以下この項及び次項においてそれぞれ「支給率」という。）又は支給率を合算した率が百分の四十をこえることとなるものについての第一項第二号から第五号までの期間に対する同項の規定の適用については、次の各号に定めるところによる。この場合において、第九項及び次条の規定の適用は、ないものとする。

一 第一項第一号の期間の支給率が百分の四十をこえる場合にあつては、同項第二号から第五号までの期間については、これらの期間に係る年数につき共済法の給料年額又は新法の給料年額に乘すべき率を共済法の退職年金の加算率、共済法の退職年金の加算率に一から加算控除率を控除した数（百分の一・五として、それぞれ当該各号の金額を算定するものとする）。

二 第一項第一号の期間がない場合における同項第二号の期間の支給率が百分の四十をこえるときにあつては、同項第三号から第五号までの期間については、これらの期間に係る年数一年につき共済法の給料年額又は新

法の給料年額に乘すべき率を共済法の退職年金の加算率にから加算控除率を控除した数に乘じた数、百八十分の一・一又は百分の一・五として、それぞれ当該各号の金額を算定するものとする。

三 第一項第一号の期間の支給率と同項第二号の期間の支給率とを合算して百分の四十をこえる場合（前二号に掲げる場合を除く。）にあつては、第二号の期間のうちその期間に應ずる支給率と第一項第一号の期間の支給率を合算して百分の四十に達するまでの期間（その期間が第一項第二号の期間に係る共済法の最短年金年限をこえる場合にあつては当該最短年金年限までの期間又は同項第一号の期間と合算して二十年に達するまでの期間に限る。）については、当該期間に係る年数一年につき共済法の給料年額に乘すべき率を共済法の退職年金の一年当たりの基本率として、当該期間以外の同項第二号の期間並びに同項第三号から第五号までの期間については、これらの期間に係る年数一年につき共済法の給料年額又は新法の給料年額又は新法の給料年額に乘すべき率を共済法の退職年金の加算率にから加算控除率を控除した数に乘じた数、百八十分の一・一又は百分の一・五として、それぞれ当該各号の金額を算定するものとする。

を合算して百分の四十をこえる場合にあつては、同号の期間のうちその期間に應ずる支給率と同項第一号の期間の支給率及び同項第二号の期間の支給率を合算した率と合算して百分の四十に達するまでの期間（その期間が第一項第三号の期間に係る共済法の最短年金年限をこえる場合にあつては当該最短年金年限までの期間又は同項第一号の期間及び同項第二号の期間と合算して二十年に達するまでの期間に限る。）については、当該期間に係る年数一年につき共済法の給料年額に乘すべき率を共済法の退職年金の一年当たりの基本率にから基本控除率を控除した数に乘じた数として、当該期間以外の同項第三号の期間並びに同項第四号の期間及び同項第五号の期間については、これらの期間に係る年数一年につき共済法の給料年額又は新法の給料年額に乘すべき率を共済法の退職年金の加算率にから加算控除率を控除した数に乘じた数、百八十分の一・一又は百分の一・五として、それぞれ当該各号の金額を算定するものとする。

五 第一項第一号の期間の支給率、同項第二号の期間の支給率、同項第三号の期間の支給率及び同項第四号の期間の支給率を合算して百分の四十をこえる場合にあつては、同号の期間のうちその期間に應ずる支給率と同項第一号の期間の支給率、同項第二号の期間の支給率及び同項第三号の期間の支給率と合算した率と合算して百分の四十に達するまでの期間（その期間が同項第四号の期間に係る年数一年につき新法の給料年額に乘すべき率を百分の二として、

八 第五項の規定を適用して第一項第二号の期間に係る金額の算定を行なう場合において、同項第一号の期間の支給率又は同項第二号の支給率と同項第三号の期間の支給率を合算した率が百分の四十をこえることとなるときは、前項第一号又は第二号及び第三号において規定する率により、第六項の規定を適用して第一項第三号の期間に係る金額の算定を行なう場合において同項第一号の期間の支給率と同項第二号の期間の支給率とを合算した率又は同項第一号の期間の支給率、同項第二号の期間の支給率及び同項第三号の期間の支給率を合算した率が百分の四十をこえることとなるときは、前項第二号及び第三号又は第四号において規定する率によるものとする。

九 第一項第一号の期間のうちに法律第五十五号附則第七条第一項又は同法による改正前の恩給法第六十条第三項の規定に相当する退職年金条の規定に相当する退職年金条の規定により加給すべきこととされ、同号の金額は、同号の規定により算定した金額に、当該期間について当該退職年金条の規定により加給することとなる金額に相当する金額を加えた金額とする。

（退職給与金、共済法の退職一時金又は共済法の廃疾一時金の支給を受けた更新組合員の特例）

第十二条 第一号に掲げる者に対する前条第一項の規定の適用については、同項第一号の金額は、第一号に掲げる金額とし、第二号又は第三号に掲げる者に対する同項の規定の適用については、同項第二号又は第三号の金額は、第二号又は第三号に掲げる金額とする。

一 退職給与金（当該退職給与金の基礎となつた年金条規職員期間が第七条第一項第一号の期間に該当するものに限る。）の支給を受けた年金条規職員（国の新法第八十条第一項ただし書の規定に相当する退職年金条規の規定の適用を受けた者を含む。）であつた更新組合員、施行日の前日に年金条規職員であつた更新組合員にあつては、第四条第一項及び第五項第一項の規定を適用しないものとし、かつ、その者が受けた退職給与金及び当該退職給与金の額（国の新法第八十条の規定に相当する退職年金条規の規定の適用を受けた者にあつては、同条第二項第一号の規定に相当する退職年金条規の規定に掲げる金額。以下この号において同じ。）を当該施行日の前日に適用を受けていた退職年金条規に係る退職給与金及び当該退職給与金の額とみなし、施行日の前日に年金条規職員以外の職員であつた更新組合員にあつては、更新組合員である間、施行日以後の組合員期間の直前のそ

一 共済法の退職一時金（当該共済法の退職一時金の基礎となつた旧長期組合員期間が第七条第一項第二号の期間に該当するものに限る。次項において同じ。）の支給を受けた旧長期組合員（旧市町村共済法第四十三条第一項ただし書の規定又は国の新法第八十条第一項ただし書の規定に相当する共済条例の規定の適用を受けた者を含む。次項において同じ。）であつた更新組合員 施行日の前日に旧市町村共済法の適用を受けていた更新組合員にあつては、施行日以後においても引き続き旧市町村共済

による共済法の退職一時金及び当該共済法の退職一時金の額とみなし、それぞれ当該共済法の規定により控除すべきこととなる金額（当該共済法のうちの共済条例において旧市町村共済法第四十一条第四項の規定に相当する規定が設けられていないときは、当該共済条例において同法同条同項の規定と同一の規定が設けられているものとみなした場合に控除又は減額すべきこととなる金額に相当する金額）を前条第一項第二号及び第三号並びに同条第五項から第八項までの規定により算定した金額から控除した金額

三 旧市町村共済法第四十七条の規定又はこれに相当する共済条例の規定により共済法の廃棄一時金（当該共済法の廃棄一時金の基礎となつた旧長期組合員期間が第七条第一項第二号の期間に該当するものに限る。）の支給を受けた旧長期組合員であつた更新組合員 施行日の前日に旧市町村共済法の適用を受けていた更新組合員にあつては、施行日以後においても引き続き旧市町村共済法の適用を受けていたものとし、かつ、その者が受けた共済法の廃棄一時金を当該施行日の前日に適用を受けていた旧市町村共済法に係る共済法の廃棄一時金とみなし、施行日の前日に共済条例の適用を受けていた更新組合員にあつては、第四条第一項及び第六条第一項の規定を適用しないものとし、かつ、

その者が受けた共済法の廃疾一時金を当該施行日の前日に適用を受けていた共済条例に係る共済条例の廃疾一時金とみなし、施行日の前日に旧長期組合員以外の職員であつた更新組合員にあつては、更新組合員である間、施行日以後の組合員期間の間、直前のその者が受けた共済法の廃疾一時金の基礎となつた旧長期組合員期間に係る旧長期組合員であるものとみなし、かつ、その者が受けた共済法の廃疾一時金を当該旧長期組合員期間に係る共済法の規定による共済法の廃疾一時金とみなし、それぞれ当該共済法の規定により控除すべきこととなる金額（当該共済法のうちの共済条例において旧市町村共済法第四十一条第四項の規定に相当する規定が設けられていないときは、当該共済条例において同法同条同項の規定と同一の規定が設けられているものとみなした場合に控除又は減額すべきこととなる金額に相当する金額）を前条第一項第二号及び第三号並びに同条第五項から第八項までの規定により算定した金額から控除した金額共済法の退職一時金の支給を受けるに旧長期組合員であつた更新組合員で、当該共済法の退職一時金組合員で、当該共済法の退職一時金のうち旧市町村共済法附則第十六項の規定により引き続き共済法の退職年金等に関する規定の適用を受けていた者であつた期間又は従旧長期組合員であつた期間が

あるものについて前項第二号の規定を適用する場合においては、同号中「金額（当該共済法のうちの非
共済条例において旧市町村共済法第
四十一条第四項の規定に相当する
規定が設けられていないときは、
当該共済条例において同法同条同
項の規定と同一の規定が設けられ
ているものとみなした場合に控除
するもの」とみなした場合に控除
減額すべきこととなる金額に相
当する金額）」とあるのは、
「金額（当該共済法のうちの共済
条例において旧市町村共済法第四
十一条第四項の規定に相当する規
定が設けられていないときは、当
該共済条例において同法同条同項
の規定と同一の規定が設けられて
いるものとみなした場合に控除又
けるものとみなした場合に控除又
減額すべきこととなる金額に相当
する金額）」に前条第一項第二号の
期間と同項第三号の期間とを合算
した期間の年月数を当該共済法の
退職一時金の基礎となつた期間の
年月数で除して得た率を乗じて得
た金額を」とする。
（特例による退職年金の額の最低
限及び最低保障）
第十三条 前二条の規定により算定
した金額が新法の給料年額の百分
の七十に相当する金額（前条第一
項各号に掲げる者については、当
該各号において控除すべきことと
されている金額を控除した金額。
以下この項において同じ。）をこ
るときは、当該金額（第十一条第
一項第一号から第四号までに掲げ
る期間に係る前二条の規定により
算定した金額の合算額が新法の給

職年金に係るものに限る。）に相当する金額

2 第十一條第五項の規定の適用を受けた者に対する前項の規定の適用については、同項第一号中「第七條第一項第二号の期間に該当する期間」とあるのは「第七條第一項第二号の期間に該当する期間のうち一の共済法に係る共済除期間以外の旧長期組合員期間が当該期間に係る共済法の」と、「第十一條第一項第二号及び第三号に掲げる金額」とあるのは「当該一の共済法に係る共済除期間以外の旧長期組合員期間についての一の共済法による共済除期間以外の旧長期組合員期間に係る支給額に相当する金額及び第十一條第一項第三号に掲げる金額」とし、第十一條第五項及び第六項の規定の適用を受けた者に対する前項の規定の適用については、同項第一号中「第七條第一項第二号の期間に該当する期間」とあるのは「第七條第一項第二号の期間に該当する期間のうち一の共済法に係る共済除期間以外の旧長期組合員期間が当該期間に係る共済法の」と、「第十一條第一項第二号及び第三号に掲げる金額」とあるのは「第十一條第一項第二号に掲げる金額及び当該一の共済法に係る共済除期間についての一の共済法による共済除期間に係る支給額に相当する金額」とする。

除期間に係る支給額に相当する金額」とし、第十一條第六項の規定の適用を受けた者に対する前項の規定の適用については、同項第一号中「第七條第一項第二号の期間に該当する期間」とあるのは「第七條第一項第二号の期間に該当する期間のうち一の共済法に係る共済除期間が当該期間に係る共済法の」と、「第十一條第一項第二号及び第三号に掲げる金額」とあるのは「第十一條第一項第二号に掲げる金額及び当該一の共済法に係る共済除期間についての一の共済法による共済除期間に係る支給額に相当する金額」とする。

(廃疾の状態にある者の特例)

第十九條 第十七條第一項各号又は前条第一項各号に掲げる退職年金を受ける権利を有する者で第十七條第一項又は前条第一項の規定に該当するものが新法別表第四の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にあるときは、その状態にある間、これらの規定による停止は、行なわれない。

2 施行日において、旧市町村共済法の退職年金を受ける権利を有する者で第三條第一項の規定により従前の例による年齢満五十歳に達しないことを理由とする支給停止をされるべきものが現に新法別表第四の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にあるときは、同日以後その状態にある間、当該停止は、行なわれない。

第四款 通算退職年金に
関する経過措置

(通算退職年金の受給資格の特例)
第二十條 次の表の上欄に掲げる者である組合員で、昭和三十六年四月一日以後の通算対象期間(通算年金通則法に規定する通算対象期間をいう。以下同じ。)を合算した

期間が、それぞれ同表の下欄に掲げる期間以上であるものは、新法第八十二條の規定の適用については、同条第二項第一号に該当するものとみなす。

大正五年四月一日以前に生まれた者	十年
大正五年四月二日から大正六年四月一日までの間に生まれた者	十一年
大正六年四月二日から大正七年四月一日までの間に生まれた者	十二年
大正七年四月二日から大正八年四月一日までの間に生まれた者	十三年
大正八年四月二日から大正九年四月一日までの間に生まれた者	十四年
大正九年四月二日から大正十年四月一日までの間に生まれた者	十五年
大正十年四月二日から大正十一年四月一日までの間に生まれた者	十六年
大正十一年四月二日から大正十二年四月一日までの間に生まれた者	十七年
大正十二年四月二日から大正十三年四月一日までの間に生まれた者	十八年
大正十三年四月二日から大正十四年四月一日までの間に生まれた者	十九年
大正十四年四月二日から大正十五年四月一日までの間に生まれた者	二十年
大正十五年四月二日から昭和二年四月一日までの間に生まれた者	二十一年
昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者	二十二年
昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	二十三年
昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	二十四年

2 通算年金通則法第六條第二項本文に規定する期間以上である一の通算対象期間が昭和三十六年四月一日の前後にまたがる場合において、前項の規定により当該通算対象期間のうち同日以後の部分と他の通算対象期間とを合算するとき、は、当該通算対象期間のうち同日以後の部分が同条第二項本文に規定する期間に満たない場合においても、これを算入するものとする。

3 第一項の表(大正十四年四月二日以後に生まれた者に係る部分を除く。)の上欄に掲げる者である組合員で、昭和三十六年四月一日以後の組合員期間がそれぞれ同表の下欄に掲げる期間以上であるものは、新法第八十二條の規定の適用については、同条第二項第二号に該当するものとみなす。

第二十一條 更新組合員に対する前条第三項の規定の適用については、その者の次の各号に掲げる期間(一月未満の端数があるときは、これを一月とする。)は、同項に規定する昭和三十六年四月一日以後の組合員期間に算入する。

一 通算年金制度を措置した退職年金条例に係る第七條第二項第一号又は第二号の期間のうち昭和三十六年四月一日以後の期間の年数に、二十年を当該退職年金条例の退職料の最短期間年限の年数で除して得た率を乗じて得た年数

二 通算年金制度を措置した共済条例に係る第七條第二項第三号又は第四号の期間のうち昭和三十六年四月一日以後の期間の年

第二款 庶務給付の額に關する経過措置

(組合員期間二十年をこえる更新組合員の特例)

第二十七条 更新組合員に対する新法第八十六条の規定による庶務年金の額のうち二十年をこえる組合員期間について加算する金額は、新法第八十七条第一項及び第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間に応じ当該各号に掲げる金額の合算額とする。

一 第七条第一項第一号の期間で二十年をこえるもののそのこえる期間 その年数一年につき退職年金条例の給料年額に退職料の加算率を乗じて得た額に相当する金額

二 第七条第一項第二号の期間(共済控除期間を除く)で同項第一号の期間と合算して二十年をこえるもののそのこえる期間 その年数一年につき共済法の給料年額に共済法の退職年金の加算率を乗じて得た額に相当する金額

三 共済控除期間で第七条第一項第一号の期間及び同項第二号の期間(共済控除期間を除く)と合算して二十年をこえるもののそのこえる期間 その年数一年につき共済法の給料年額に共済法の退職年金の加算率に「一」から加算控除率を控除した数乗じた数に「一」を乗じて得た金額に相当する金額

四 第七条第一項第三号の期間で同項第一号の期間及び同項第二号の期間と合算して二十年をこえるもののそのこえる期間 その年数一年につき旧市町村共済法に係る共済法の給料年額の百分の一・五に相当する金額

えるもののそのこえる期間 その年数一年につき旧市町村共済法に係る共済法の給料年額の百分の一・五に相当する金額

五 施行日以後の組合員期間で第七条第一項第一号から第三号までの期間と合算して二十年をこえるもののそのこえる期間 その年数一年につき新法の給料年額の百分の一・五に相当する金額

二 第十一号第一項第二号の規定は、前項各号の期間について準用する。

三 第十一号第一項第三号の規定は、第七条第一項第一号の期間のうち年金条例控除期間を有する組合員に對する第一項第一号の規定の適用について準用する。

四 第七条第一項第一号の期間のうち退職料の加算率又は退職年金条例の給料年額の算定方法を異にする退職年金条例に係る年金条例職員期間を二以上有する更新組合員に對する第一項第一号の規定の適用については、同号中「退職年金条例の給料年額に退職料の加算率を乗じて得た額」とあるのは、「それぞれの退職料の加算率に、それぞれの年金条例職員期間の年数の数を乗じて得た率をそれぞれ年金条例職員期間に係る退職年金条例の給料年額に乘じ、当該合算した額をそれぞれ年金条例職員期間の年数を合算した年数の数で除して得た額」とする。

五 第七条第一項第二号の期間のうち共済法の退職年金の加算率又は共済法の給料年額の算定方法を異にする共済法に係る旧長期組合員期間を二以上有する更新組合員に對する第一項第二号の規定の適用については、同号中「共済法の給料年額に共済法の退職年金の加算率を乗じて得た額」とあるのは、「それぞれの共済法の退職年金の加算率に、それぞれの共済法控除期間の年数の数を乗じて得た率をそれぞれ旧長期組合員期間に係る共済法の給料年額に乘じ、当該合算した額をそれぞれ共済法控除期間の年数を合算した年数の数で除して得た額」とする。

六 第七条第一項第二号の期間のうち加算控除率又は共済法の給料年額の算定方法を異にする共済法に係る旧長期組合員期間を二以上有する更新組合員に對する第一項第二号の規定の適用については、同号中「共済法の給料年額に共済法の退職年金の加算率を乗じて得た額」とあるのは、「それぞれの共済法の退職年金の加算率に、一から加算控除率を控除した数に「一」を乗じて得た率をそれぞれ旧長期組合員期間に係る共済法の給料年額に乘じ、当該合算した額をそれぞれ共済法控除期間の年数を合算した年数の数で除して得た額」とする。

員期間を二以上有する更新組合員に對する第一項第二号の規定の適用については、同号中「共済法の給料年額に共済法の退職年金の加算率を乗じて得た額」とあるのは、「それぞれの共済法の退職年金の加算率に、それぞれの旧長期組合員期間の年数の数を乗じて得た率をそれぞれ旧長期組合員期間に係る共済法の給料年額に乘じ、当該合算した額をそれぞれ旧長期組合員期間の年数を合算した年数の数で除して得た額」とする。

七 退職料が増加退職料に併給される場合と併給されない場合において退職料の加算率が異なる場合には、退職料の加算率を異にする共済法に係る旧長期組合員期間の算定方法を異にする共済法に係る旧長期組合員期間を二以上有する更新組合員に對する第一項第二号の規定の適用については、同号中「共済法の給料年額に共済法の退職年金の加算率を乗じて得た額」とあるのは、「それぞれの共済法の退職年金の加算率に、それぞれの共済法控除期間の年数の数を乗じて得た率をそれぞれ旧長期組合員期間に係る共済法の給料年額に乘じ、当該合算した額をそれぞれ共済法控除期間の年数を合算した年数の数で除して得た額」とする。

八 第七条第一項第二号の期間のうち加算控除率又は共済法の給料年額の算定方法を異にする共済法に係る旧長期組合員期間を二以上有する更新組合員に對する第一項第二号の規定の適用については、同号中「共済法の給料年額に共済法の退職年金の加算率を乗じて得た額」とあるのは、「それぞれの共済法の退職年金の加算率に、一から加算控除率を控除した数に「一」を乗じて得た率をそれぞれ旧長期組合員期間に係る共済法の給料年額に乘じ、当該合算した額をそれぞれ共済法控除期間の年数を合算した年数の数で除して得た額」とする。

九 第七条第一項第二号の期間のうち加算控除率又は共済法の給料年額の算定方法を異にする共済法に係る旧長期組合員期間を二以上有する更新組合員に對する第一項第二号の規定の適用については、同号中「共済法の給料年額に共済法の退職年金の加算率を乗じて得た額」とあるのは、「それぞれの共済法の退職年金の加算率に、一から加算控除率を控除した数に「一」を乗じて得た率をそれぞれ旧長期組合員期間に係る共済法の給料年額に乘じ、当該合算した額をそれぞれ共済法控除期間の年数を合算した年数の数で除して得た額」とする。

十 第七条第一項第二号の期間のうち加算控除率又は共済法の給料年額の算定方法を異にする共済法に係る旧長期組合員期間を二以上有する更新組合員に對する第一項第二号の規定の適用については、同号中「共済法の給料年額に共済法の退職年金の加算率を乗じて得た額」とあるのは、「それぞれの共済法の退職年金の加算率に、一から加算控除率を控除した数に「一」を乗じて得た率をそれぞれ旧長期組合員期間に係る共済法の給料年額に乘じ、当該合算した額をそれぞれ共済法控除期間の年数を合算した年数の数で除して得た額」とする。

十一 第七条第一項第二号の期間のうち加算控除率又は共済法の給料年額の算定方法を異にする共済法に係る旧長期組合員期間を二以上有する更新組合員に對する第一項第二号の規定の適用については、同号中「共済法の給料年額に共済法の退職年金の加算率を乗じて得た額」とあるのは、「それぞれの共済法の退職年金の加算率に、一から加算控除率を控除した数に「一」を乗じて得た率をそれぞれ旧長期組合員期間に係る共済法の給料年額に乘じ、当該合算した額をそれぞれ共済法控除期間の年数を合算した年数の数で除して得た額」とする。

十二 第七条第一項第二号の期間のうち加算控除率又は共済法の給料年額の算定方法を異にする共済法に係る旧長期組合員期間を二以上有する更新組合員に對する第一項第二号の規定の適用については、同号中「共済法の給料年額に共済法の退職年金の加算率を乗じて得た額」とあるのは、「それぞれの共済法の退職年金の加算率に、一から加算控除率を控除した数に「一」を乗じて得た率をそれぞれ旧長期組合員期間に係る共済法の給料年額に乘じ、当該合算した額をそれぞれ共済法控除期間の年数を合算した年数の数で除して得た額」とする。

定において二十年をこえる旧長期組合員期間について加算することとされている率と共済法の退職年金の加算率とが異なる場合には、これらの規定に準じて政令で定める。

(退職給付金、共済法の退職一時金又は共済法の庶務一時金の支給を受けた更新組合員の特例)

第二十八条 第十二条第一項各号に掲げる者に庶務年金の給付事由が生じた場合には、当該各号において控除すべきこととされている金額を新法第八十七条第一項又は第二項及び前条の規定により算定した金額から控除した金額を、当該庶務年金の額とする。

二 前項の場合において、公務による庶務年金と公務によらない庶務年金とが併給されるときは、同項の控除は、公務によらない庶務年金から行ない、なお残額がある場合には、公務による庶務年金から行なうものとする。

(公務による庶務年金の特例)

第二十九条 新法第八十七条及び前二条の規定により算定した公務による庶務年金の額が庶務の程度に応じ別表第二に定める金額(第十二条第一項各号に掲げる者に係る庶務年金については、当該各号において控除すべきこととされている金額を控除した金額)より少ないときは、当分の間、当該金額をその庶務年金の額とする。

第三十条 施行日の前日に旧長期組合員(旧長期組合員であつた者で引き続き旧市町村共済法附則第十四項又はこれに相当する共済法の特例に規定する者となり、同日まで引き続きこれらに規定するもの(以下この項において「準旧長期組合員」という。)を含む。)であつた更新組合員が、同日まで引き続き旧長期組合員であつた期間内(準旧長期組合員については、その者の旧長期組合員であつた期間内)に公務によらないで病氣にかかり、又は負傷し、施行日以後にその傷病のため退職し、新法第八十六条第一項第二号の規定の適用を受ける場合において、新法第八十七条並びに第二十七条及び第二十八条の規定により算定した庶務年金の額が、その者が更新組合員である間、旧長期組合員であるものとみなして共済法を適用するものとならば受けることができる共済法の庶務年金の額に相当する金額より少ないときは、当該金額をその庶務年金の額とする。

(旧長期組合員期間内の公務によらない庶務に係る特例)

第三十条 施行日の前日に旧長期組合員(旧長期組合員であつた者で引き続き旧市町村共済法附則第十四項又はこれに相当する共済法の特例に規定する者となり、同日まで引き続きこれらに規定するもの(以下この項において「準旧長期組合員」という。)を含む。)であつた更新組合員が、同日まで引き続き旧長期組合員であつた期間内(準旧長期組合員については、その者の旧長期組合員であつた期間内)に公務によらないで病氣にかかり、又は負傷し、施行日以後にその傷病のため退職し、新法第八十六条第一項第二号の規定の適用を受ける場合において、新法第八十七条並びに第二十七条及び第二十八条の規定により算定した庶務年金の額が、その者が更新組合員である間、旧長期組合員であるものとみなして共済法を適用するものとならば受けることができる共済法の庶務年金の額に相当する金額より少ないときは、当該金額をその庶務年金の額とする。

二 第二十六条第二項の規定による庶務年金又は庶務一時金の額は、同項の規定に該当する者が更新組合員であつた間、旧長期組合員であるものとみなして共済法を適用するものとならば受けることができる共済法の庶務年金又は共済法の庶務一時金の額に相当する金額とする。

三 第二十六条第二項の規定による庶務年金又は庶務一時金の額は、同項の規定に該当する者が更新組合員であつた間、旧長期組合員であるものとみなして共済法を適用するものとならば受けることができる共済法の庶務年金又は共済法の庶務一時金の額に相当する金額とする。

四 第二十六条第二項の規定による庶務年金又は庶務一時金の額は、同項の規定に該当する者が更新組合員であつた間、旧長期組合員であるものとみなして共済法を適用するものとならば受けることができる共済法の庶務年金又は共済法の庶務一時金の額に相当する金額とする。

五 第二十六条第二項の規定による庶務年金又は庶務一時金の額は、同項の規定に該当する者が更新組合員であつた間、旧長期組合員であるものとみなして共済法を適用するものとならば受けることができる共済法の庶務年金又は共済法の庶務一時金の額に相当する金額とする。

六 第二十六条第二項の規定による庶務年金又は庶務一時金の額は、同項の規定に該当する者が更新組合員であつた間、旧長期組合員であるものとみなして共済法を適用するものとならば受けることができる共済法の庶務年金又は共済法の庶務一時金の額に相当する金額とする。

らこれらの規定によりすでに控除された額に相当する額を控除した額の二分の一に相当する額に達するまで、支給時に際し、その支給時に係る支給額の二分の一に相当する額を控除する。

第三款 遺族一時金に關する経過措置

(更新組合員に係る受給資格の特例)

第四十五条 第七條第二項第五号の期間を有する更新組合員が死亡した場合においては、その者の組合員期間が一年未満であるときも、その者の遺族に遺族一時金を支給する。

2 第七條第二項第七号の期間を有する更新組合員が死亡した場合においては、その者の組合員期間が一年未満であるときも、その者の遺族に遺族一時金を支給する。

(更新組合員に係る額の特例)

第四十六条 更新組合員が死亡した場合におけるその遺族に対する新法第九十八条又は前条の規定による遺族一時金の額は、次の各号の期間に応じ当該各号に掲げる金額の合算額とする。

一 第七條第二項第五号又は第六号の期間 当該期間につき退職年金条の給料年額を基礎として、退職年金条の遺族一時金の額の算定の例により算定した金額

二 第七條第二項第七号又は第八号の期間 当該期間につき共済法の給料日額を基礎として、共済法の遺族一時金の額の算定の例により算定した金額

三 施行日以後の組合員期間 新法の給料日額に、当該期間と第一号又は前号のいずれかに規定する期間とを合算した期間に対応する新法別表第二(退職年金条の遺族一時金又は共済法の遺族一時金の額)について一年未満の条の例に準ずる。

又共済法に係る第一号又は前号に規定する期間を有する者にあつては、別表第一。以下この号において同じ。)に定める日数から前二号の第七條第二項第五号又は第七号の期間に対応する新法別表第二に定めるそれぞれの日数を控除した日数を乗じて得た金額

2 前項の場合において、同項第一号又は第二号の期間につき退職年金条又は共済法の規定により退職年金条の遺族一時金の額又は共済法の遺族一時金の額から控除又は減額すべきこととされている金額があるときは、同項の規定により算定した金額から当該控除又は減額すべきこととされている金額に相当する金額を控除した金額を新法第九十八条又は前条の規定による遺族一時金の額とする。

第五節 特殊の期間又は資格を有する組合員に關する特例

(重複期間に対する一時金) 第四十七条 第一号に掲げる旧長期組合員期間又は第二号に掲げる旧長期組合員であつた期間で第七條第一項第一号本文の期間に該当す

るもの(以下この項、次項及び第三項において「重複期間」という。)については、当該各号に定めるところにより、一時金を支給する。

一 施行日前に共済法の退職年金を受ける権利を有する更新組合員の当該退職年金の基礎となつてゐる旧長期組合員期間 重複期間を共済法の退職一時金の額の算定の基礎となるべき旧長期組合員期間とみなして、当該退職年金の額の算定の基礎となつてゐる給料を基礎として、共済法の退職一時金の額の算定の例により算定した金額を、施行日から六十日を経過した日において、その者又はその遺族に支給する。

二 施行日の前日まで引き続き旧長期組合員であつた更新組合員(前号に規定する更新組合員を除く)の当該旧長期組合員であつた期間 重複期間を共済法の退職一時金の額の算定の基礎となるべき旧長期組合員期間とみなして、施行日の前日の給料を基礎として、共済法の退職一時金の額の算定の例により算定した金額を、施行日において、その者に支給する。

2 前項の一時金の額が、共済法の退職年金等の給付に要する費用に充てるものとして重複期間について同項各号に規定する更新組合員が負担した各年度ごとの掛金額に、それぞれこれに対する翌年度の四月一日から当該一時金を支給する日の属する月の前月の末日ま

での期間に應ずる利子に相当する金額を加えた額より少ないときは、同項の規定にかかわらず、当該額をその一時金の額とする。

3 前項に規定する利子は、複利計算の方法によるものとし、その利率は、年四分五厘とする。

4 前三項の規定は、第六條第二項ただし書の規定により共済法の退職年金を受ける旨を申し出た者には、適用しない。

(準年金条例職員期間を有する者の特例)

第四十八条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第八十八号)による改正前の恩給法第九條第二項に規定する準文官又は準教育職員であつた期間の取扱いに相当する取扱ひをした第七條第一項第一号の期間(以下この条において「準年金条例職員期間」という。)を有する更新組合員が退職し、又は死亡した場合におけるその者に係る長期給付は、その者又はその者の遺族のうち先順位者の選択により、当該準年金条例職員期間を年金条例職員期間でないものとみなした場合に支給すべきこととなる給付とすることができ

る。(退職後に増加退職料等を受けることとなつた者の特例) 第四十九条 更新組合員であつた者が退職した後に増加退職料等を受ける権利を有する者となつたときは、当該更新組合員であつた者は、新法及びこの法律の長期給付に關する規定(新法第八十二条第

八十四条、第八十五条及び第九十九条並びに第二十條及び第二十一条の規定を除く。第三項、次条第一項、第五十二条第一項、第五十三条第一項及び第六十三條第三項において同じ。)の適用については、退職の時に増加退職料等を受ける権利を有する者であつたものとみなす。

2 前項の規定に該当することとなつた更新組合員であつた者がその該当することとなつた時までに支給を受けた退職年金、減額退職年金又は退職一時金は、返還することを要しないものとし、また、その者が同項及び第七條第一項第一号の規定の適用により受け得べきこととなつた退職年金若しくは減額退職年金でその時までに支給すべきもの又は退職一時金は、支給しないものとする。ただし、退職年金又は減額退職年金の支給を受けていた更新組合員であつた者がこれらの規定の適用により新法第八十三條の規定の適用を受けることとなつた場合において、その者がその時までに支給を受けた退職年金又は減額退職年金の総額が同条第二項第一号に掲げる金額より少ないときは、その差額に相当する金額を一時金として支給する。

3 更新組合員であつた者が退職した後死亡した場合において、その者の遺族が公務遺族年金を受ける権利を有する者となつたときは、当該更新組合員であつた者は、新法及びこの法律の長期給付に關する規定の適用については、

退職した後に増加退職料等を受ける権利を有する者となつたものとみなす。

(退職後に増加退職料等を受けなかつた者の特例)

第五十条 増加退職料等を受ける権利を有する更新組合員であつた者が退職した後に当該増加退職料等を受ける権利を有しない者となつたときは、当該更新組合員であつた者は、新法及びこの法律の長期給付に関する規定の適用については、退職の時に増加退職料等を受ける権利を有しない者であつたものとみなす。

2 前項の規定に該当することとなつた更新組合員であつた者がその該当することとなつた時までに支給を受けた退職年金、減額退職年金又は退職一時金は、返還することを要しないものとし、また、その者が同項の規定の適用により受けるべきこととなつた退職年金若しくは減額退職年金でその時まで支給すべきもの又は退職一時金は、支給しないものとする。ただし、その者の退職一時金の額の算定の基礎となつた新法第八十三条第二項第一号に掲げる金額が前項の規定の適用により受けるべきこととなる退職一時金の額の算定の基礎となる同号に掲げる金額より少ないときは、その差額に相当する金額を一時金として支給する。

3 第五十条第六項の規定は、退職一時金の支給を受けた更新組合員であつた者が第一項の規定の適用により退職年金又は減額退職年金を

受けるべきこととなつた場合について準用する。

4 第一項の規定に該当することとなつた更新組合員であつた者に対する第四十七条第一項第一号及び第二号の規定の適用については、これらの規定中「施行日から六十日を経過した日において」とあり、又は「施行日において」とあるのは「増加退職料等を受ける権利を有しない者となつた日において」と、同項第二号中「施行日の前日の給料」とあるのは「増加退職料等を受ける権利を有しない者であつたものとみなされた日の前日の給料」とする。

(増加退職料等の受給権の放棄)

第五十一条 更新組合員又は更新組合員であつた者で増加退職料等を受ける権利を有するものが、施行日(同日以後に増加退職料等を受ける権利を有することとなつた場合にあつては、当該権利を有することとなつた日)から六十日を経過する日以前に、当該増加退職料等を受けない旨を当該権利の裁定を行なつた者に対して申し出たときは、当該権利は、施行日の前日(施行日以後に増加退職料等を受ける権利を有することとなつた場合にあつては、当該権利を有することとなつた日)において消滅したものとみなす。

2 第五十条第四項の規定は、第一項の申出について準用する。

3 第五十条第六項の規定は、第一項又は前項において準用する同条第四項の申出があつた場合について、同条第八項の規定は第一項又は前

項において準用する同条第四項の申出をした者について準用する。(退職後に共済法の廃疾年金を受けることとなつた者の特例)

第五十二条 更新組合員であつた者が退職した後に共済法の廃疾年金を受ける権利(その者が施行日の前日に当該権利を有していたとしたならば旧市町村共済法第四十六条の二第一項若しくは附則第十八項の規定又はこれらに相当する共済法の規定によりその支給を停止されるべきこととなる共済法の廃疾年金を受ける権利を除く。)を有することとなつたものが、当該権利を有することとなつた日から六十日以内に当該共済法の廃疾年金の基礎となつた期間につき第七

条第一項の規定の適用を受けない旨を組合に対して申し出たときは、当該更新組合員であつた者又はその遺族に対する新法及びこの法律の長期給付に関する規定の適用については、当該共済法の廃疾年金の基礎となつた期間は、第七條第一項第二号の期間に該当しなかつたものとみなす。

2 第四十九条第二項の規定は、前項の規定に該当することとなつた更新組合員であつた者について準用する。この場合において、同条第二項中「同項及び第七條第一項第一号ロ」とあるのは、「第五十二条第一項」と読み替へるものとする。

3 更新組合員であつた者で退職した後に共済法の廃疾年金を受ける権利を有することとなつたものに係る当該共済法の廃疾年金(第一

項の申出をした者の当該申出に係る共済法の廃疾年金を除く。)は、新法の規定による廃疾年金とみなす。

(退職後に共済法の廃疾年金を受けなかつた者の特例)

第五十三条 共済法の廃疾年金(次条の申出によりその支給を停止されないものに限り)を受ける権利を有する更新組合員であつた者が退職した後に共済法の廃疾年金を受けるべき廃疾の状態に該当しなかつたため共済法の廃疾年金を受ける権利を有しない者となつたときは、当該更新組合員であつた者は、新法及びこの法律の長期給付に関する規定の適用については、退職の時に共済法の廃疾年金を受ける権利を有しない者であつたものとみなす。この場合においては、当該更新組合員であつた者には、旧市町村共済法第四十六條第三項若しくは第四項の規定又はこれらに相当する共済法の規定は、適用しないものとする。

2 第五十条第六項の規定は退職一時金の支給を受けた更新組合員であつた者が前項の規定の適用により退職年金又は減額退職年金を受けるべきこととなつた場合について、第五十条第二項の規定は第一項の規定に該当することとなつた更新組合員であつた者について準用する。この場合において、第五十条第二項中「前項」とあり、又は「同項」とあるのは、「第五十三条第一項」と読み替へるものとする。

(共済法の廃疾年金の受給の申出)

第五十四条 更新組合員で共済法の廃疾年金を受ける権利(施行日の前日において旧市町村共済法第四十六條の二第一項若しくは附則第十八項の規定又はこれらに相当する共済法の規定によりその支給を停止されていた共済法の廃疾年金を受ける権利を除く。以下この項において同じ。)を有するものが、施行日(同日以後に共済法の廃疾年金を受ける権利を有することとなつた場合にあつては、当該権利を有することとなつた日)から六十日を経過する日以前に当該共済法の廃疾年金の支給を停止させない旨をその決定を行なつた者に対して申し出たときは、当該共済法の廃疾年金は、その者が更新組合員である間、その支給を停止しない。

2 第六条第六項の規定は、前項の申出があつた場合について準用する。

第六節 再就職者に関する経過措置

(年金条例職員又は旧長期組合員であつた者等が施行日以後に組合員となつた場合の取扱い)

第五十五条 第五條第二項(第三号を除く。)及び第三項、第六條第二項本文及び第四項、第七條第一項、第二項各号列記以外の部分及び第三項、第八條第三項、第九條第二項、第十條(この項第一号に掲げる者に限り)、第十一條から第十九條まで、第二十六條第一項、第二十七條から第二十九條まで、第三十一條から第三十三條まで、第

三十六條、第三十八條から第四十四條まで、第四十七條（この項第二号に掲げる者に限る。）並びに第四十八條から前条までの規定は、次に掲げる者について準用する。

一 更新組合員であつた者で再び組合員となつたもの

二 年金条例職員期間又は旧長期組合員期間を有する者で施行日以後に組合員となつたもの（更新組合員及び前号に掲げる者を除く。）

2 前項の場合において、第五條第二項（第三号を除く。）、第六條第二項本文、第十九條第二項、第四十七條第一項、第五十條第四項、第五十一條第一項並びに前条第一項中「施行日」とあるのは「第五十五條第一項各号に掲げる組合員となつた日」と、第五條第三項中「退職料で施行日の前日において恩給法第五十八條の規定に相当する退職年金条例の規定によりその支給を停止されているもの」とあるのは「退職料」と、「施行日以後」とあるのは「第五十五條第一項各号に掲げる組合員となつた日以後」と、第七條第一項各号列記以外の部分中「施行日前の次の期間」とあるのは「第五十五條第一項各号に掲げる組合員となつた日の前日の期間（当該組合員となつた日の属する月を除く。）」と、第七條第二項各号列記以外の部分中「施行日前の次の期間（退職一時金の場合にあつては第一号から第四号までの期間、遺族一時金の場合にあつては第五号から第八号までの期間に限る。）以外の期間」とあるのは「第五

十五條第一項各号に掲げる組合員となつた日間の期間」と読み替え、前項第二号に掲げる者については、更に、第十二條第一項第一号中「施行日の前日に年金条例職員以外の職員であつた更新組合員にあつては、更新組合員である間」とあり、又は同項第二号及び第三号中「施行日の前日に旧長期組合員以外の職員であつた更新組合員にあつては、更新組合員である間」とあるのは「第五十五條第一項第二号に掲げる組合員にあつては、施行日から退職の日まで」と、第十四條中「施行日」とあるのは「第五十五條第一項第二号に掲げる組合員となつた日」と読み替へるものとする。

3 年金条例職員であつた者で施行日以後に組合員となつたものについて、第四條第一項及び第五條の規定を適用しないものとした場合に退職年金条例の規定により条例に退職年の年月数に相当されるべき期間があるときは、第七條第一項第一号（第一項において準用する場合を含む。）又は第八條第一項若しくは第二項の規定の適用については、その者は、当該期間年金条例職員として在職したものとみなす。

（再就職者に係る退職年金等の額に関する特例）

第五十六條 更新組合員であつた者で退職一時金の額の算定につき第二十三條の規定の適用を受け、その後再び組合員となつたものに対する前条第一項において準用する第十一條第一項の規定の適用につ

いては、同項第一号若しくは同項第二号、第三号若しくは第四号又は同項第五号の金額は、これらの規定により算定した金額からそれぞれ第一号若しくは第二号又は第三号に掲げる金額を控除した金額とする。

一 第二十三條第一項第一号に掲げる金額の十五分の一（施行日の前日において、退職給付金を受けた者の退職料の額からの控除につき恩給法第六十四條ノ二本文に規定する率と異なる率を定める退職年金条例の適用を受けていた者にあつては、当該率）に相当する金額

二 第二十三條第一項第二号に掲げる金額を第十二條第一項第二号に規定する共済法の退職一時金の額と、その者を同号に掲げた更新組合員と、それぞれみなした場合に同号の規定により控除すべきこととなる金額

三 第二十三條第一項第三号の期間の年数一年につき、新法の給料年額の百分の一・四に相当する金額

2 新法第八十三條の規定による退職一時金又は新法第九十二條の規定による廃疾一時金の支給を受けた者（新法第八十三條第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。）でその後再び組合員となつたもの（前項の規定の適用を受ける者を除く。）に対する前条第一項において準用する第十一條第一項の規定の適用については、同項第五号の金額は、同号の規定により算定した金額から新法第七十八條第

三項第一号又は第二号に掲げる金額（その額が第十一條第一項第五号の規定により算定した金額をこえるときは、当該金額）を控除した金額とする。

3 前二項に規定する者について、前条第一項の規定により第十三條第一項若しくは第二項、第二十八條、第二十九條、第四十一條又は第四十二條の規定を準用する場合に、これらの規定中「前条第一項各号に掲げる者」とあり、又は「第十二條第一項各号に掲げる者」とあるのは「第五十六條第一項又は第二項に規定する者」と、「当該各号」とあるのは「これらの規定」と読み替へるものとする。

第三章 恩給公務員期間を有する者に関する経過措置

（恩給公務員である職員であつた更新組合員の取扱）

第五十七條 恩給公務員である職員であつた更新組合員に対する長期給付については、その者が恩給公務員である職員であつた間、年金条例職員として在職していたものと、その者の恩給公務員期間は年金条例職員期間と、恩給に關する法令の規定はこれに相当する退職年金条例の規定と、当該恩給に關する法令の規定による恩給はこれに相当する退職料等とみなして、この法律中年金条例職員であつた更新組合員に關する規定（これに係る新法の規定を含む。）を適用する。

2 前項に規定する更新組合員について、第七條第一項の規定を適用

する場合において、同項第一号ただし書中「加算又は減算すること」とされている年月数とあるのは、「加算又は減算すること」とされている年月数（法律第百五十五條附則第二十四條第二項又は第三項に規定する加算年のうちこれらの規定により恩給の基礎に職年に算入しないこととされている年月数以外の年月数及び同条第四項に規定する加算年の年月数を除く。）とする。

3 第一項に規定する更新組合員に係る第十一條第一項第一号の期間のうち次の各号に掲げる期間があるときは、同項第一号の金額は、同号の規定により算定した金額に、それぞれ次の各号に掲げる金額を加えた金額とする。

一 法律第百五十五號附則第七條第一項（同法による改正前の恩給法第六十三條第五項において準用する同法第六十條第三項に係る部分を除く。）又は同法による改正前の恩給法第六十條第三項の規定に該當する実動続在職年（当該実動続在職年の年数（その年数が四十年をこえるときは、四十年。次号において同じ。）から十七年を控除した残り）の実動続在職年について、恩給法の給料年額（組合員が退職した時の給料を基礎として、恩給法に規定する退職当時の俸給年額の算定の例により算定した給料年額をいう。次号において同じ。）にこれらの規定による割合を乗じて得た金額

二 法律第五十五号附則第三十

九条、同法による改正前の恩給法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第八十七号)附則第十項、同法による改正前の恩給法第六十二條第三項若しくは第四項又は同法第六項若しくは同法第六十四條第三項において準用する同法第六十條第三項の規定に該当する勤続在職年、当該勤続在職年の年数から普通恩給についての所要最長在職年の年数を控除した残りの勤続在職年について、恩給法の給料年額にこれらの規定による割合を乗じて得た金額

4 第一項に規定する更新組合員

で、第五條第二項本文の規定を適用しないとしたならば警察監獄職員、普通恩給又は旧軍人等の普通恩給を受ける権利を有することとなるものの第八條第三項の規定により受ける権利を有することとなる退職年金の額は、当該警察監獄職員の普通恩給又は旧軍人等の普通恩給の額に相当する金額とする。

5 第五條第二項本文の規定を適用

しないとしたならば警察監獄職員の普通恩給又は旧軍人等の普通恩給を受ける権利を有することとなる更新組合員で、新法第七十八條第一項又は第八條(第三項を除く。若しくは第十條の規定と第八條第三項の規定とに同時に該当するものに対しては、これらの規定による退職年金の額が異なるときは、いずれか多い額の退職年金のみを支給し、これらの規定による

退職年金の額が同じときは、新法

第七十八條第一項又は第八條(第三項を除く。若しくは第十條の規定による退職年金のうちいずれか一を支給する。

6 第四項の規定により警察監獄職員

の普通恩給又は旧軍人等の普通恩給の額に相当する額をもつてその額とされた退職年金は、新法第七十九條第二項の規定にかかわらず、四十五歳に達するまではその全額、五十歳に達するまではその百分の五十に相当する金額、五十五歳に達するまではその百分の三十に相当する金額の支給を停止する。

7 第四項の規定により警察監獄職員

の普通恩給又は旧軍人等の普通恩給の額に相当する額をもつてその額とされた退職年金の額が十一万円以上である場合において、これを受ける権利を有する者の各年(その者が退職した日の属する年を除く。)における当該退職年金以外の所得金額が五十五万円をこえるときは、その年の翌年六月から翌翌年五月までの分として支給すべき当該退職年金の額を普通恩給の年額とみなしたならば、恩給法第五十八條ノ四第一項の規定により支給を停止すべきこととなる金額に相当する金額の支給を停止する。

8 昭和三十三年十月一日前に給付

事由の生じた普通恩給につき第五條第二項本文の規定の適用を受けた第一項に規定する更新組合員について第十七條第三項又は前項の規定を適用する場合に、これら

の規定中「恩給法」とあるのは、

「恩給法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第二百四十四号)による改正前の恩給法」とする。

9 恩給公務員である職員であつた

更新組合員に係る恩給公務員期間のうち公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三十四号)附則第五條第一項の規定により同法第十五條に規定する組合員期間に算入された期間は、第七條第一項第一項の期間に該当しないものとみなす。

(再就職者の取扱ひ)

第五十八條 前条の規定は、恩給公務員である職員であつた者で組合員となつたもの(恩給公務員である職員であつた更新組合員を除く。)について準用する。この場合において、同条第一項中「更新組合員に関する規定」とあるのは「第五十五條第一項の規定の適用を受ける組合員に関する規定」と、同条第五項中「第八條(第三項を除く。若しくは第十條の規定と第八條第三項とであるのは」第五十五條第一項において準用する第十條の規定と第八條第三項」と読み替へるものとする。

第四章 国の旧長期組合員期

間を有する者に関する経過措置

(国の旧長期組合員である職員であつた更新組合員の取扱ひ)
第五十九條 国の旧長期組合員である職員であつた更新組合員に対する長期給付については、その者が国の旧長期組合員である職員であつた間、旧市町村職員共済組合の

組合員として在職したものと、そ

の者の国の旧長期組合員期間は旧市町村共済法に係る旧長期組合員期間と、国の旧法等の規定はこれに相当する旧市町村共済法の規定と、当該国の旧法等の規定による退職給付、喪失給付及び遺族給付はこれらに相当する旧市町村共済法の規定による共済法の退職年金等とみなして、この法律中旧市町村職員共済組合に係る旧長期組合員であつた更新組合員に関する規定(これに係る新法の規定を含む。)を適用する。

2 次の各号に掲げる者に対する第

十二條の規定の適用については、第一号に掲げる者に係る同条第一項第二号に掲げる金額又は第二号に掲げる者に係る同条第一項第三号に掲げる金額は、それぞれ第一号又は第二号に掲げる金額とする。

一 国の旧法第四十一條の規定に

より退職一時金の支給を受けた更新組合員 第十一條第一項第二号及び第三号並びに同条第五項から第八項までの規定により算定した金額から、国の旧法の規定による退職一時金の基礎となつた期間(第十一條第一項第二号及び第三号の期間に限る。)の年数のうち同項第一号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき共済法の給料年額の百分の〇・七五、二十年をこえる年数については一年につき共済法の給料年額の百分の〇・五に相当する金額を控除した金額

二 国の旧法第四十五條の規定に

より喪失一時金の支給を受けた後その給付事由が生じた月の翌月から四十日以内に再び国の旧法の組合員となつた更新組合員 第十一條第一項第二号及び第三号並びに同条第五項から第八項までの規定により算定した金額から、国の旧法の規定による喪失一時金の給付事由が生じた月の翌月から再び国の旧法の組合員となつた月までの月数を四で除して得た月数(一月未満の端数があるときは、これを切り上げた月数)を十月から控除した月数を国の旧法第十九條の規定の例により算定した給料に乘じて得た額の十五分の一に相当する金額を控除した金額

3 新法第八十八條第一項及び第二

項の規定は、この法律の施行の際新法附則第三條に規定する旧組合に係る国の旧法第四十二條の規定による喪失年金を受ける権利を有する者について適用する。この場合において、新法第八十八條第一項中「別表第四」とあるのは、「国の旧法別表第二」とする。

4 国の旧長期組合員である職員で

あつた更新組合員に係る国の旧長期組合員期間のうち公共企業体職員等共済組合法附則第五條第一項の規定により同法第十五條に規定する組合員期間に算入された期間は、第七條第一項第二号の期間に該当しないものとみなす。
(再就職者の取扱ひ)
第六十條 前条の規定は、国の旧長期組合員である職員であつた者で

組合員となつたもの（国の旧長期組合員である職員であつた更新組合員を除く。）について準用する。この場合において、同条第一項中「更新組合員に関する規定」とあるのは、「第五十五条第一項の適用を受ける組合員に関する規定」と読み替へるものとする。

第五章 国の長期組合員であつた者に関する経過措置

（国の長期組合員である職員であつた組合員の取扱い）

第六十一条 国の長期組合員である職員であつた組合員に対する長期給付については、その者が国の長期組合員であつたものと、国の新法及び国の施行法の規定による給付は新法及びこの法律中のこれらの規定に相当する規定による給付とみなして、新法及びこの法律の規定を適用する。この場合において、第二十五条、第三十四条及び第三十五条中「施行日」とあるのは、「国の長期組合員となつた日」とする。

（国の更新組合員である職員であつた組合員の取扱い）

第六十二条 国の更新組合員（国の施行法第四十一条第一項各号に掲げる者を含む。）である職員組合員に対する長期給付については、前条に規定するもののほか、その者が国の更新組合員である職員であつた間、更新組合員であつたものと、その者が国の旧法の規定による退職年金を受ける権利につき国の施行法の規定によつてした申出

はこの法律中の相当する規定によつてした申出と、国の施行法の規定によつて消滅した恩給、退職料又は国の旧法の規定による退職年金はこの法律中の相当する規定によつて消滅したものとみなして、この法律の規定を適用する。この場合において、第二十一条第二項、第七十一条第三号、第二十一条第一項第五号、第十二条第一項第一号並びに第二十七条第一項第五号中「施行日」とあるのは「国の更新組合員となつた日（国の施行法第四十一条第一項第二号に掲げる者となつた日）」と、第五十一条第三項中「恩給法第五十八条の規定に相当する退職年金条例」とあるのは「国の施行法第五十一条第三項（国の施行法第四十一条第一項又は第四十二条第一項において準用する場合を含む。）と、第六十三条第三項中「旧市町村共済法附則第十五項若しくは附則第十八項の規定又はこれらに相当する共済条例」とあるのは「国の施行法第六十二条第二項（国の施行法第四十一条第一項又は第四十二条第一項において準用する場合を含む。）と読み替へ、施行日の前日に国の更新組合員（国の施行法第四十一条第一項各号に掲げる者を含む。）であつた更新組合員については、更に、第七十二条第二項、第八十一条第一項、第十四条、第二十三条第一項第三号及び第四十六条第一項第三号中「施行日」とあるのは「国の更新組合員となつた日（国の施行法第四十一条第一項各号に掲げる者にあつては、当該各号に掲

げる者となつた日）」と、第二十六条及び第三十条第一項中「施行日」とあるのは「国の更新組合員となつた日」とする。

（国の長期組合員である職員であつた更新組合員等の取扱い）

第六十三条 国の長期組合員である職員であつた更新組合員に係る国の新法の規定による退職年金又は減額退職年金（施行日の前日において、国の新法第七十七条第一項（国の新法第七十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定によりその支給を停止されていた退職年金又は減額退職年金を除く。）は、当該更新組合員が施行日から六十日を経過する日以前に当該退職年金又は減額退職年金の支給を停止させない旨をその決定を行なつた者に対して申し出たときは、新法第七十九条第一項（新法第八十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、その者が更新組合員である間、その支給を停止しない。

2 第五十四条第四項の規定は、前項の申出について準用する。

3 第一項又は前項において準用する第五十四条第四項の申出をした者に対する新法及びこの法律の長期給付に関する規定の適用については、当該申出に係る退職年金又は減額退職年金の基礎となつた期間は、第七十二条第一項各号の期間及び組合員であつた期間に該当しないものとする。

4 国の長期組合員である職員であつた更新組合員に係る国の新法の規定による廃疾年金（施行日の前

日において、国の新法第八十五条の規定によりその支給を停止されていた廃疾年金を除く。）は、当該更新組合員が施行日（同日以後に国の新法の規定による廃疾年金を受ける権利を有することとなつた場合にあつては、当該権利を有することとなつた日）から六十日を経過する日以前に当該廃疾年金の支給を停止させない旨をその決定を行なつた者に対して申し出たときは、新法第九十条第一項の規定にかかわらず、その者が更新組合員である間、その支給を停止しない。

5 第三項の規定は、前項の申出があつた場合について準用する。

6 第十五条若しくは第三十二条又は第四十三条の規定は、次の各号に掲げる者又はその遺族に退職年金若しくは廃疾年金又は遺族年金を支給する場合について準用する。

一 国の新法の規定による退職年金又は減額退職年金（第一項又は第二項において準用する第五十一条第四項の申出をした場合における国の新法の規定による退職年金又は減額退職年金を除く。）を受けていた第七十二条第一項第一号の期間又は同項第二号の期間（次条第一項第二号の期間とみなされた期間を除く。）を有する国の長期組合員である職員であつた者

二 退職料（第五十二条第二項第三号の申出をしなかつた場合における退職料を除く。）を受けていた

8 国の施行法第五十一条の第二項又は第三項の規定による申出をした国の長期組合員である職員であつた更新組合員に対する新法及

国の長期組合員であつた期間（第三項の規定により組合員であつた期間に該当しないものとされた期間を除く。）を有する者であつた期間に該当する者であつた期間に限る。）又は共済法の退職年金（第六十二条第二項ただし書の申出をした場合における共済法の退職年金を除く。）を受けていた国の長期組合員であつた期間（第三項の規定により組合員であつた期間に該当しないものとされた期間を除く。）を有する国の長期組合員である職員であつた者

昭和三十三年十一月一日以前から施行日の前日まで引き続き国の長期組合員である職員であつた更新組合員で次の各号の一に該当するものについて新法第八十三条第一項及び第二項の規定を適用する場合において、その者が、退職の日から六十日以内に、退職一時金の額の計算上同条第二項第二号に掲げる金額の控除を受けたいことを希望する旨を組合に申し出たときは、同条第一項及び第二項の規定にかかわらず、その者の退職一時金については、同条第三項の規定を適用する。

一 明治四十四年四月一日以前に生まれた者

二 昭和三十三年十月三十一日までに退職する男子

三 昭和四十一年十月三十一日までに退職する女子

この法律の長期給付に関する規定の適用については、国の施行法第五十一条の二第一項又は第三項の規定による長期給付に関する規定の適用があつた日以後の年金条例職員期間は、第七條第一項第一号の期間に該当しないものとす。

9 前項の規定の適用を受けた更新組合員の同項の規定により第七條第一項第一号の期間に該当しないものとされた期間のうち政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、その者又はその遺族に、一時金を支給する。

第六章 厚生年金保険の被保険者であつた更新組合員に関する経過措置

(厚生年金保険の被保険者であつた更新組合員の取扱い)

第六十四條 施行日の前日に厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)による厚生年金保険(以下「厚生年金保険」という。)の被保険者であつた更新組合員(当該更新組合員であつた者で再び組合員となつたものを含む。以下この条において同じ。)の当該被保険者であつた期間(その期間の計算については、同法の規定による被保険者期間の計算の例による。第百三十條第二項及び第百三十八條において同じ。)は、この法律の規定(これに係る新法の規定を含む。)の適用については、当該被保険者であつた期間のうち職員であつた期間は旧市町村共済法の旧長期組合員期間(旧市町村共済法附則第三十

期間(旧市町村共済法附則第三十

一項に規定する控除期間(以下この項において「控除期間」という。))を除く。)で第七條第二項第三号若しくは第四号又は第七号若しくは第八号の期間に該当するものであつたものとみなし、当該被保険者であつた期間のうち職員でなかつた期間は控除期間で同項第三号若しくは第四号又は第七号若しくは第八号の期間に該当するものであつたものとみなす。

2 前項に規定する更新組合員の厚生年金保険の被保険者であつた期間に係る旧市町村共済法の退職年金の基本率は三十分の八と、旧市町村共済法の退職年金の加算率は二百二十五分の二とし、当該期間に対する第二十三條又は第四十六條の規定の適用については、第二十三條第一項第二号及び第四十六條第一項第二号中「算定の例により算定した金額」とあるのは、「算定の例により算定した金額の百分の八十に相当する金額」とする。

3 第一項に規定する更新組合員の同項の規定により旧市町村共済法の旧長期組合員期間とみなされた期間は、施行日以後においては、厚生年金保険の被保険者でなかつたものとみなす。

第七章 特殊の組合員に関する経過措置

第一節 都道府県知事又は市町村長であつた更新組合員等に関する経過措置

(都道府県知事又は市町村長であつた者の取扱い)

第六十五條 都道府県知事又は市町村長であつた更新組合員に対し新法の長期給付に関する規定及びこの法律の規定を適用する場合の特例については、次条から第八十五

村長であつた更新組合員に対し新法の長期給付に関する規定及びこの法律の規定を適用する場合の特例については、次条から第八十五

第六十六條 更新組合員の第七條第一項第一号の期間のうち、同号中「年金条例職員期間のうち」とあるのは、「知事等としての退職料等の基礎となるべき期間のうち」として同号の規定を適用して算定した期間は、地方公共団体の長であつた期間に算入する。

2 施行日以後の地方公共団体の長であつた期間を有しない知事等であつた更新組合員の知事等としての退職料等の基礎となるべき期間で前項の規定により地方公共団体の長であつた期間に算入される期間に相当するものは、地方公共団体の長であつた期間とみなして、この節の規定を適用する。

3 第七條第一項第一号の期間のうち、都道府県知事又は市町村長としての年金条例職員期間(昭和二十一年十月五日以後におけるこれらの者となつた日以後の期間に限る。)を有する更新組合員が当該年金条例職員期間(第一項の規定により地方公共団体の長であつた期間に算入され、又は前項の規定により地方公共団体の長であつた期間とみなされた期間を除く。以下この項及び次項において同じ。)の月数(一月未満の端数があるときは、これを一月とする。)一月につき施行日(同日に地方公共団体の

長でない更新組合員にあつては、当該年金条例職員期間の最終日)の属する月におけるその者の給料(十一万円をこえる場合は、十一万円とする。)の百分の〇・五に相当する金額を、政令で定めるところにより、組合に納付したときは、当該年金条例職員期間は、知事等としての退職料等の基礎となるべき期間とみなして、前二項の規定を適用する。

4 前項の年金条例職員期間についてこの節の規定を適用する場合においては、当該年金条例職員期間に係る退職年金条例の規定のうち、退職料の最短期間年限に係るものは十二年であつたものと、退職料の基本率に係るものは百五十分の五十であつたものと、退職料の加算率に係るものは百五十分の一であつたものと、その他の退職料等に関する取扱いに係るものは都道府県知事にあつては当該都道府県の退職年金条例に、市町村長にあつては当該市町村を包括する都道府県の旧町村職員恩給組合の退職年金条例に規定する取扱いと同一であつたものと、それぞれみなす。

(地方公共団体の長の退職年金の受給資格に関する特例)

第六十七條 地方公共団体の長であつた期間が十二年未満の知事等であつた更新組合員で施行日の前日に退職年金条例の適用を受けていたものが退職した場合において、その者の施行日直前の条例在職年(第八條第一項に規定する施行日直前の条例在職年をいう。)のうち

前条の規定により地方公共団体の長であつた期間に算入され、又は地方公共団体の長であつた期間とみなされた期間に係る条例在職年の年数に、十二年をその者に係る知事等としての退職料の最短期間年限の年数で除して得た率を乗じて得た年数(一月未満の端数があるときは、これを一月とする。))と施行日以後の地方公共団体の長であつた期間の年数とを合算した年数が十二年以上であるときは、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

2 地方公共団体の長であつた期間が十二年未満の知事等であつた更新組合員で第五條第二項本文の規定を適用しないとしたならば知事等としての退職料を受ける権利(同条第一項の規定により退職したものとみなされることにより生ずるものを除く。)を有することとなるものが退職したときは、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

3 次の各号に掲げる規定に同時に該当する者に対しては、これらの規定による退職年金の額が異なるときは、いずれか多い額の退職年金のみを支給し、これらの規定による退職年金の額が同じときは、第一号に掲げる規定による退職年金のみを支給する。

一 新法第七十八條第一項又は第八條若しくは第十條の規定

二 第一項又は前項の規定

四一

4 前項の規定を適用する場合においては、新法第七十八條第一項又は第八條若しくは第十條の規定による退職年金の額は、知事等であつた更新組合員が当該知事等として在職していた地方公共団体における知事等、警察条例職員及び消防職員以外の年金条例職員に適用されていた退職年金条例の規定が、当該更新組合員の当該知事等であつた間、その者に適用されていたものとみなして算定するものとする。

(地方公共団体の長の退職年金の額に関する特例)

第六十八條 知事等であつた更新組合員に対する新法第二百二條又は前條第一項若しくは第二項の規定による退職年金(以下この節において「地方公共団体の長の退職年金」という。)の額は、次の各号に掲げる期間に応じ当該各号に掲げる金額の合算額とする。

一 第七條第一項第一号の期間のうち、第六十六條の規定により地方公共団体の長であつた期間に算入され、又は地方公共団体の長であつた期間とみなされた期間 知事等としての退職料の最短期間までの年数については一年につき地方公共団体の長の退職年金の額に、知事等としての退職料の最短期間を超えての年数については、第十三條の規定の例による。

二 施行日以後の地方公共団体の長の退職年金の額の算定に、前号の期間と合算して十二年に達するまでの年数については一年につき地方公共団体の長の給料年額の百分の二・九、十二年を超える年数については一年につき地方公共団体の長の給料年額の百分の一・五に相当する金額

知事等であつた更新組合員に係る前項各号の期間の計算及び地方公共団体の長の退職年金の額の算定については、第十一條第二項から第四項まで、第七條第一号及び第六号並びに第九項の規定の例による。

(退職給付金の支給を受けた更新組合員に係る地方公共団体の長の退職年金の額に関する特例)

第六十九條 退職給付金の支給を受けた更新組合員に係る地方公共団体の長の退職年金の額の算定については、第十二條の規定の例による。

(地方公共団体の長の退職年金の額の最高限及び最低保障)

第七十條 前二條の規定により算定した地方公共団体の長の退職年金の額の最高限及び最低保障については、第十三條の規定の例による。

(地方公共団体の長の退職年金の額の特例)

第七十一條 前三條の規定により算定した地方公共団体の長の退職年金の額の特例については、第十四條の規定の例による。

(地方公共団体の長の退職年金からの控除)

第七十二條 退職料を受けていた期間を有する更新組合員であつた者等に係る地方公共団体の長の退職年金からの控除については、第十五條及び第十六條の規定の例による。

(地方公共団体の長の退職年金の支給開始年齢等に関する特例)

第七十三條 次の各号に掲げる退職年金の当該各号に掲げる金額については、新法第七十九條第二項の規定にかかわらず、当該金額のうち、当該金額を知事等としての退職料の額とみなした場合に恩給法第五十八條ノ三第一項の規定に相当する退職年金条例の規定により停止することとなる金額に相当する金額の支給を停止する。

一 第六十八條第一項第一号の期間が知事等としての退職料の最短期間を超えての年数である更新組合員に対する退職年金(次号に掲げるものを除く。)同項第一号の金額

二 第七十一條の規定により第十四條の規定の例によることとされた場合に

おける知事等としての退職料の額に相当する金額

2 第七十七條第二項から第四項まで及び第七十九條第一項の規定は、更新組合員に係る地方公共団体の長の退職年金の支給の停止について準用する。

(地方公共団体の長の減額退職年金の額に関する特例)

第七十四條 新法第二百二條第一項の規定は、第六十七條第一項又は第二項の規定による退職年金に基づく減額退職年金を受け得る権利を有する者が地方公共団体の長以外の組合員となり、再び退職した場合について準用する。

新法第二百二條第二項の規定は、第六十七條第一項又は第二項の規定による退職年金に基づく減額退職年金(第六十七條第一項又は第二項の規定による退職年金に基づくものを除く。)を受け得る権利を有する者が地方公共団体の長となり、再び退職した場合について準用する。

(知事等であつた更新組合員の退職一時金の額の特例)

第七十五條 知事等であつた更新組合員に対する新法第八十三條又は第二十二條第一項の規定による退職一時金に係る新法第八十三條第二項第一号に掲げる金額は、次の各号の期間に応じ当該各号に掲げる金額の合算額とする。

一 第七條第一項第一号の期間で、同条第二項第一号及び第二

号中「退職給付金」とあるのは「知事等としての退職給付金」と、「年金条例職員期間」とあるのは「知事等としての退職料等の基礎となるべき期間」としてこれらの規定を適用した場合に退職一時金の基礎となるべき組合員期間に算入すべきこととなるもの。当該期間につき地方公共団体の長の退職年金条例の給料年額を基礎として、知事等としての退職給付金の額(通算年金制度を措置した退職年金条例にあつては、国の新法第八十條第二項第一号の規定に相当する当該退職年金条例の規定に掲げる金額。以下この条において同じ。)の算定の例により算定した金額

二 第七條第二項第一号又は第二号の期間(前号に掲げる期間を除く。)当該期間につき退職年金条例の給料年額を基礎として、退職給付金の額の算定の例により算定した金額

三 施行日以後の組合員期間 新法の給料日額に、当該期間と前二号に規定する期間とを合算した期間に対応する新法別表第二(退職給付金又は知事等としての退職給付金の額)について一年未満の条例に職年ごとにその額を算定することとされている退職年金条例に係る前二号の期間を有する者にあつては、別表第一。以下この号において同じ。)に定める日数から前二号の期間に対応する新法別表第二に定め

るもの。当該期間につき地方公共団体の長の退職年金条例の給料年額を基礎として、知事等としての退職給付金の額(通算年金制度を措置した退職年金条例にあつては、国の新法第八十條第二項第一号の規定に相当する当該退職年金条例の規定に掲げる金額。以下この条において同じ。)の算定の例により算定した金額

二 第七條第二項第一号又は第二号の期間(前号に掲げる期間を除く。)当該期間につき退職年金条例の給料年額を基礎として、退職給付金の額の算定の例により算定した金額

三 施行日以後の組合員期間 新法の給料日額に、当該期間と前二号に規定する期間とを合算した期間に対応する新法別表第二(退職給付金又は知事等としての退職給付金の額)について一年未満の条例に職年ごとにその額を算定することとされている退職年金条例に係る前二号の期間を有する者にあつては、別表第一。以下この号において同じ。)に定める日数から前二号の期間に対応する新法別表第二に定め

る日数を控除した日数を乗じて得た金額

2 第二十三條第二項の規定は、前項の場合について準用する。

(地方公共団体の長であつた期間十二年をこえる者の庶務年金の額に關する特例)

第七十六條 新法第七十六條第一項の規定を適用しないとしたならば地方公共団体の長の退職年金を受ける権利を有することとなる更新組合員に対する新法第八十六條の規定による庶務年金の額のうち十二年をこえる地方公共団体の長であつた期間について加算する金額は、新法第八十七條第一項及び第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間に応じ当該各号に掲げる金額の合算額とする。

一 第七條第一項第一号の期間のうち第六十六條の規定により地方公共団体の長であつた期間に算入され、又は地方公共団体の長であつた期間とみなされた期間で十二年をこえるもののそのこえる期間 その年数一年につき地方公共団体の長の退職年金条例の給料年額に知事等としての退職料の加算率を乗じて得た額に相当する金額

二 施行日以後の地方公共団体の長であつた期間で第六十六條の規定により地方公共団体の長であつた期間に算入され、又は地方公共団体の長であつた期間とみなされた期間と合算して十二年をこえるもののそのこえる期間 その年数一年につき地方公

共団体の長の給料年額の百分の一・五に相当する金額

2 前項各号の期間の計算及び同項に規定する庶務年金の額のうち十二年をこえる地方公共団体の長であつた期間について加算する金額の算定については、第二十七條第二項から第四項まで及び第七項の規定の例による。

第七十七條 前条第一項に規定する更新組合員で第十二條第一項第一号に掲げるものに庶務年金の給付事由が生じた場合には、同号において控除すべきこととされている金額に相当する金額を新法第八十七條第一項又は第二項及び前条の規定により算定した金額から控除した金額を、当該庶務年金の額とする。

2 第二十八條第二項の規定は、前項の控除について準用する。

第七十八條 新法第八十七條及び前二條の規定により算定した公務による庶務年金の額が庶務の程度に応じ別表第二に定める金額(第十二條第一項第一号に掲げる者に係る庶務年金については、同号において控除すべきこととされている金額を控除した金額)より少ないときは、当分の間、当該金額をその庶務年金の額とする。

第七十九條 前三條の規定により算定した金額が、新法第六十六條第一項及び前三條の規定を適用しないものとして算定した庶務年金の額より少ないときは、当該金額を庶務年金の額とする。

2 第六十七條第四項の規定は、前項の場合において、新法第六十六條

第一項及び前三條の規定を適用しないものとして算定するときについて準用する。

第八十條 第七十二條に規定する更新組合員であつた者等に係る庶務年金からの控除については、第三十二條及び第三十三條の規定の例による。

(地方公共団体の長の遺族年金の受給資格に關する特例)

第八十一條 次の各号の一に該当する場合においては、当該各号に規定する者の遺族に、遺族年金を支給し、遺族一時金は、支給しない。この場合においては、新法第九十三條第一項第三号の規定は適用しない。

一 地方公共団体の長であつた期間が十二年未満である者で第六十七條第一項又は第二項の規定による退職年金を受ける権利を有するものが公務傷病によらな

い死亡したとき。

二 地方公共団体の長であつた期間が十二年未満である者が公務傷病によらないで死亡した場合においては、その死亡を退職とみなしたならば第六十七條第一項は第二項の規定により退職年金を受ける権利を有することとなるとき。

(地方公共団体の長の遺族年金の額に關する経過措置)

第八十二條 前条各号の規定による遺族年金の額は、当該各号に規定する退職年金の額の百分の五十に相当する金額とする。

2 第四十二條の規定は、前項の遺族年金の額について準用する。

3 前二項の規定により算定した遺族年金の額が、前条の規定を適用しないものとして算定した遺族年金の額より少ないときは、当該金額を遺族年金の額とする。

4 第六十七條第四項の規定は、前項の場合において、前条の規定を適用しないものとして算定するときについて準用する。

(地方公共団体の長の公務による遺族年金に關する経過措置)

第八十三條 更新組合員である地方公共団体の長に係る新法第六十七條第一項の規定により適用することとされた新法第九十三條第一項第一号の規定による遺族年金の額のうち十二年をこえる地方公共団体の長であつた期間について加算する金額は、同号の規定にかかわらず、第七十六條第一項各号の期間に応じ当該各号に掲げる金額の合算額とする。

2 第四十一條の規定は、新法第六十七條第一項の規定により適用することとされた新法第九十三條第一項第一号又は前項の規定による遺族年金の額について準用する。

(更新組合員に係る遺族年金からの控除)

第八十四條 第七十二條に規定する更新組合員であつた者等が死亡したことにより支給される遺族年金からの控除については、第四十三條及び第四十四條の規定の例による。

(知事等であつた更新組合員に係る遺族一時金の額の特例)

第八十五條 知事等であつた更新組合員が死亡した場合におけるその

遺族に対する新法第九十八條又は第四十五條第一項の規定による遺族一時金の額は、次の各号の期間に応じ当該各号に掲げる金額の合算額とする。

一 第七條第一項第一号の期間で、同条第二項第五号及び第六号中「退職年金条例の遺族一時金」とあるのは「知事等としての退職年金条例の遺族一時金」と、

「年金条例職員期間」とあるのは「知事等としての退職料等の基礎となるべき期間」としてこれらの規定を適用した場合に遺族一時金の基礎となるべき組合員期間に算入すべきこととなるもの、当該期間につき地方公共団体の長の退職年金条例の給料年額を基礎として、知事等としての退職年金条例の遺族一時金の額の算定の例により算定した金額

二 第七條第二項第五号又は第六号の期間(前号に掲げる期間を除く。)当該期間につき退職年金条例の給料年額を基礎として、退職年金条例の遺族一時金の額の算定の例により算定した金額

三 施行日以後の組合員期間 新法の給料日額に、当該期間と前二号に規定する期間とを合算した期間に対応する新法別表第二(退職年金条例の遺族一時金又は知事等としての退職年金条例の遺族一時金の額)にその額を算定することとされている退職年金条例に係る前二号の期間を有する者にあつては、別表第

一。以下この号において同じ。）に定める日数から前二名の期間に対応する新法別表第二に定める日数を控除した日数を乗じて得た金額

2 第四十六條第二項の規定は、前項の場合について準用する。

(再就職者の取扱)

第八十六條 第六十六條から前条までの規定は、都道府県知事又は市町村長であつた者で組合員となつたもの(都道府県知事又は市町村長であつた更新組合員を除く)について準用する。この場合において、第六十六條第三項中「施行日」とあるのは「第八十六條に規定する組合員となつた日」と、第六十七條第三項第一号及び第四項中「第八條若しくは第十條」とあるのは「第五十五條第一項において準用する第八條若しくは第十條」と、同条第三項第二号中「第一項又は前項」とあるのは「第八十六條において準用する第六十七條第二項」と読み替へるものとする。

第二節 警察職員に関する経過措置

(警察職員の取扱)

第八十七條 恩給公務員である職員又は警察条例職員であつた更新組合員のうち警察職員に対し新法の長期給付に関する規定及びこの法律の規定を適用する場合の特例については、次条から第五十五條までに定めるところによる。

(警察職員であつた期間の計算の特例)

第八十八條 恩給公務員である職員であつた更新組合員の第七條第一

項第一号の期間のうち、同号中「年金条例職員期間のうち」とあるのは「警察監獄職員の恩給の基礎となるべき期間のうち」として同号及び第五十七條第二項の規定を適用して算定した期間は、警察職員であつた期間に算入する。

2 警察条例職員であつた更新組合員の第七條第一項第一号の期間のうち、同号中「年金条例職員期間のうち」とあるのは「警察条例職員としての年金条例職員期間(警察法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第二百三十三号)附則第四項の規定の適用を受けた者の市町村警察の職員として在職した期間及び警察法(昭和二十九年法律第六十二号)附則第二十四項の規定の適用を受けた者の自治体警察の職員として在職した期間を除く)のうち」として同号の規定を適用して算定した期間は、警察職員であつた期間に算入する。

3 警察条例職員であつた更新組合員に対する長期給付については、その者が警察条例職員であつた間、警察監獄職員として在職していたものと、その者の警察条例職員であつた期間は警察監獄職員であつた期間と、当該警察条例職員であつた期間に係る退職年金条例の規定はこれに相当する恩給法の規定と、当該退職年金条例の規定による退職料等はこれに相当する恩給とみなして、次条から第五十五條までの規定を適用する。

(警察職員の退職年金の受給資格に関する特例)

第八十九條 警察職員であつた期間が十五年未満の恩給公務員である職員であつた更新組合員で施行日の前日に恩給公務員である職員であつたものが退職した場合において、その者の施行日前の警察在職年の年数と施行日以後の警察職員であつた期間の年数とを合算した年数が次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に掲げる年数以上であるときは、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

- 一 施行日前の警察在職年が八年以上である者 十二年
- 二 施行日前の警察在職年が四年以上八年未満である者 十三年
- 三 施行日前の警察在職年が四年未満である者 十四年

2 新法第七十八條第一項又は第八條若しくは第十條の規定と前項の規定と同時に該当する者に対しては、これらの規定による退職年金の額が異なるときは、いずれか多い額の退職年金のみを支給し、これらの規定による退職年金の額が同じときは、新法第七十八條第一項又は第八條若しくは第十條の規定による退職年金のみを支給する。

3 前項の規定を適用する場合においては、新法第七十八條第一項又は第八條若しくは第十條の規定による退職年金の額は、警察監獄職員である職員であつた更新組合員については、その者が警察監獄職員であつた間、その者に恩給法第二十條に規定する文官に適用されていた恩給法の規定が適用されていたものとみなし、又は警察条例職員であつた更新組合員については、その者が当該警察条例職員として在職していた地方公共団体における知事等、警察条例職員及び消防職員以外の年金条例職員に適用されていた退職年金条例の規定が、当該更新組合員の当該警察条例職員であつた間、その者に適用されていたものとみなして算定するものとする。

(警察職員の退職年金の額に関する特例)

第九十條 恩給公務員である職員であつた更新組合員に対する新法附則第二十條第一項又は前条第一項の規定による退職年金(以下この節において「警察職員の退職年金」という)の額は、次の各号に掲げる期間に応じ当該各号に掲げる金額の合算額とする。

- 一 第七條第一項第一号の期間のうち、第八十八條の規定により警察職員であつた期間に算入される期間 十二年までの年数については一、十二年につき警察職員の恩給法の給料年額の三十六分の一、十二年をこえる年数については一年につき警察職員の恩給法の給料年額の百五十分の一に相当する金額(その額が警察職員の恩給法の給料年額の百分の五十二に相当する金額をこえるときは、当該金額)
- 二 施行日以後の警察職員であつた期間 前号の期間と合算して

十五年に達するまでの年数については一年につき警察職員の給料年額の三分の七、十五年をこえる年数については一年につき警察職員の給料年額の百分の一・五(二十五年をこえる三十年に達するまでの期間については、百分の一)に相当する金額

2 前項第一号の期間のうち次の各号に掲げる期間があるときは、同項第一号の金額は、同号の規定により算定した金額に、それぞれ次の各号に掲げる金額を加えた金額とする。

- 一 法律第五十五号附則第七條第一項(同法による改正前の恩給法第六十三條第五項において準用する同法第六十條第三項に係る部分に限る)又は同法第六十三條第五項において準用する同法第六十條第三項の規定に該当する実働職在職年 当該実働職在職年の年数(その年数が四十年をこえるときは、四十年。次号において同じ)から十七年を控除した残りの実働職在職年について、警察職員の恩給法の給料年額にこれらの規定による割合を乗じて得た金額
- 二 法律第五十五号附則第七條第二項又は同法による改正前の恩給法第六十三條第三項の規定に該当する勤続在職年 当該勤続在職年の年数から普通恩給について所要最長在職年の年数を控除した残りの勤続在職年について、警察職員の恩給法の給料年額にこれらの規定による割合を乗じて得た金額

3 第一項の場合において、同項第一号の期間(四十年をこえる期間を除く。)に一年未満の端数があるときは、これを切り捨て、同項第二号の期間に加算するものとする。

(二時恩給の支給を受けた更新組合員に係る警察職員の退職年金の額に関する特例)

第九十一条 一時恩給の支給を受けた更新組合員に係る警察職員の退職年金の額の算定については、第十二条の規定の例による。

(警察職員の退職年金の額の最高限及び最低保障)

第九十二条 前二条の規定により算定した警察職員の退職年金の額の最高限及び最低保障については、第十三条の規定の例による。

(警察職員の退職年金の額の特例)

第九十三条 第九十条及び第九十一条の規定により算定した退職年金の額で前条の規定によりその例によることとされた第十三条第一項の規定に該当しないものが、施行日の前日にその更新組合員が受ける権利を有していた警察監獄職員の普通恩給の額に施行日以後の警察職員であつた期間の年数一年につき警察職員の給料年額の百分の一・五(その更新組合員が受ける権利を有していた警察監獄職員の普通恩給の基礎となつた期間の年数(当該期間以外の施行日前の警察監獄職員であつた期間があるときは、その期間の年数を含む。))と合算して二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については、百分の一。以下この項において同

じ。)に相当する額を加えた額より少ないときは、当該警察監獄職員の普通恩給の額が前条の規定によりその例によることとされた第十三条第一項に規定する金額より少ない場合に限る、同項に規定する金額に達するまで、当該警察監獄職員の普通恩給の額に施行日以後の警察職員であつた期間の年数一年につき警察職員の給料年額の百分の一・五に相当する額を加えた額を前二条の規定により算定した退職年金の額に算入し、前二条の規定により算定した退職年金の額が当該警察監獄職員の普通恩給の額より少ないときは、当該警察監獄職員の普通恩給の額を前二条の退職年金の額とする。

2 第十四条第二項の規定は、前項に規定する施行日の前日においてその更新組合員が受ける権利を有していた警察監獄職員の普通恩給について準用する。

(警察職員の退職年金からの控除)

第九十四条 退職給付を受けていた期間を有する更新組合員に係る警察職員の退職年金からの控除については、第十五条の規定の例による。

(警察職員の退職年金の支給開始年齢等に関する特例)

第九十五条 次の各号に掲げる退職年金の当該各号に掲げる金額については、新法第七十九条第二項の規定にかかわらず、四十五歳に達するまではその全額、五十歳に達するまではその百分の五十に相当する金額、五十五歳に達するまではその百分の三十に相当する金額の支給を停止する。

一 第九十条第一項第一号の期間が四年以上である更新組合員に對する退職年金(次号に掲げるものを除く。同項第一号の金額は、第九十三条第一項の規定の適用によりその額を定められた退職年金 同項に規定する警察監獄職員の普通恩給の年額に相当する金額)

2 前項各号に掲げる退職年金の当該各号に掲げる金額が十一万円以上である場合において、これを受ける権利を有する者の各年(その者が退職した日の属する年を除く。)における当該退職年金以外の所得金額が五十五万円をこえるときは、その年の翌年六月から翌翌年五月までの分として支給すべき当該退職年金の額を普通恩給の年額とみなしたならば恩給法第五十八条ノ四第一項の規定により支給を停止すべきこととなる金額に相当する金額の支給を停止する。

3 第一項各号に掲げる退職年金を受ける権利を有する者が同項の規定に該当するものが新法別表第四の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にあるときは、その状態にある間、同項の規定による停止は、行なわれない。

(警察職員の減額退職年金の額に関する特例)

第九十六条 新法附則第二十二條第一項の規定は、第八十九条第一項の規定による退職年金に基づく減額退職年金の額について準用する。

2 新法第四十四条第二項の規定は、第八十九条の規定による退職年金

に基づく減額退職年金を受ける権利を有する者が警察職員以外の組合員となり、再び退職した場合について、新法第四十四条第三項の規定は、この法律の規定による退職年金に基づく減額退職年金(第八十九条の規定による退職年金に基づくものを除く。)を受ける権利を有する者が警察職員となり、再び退職した場合について準用する。

(警察職員であつた期間十五年をこえる者の廃疾年金の額に関する特例)

第九十七条 新法第七十六条第一項の規定を適用しないとしたならば警察職員の退職年金を受ける権利を有することとなる更新組合員に對する新法第八十六条の規定による廃疾年金の額のうち十五年をこえる警察職員であつた期間について加算する金額は、新法第八十七条第一項及び第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間に応じ当該各号に掲げる金額の合算額とする。

一 第七條第一項第一号の期間のうち第八十八條の規定により警察職員であつた期間に算入された期間で十五年をこえるもののそのこえる期間 その年数一年につき警察職員の恩給法の給料年額の百五十分の一に相当する金額

二 施行日以後の警察職員であつた期間で第八十八條の規定により警察職員であつた期間に算入された期間と合算して十五年をこえるもののそのこえる期間 その年数一年につき警察職員の

給料年額の百分の一・五(公務による廃疾年金にあつては、十五年をこえ二十年に達するまでの期間については百分の〇・五、二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については百分の一とし、公務によらない廃疾年金にあつては、二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については百分の一とする。)に相当する金額

2 前項の場合において、同項第一号の期間に一年未満の端数があるときは、これを切り捨て、同項第二号の期間に加算するものとする。

第九十八条 前条第一項に規定する更新組合員で第十二条第一項第一号に掲げるものに廃疾年金の給付事由が生じた場合には、同号において控除すべきこととされている金額に相当する金額を新法第八十七条第一項又は第二項及び前条の規定により算定した金額から控除した金額を、当該廃疾年金の額とする。

2 第二十八條第二項の規定は、前項の控除について準用する。

第九十九条 新法第八十七条及び前二条の規定により算定した公務による廃疾年金の額が廃疾の程度に応じ別表第二に定める金額(第十二条第一項第一号に掲げる者に係る廃疾年金については、同号において控除すべきこととされている金額を控除した金額)より少ないときは、当分の間、当該金額をその廃疾年金の額とする。

第百条 前三条の規定により算定した金額が、新法附則第二十四条第一項及び前三条の規定を適用しないものとして算定した廃族年金の額より少ないときは、当該金額を廃族年金の額とする。

2 第八十九条第三項の規定は、前項の場合において、新法附則第二十四条第一項及び前三条の規定を適用しないものとして算定するときに準用する。

第百一条 第九十四条に規定する更新組合員であつた者等に係る廃族年金からの控除については、第三十二条及び第三十三条の規定の例による。

(警察職員の遺族年金の受給資格に関する特例)
第百二条 次の各号の一に該当する場合には、当該各号に規定する者の遺族に、遺族年金を支給し、遺族一時金は、支給しない。この場合においては、新法第九十三条第一項第三号の規定は、適用しない。

一 警察職員であつた期間が十五年未満である者で第八十九条第一項の規定による退職年金を受ける権利を有するものが公務傷病によらないで死亡したとき。

二 警察職員であつた期間が十五年未満である者が公務傷病によらないで死亡した場合において、その死亡を退職とみなしたならば第八十九条第一項の規定により退職年金を受ける権利を有することとなるとき。

(警察職員の遺族年金の額に関する経過措置)
第百三条 前条各号の規定による遺族年金の額は、当該各号に規定する退職年金の額の百分の五十に相当する金額とする。

2 第四十二条の規定は、前項の遺族年金の額について準用する。

3 前二項の規定により算定した遺族年金の額が、前条の規定を適用しないものとして算定した遺族年金の額より少ないときは、当該金額を遺族年金の額とする。

4 第八十九条第三項の規定は、前項の場合において、前条の規定を適用しないものとして算定するときに準用する。

(警察職員の公務による遺族年金に関する経過措置)
第百四条 更新組合員である警察職員に係る新法附則第二十五条第一項の規定により適用することとされた新法第九十三条第一項第一号の規定による遺族年金の額のうち十五年をこえる警察職員であつた期間について加算する金額は、同号の規定にかかわらず、第九十七条第一項各号の期間に応じ当該各号に掲げる金額の合算額とする。

2 第四十一条の規定は、新法附則第二十五条第一項の規定により適用することとされた新法第九十三条第一項第一号又は前項の規定による遺族年金の額について準用する。

(更新組合員に係る遺族年金からの控除)
第百五条 第九十四条に規定する更新組合員であつた者等が死亡した

ことにより支給される遺族年金からの控除については、第四十三条及び第四十四条の規定の例による。

(再就職者の取扱ひ)
第百六条 第八十八条から前条までの規定は、警察監獄職員又は警察条例職員であつた者で組合員となつたもの(警察監獄職員である職員又は警察条例職員であつた更新組合員を除く。)について準用する。この場合において、第九十三条第一項中「施行日の前日」とあるのは「第百六条に規定する組合員となつた日の前日」と、「施行日以後」とあるのは「第百六条に規定する組合員となつた日以後」と、「年数(当該期間以外の施行日前の警察職員であつた期間があるときは、その期間の年数を含む。）」とあるのは「年数」と読み替へるものとする。

第三節 消防職員であつた更新組合員等に関する経過措置
第百七条 消防職員であつた更新組合員に対し新法の長期給付に関する規定及びこの法律の規定を適用する場合の特例については、次条から第百二十条までに定めるところによる。

第百八条 消防職員であつた更新組合員に対する新法の退職年金、減額退職年金及び遺族年金に関する規定の適用については、これらの規定中「組合員」とあるのは「消防組合員」と、「組合員期間」とある

のは「消防組合員であつた期間」とする。
(消防組合員であつた期間の計算の特例)
第百九条 消防職員であつた更新組合員の第七條第一項第一号の期間のうち、同号中「年金条例職員期間のうち」とあるのは「第百十條第一項に規定する消防職員としての年金条例職員期間のうち」として同号の規定を適用して算定した期間は、消防組合員であつた期間に算入する。

2 施行日以後の消防組合員であつた期間を有しない消防職員であつた更新組合員の消防職員であつた期間で前項の規定により消防組合員であつた期間に算入される期間に相当するものは、消防組合員であつた期間とみなして、この節の規定を適用する。

3 恩給公務員である職員であつた更新組合員の第七條第一項第一号の期間のうち、同号中「年金条例職員期間のうち」とあるのは「消防公務員に係る警察監獄職員の恩給の基礎となるべき期間のうち」として同号及び第五十七條第二項の規定を適用して算定した期間は、消防組合員であつた期間に算入する。

4 第二項の規定は、施行日以後の消防組合員であつた期間を有しない消防公務員であつた更新組合員の消防公務員であつた期間で前項の規定により消防組合員であつた期間に算入される期間に相当するものについて準用する。

5 消防公務員であつた更新組合員に対する長期給付については、その者が消防公務員であつた間、消防職員として在職していたものと、その者の消防公務員であつた期間は消防職員であつた期間と、当該消防公務員であつた期間に係る恩給法の規定はこれに相当する退職年金条例の規定と、当該恩給法の規定による恩給はこれに相当する退職料等とみなして、次条から第百二十条までの規定を適用する。

(消防職員であつた更新組合員の退職年金の受給資格の特例)
第百十條 消防組合員であつた期間が二十年未満の消防職員であつた更新組合員で施行日の前日に退職年金条例の適用を受けていたものが退職した場合において、その者の施行日前の年金条例職員期間(その者が更新組合員である間年金条例職員であつたものとみなした場合には退職年金条例の規定による年金条例職員期間に算入されるべきこととなる期間を含む。)のうち消防職員としての年金条例職員期間(その者が消防組合員である間消防職員であつたものとみなした場合には退職年金条例の規定により当該消防職員としての年金条例職員期間に算入されるべきこととなる)なる消防職員としての年金条例職員期間又は消防職員としての年金条例職員期間以外の年金条例職員期間(退職年金条例の規定により当該期間を換算して消防職員としての年金条例職員期間に算入されることとなる消防職員としての年金

条例職員期間以外の年金条例職員期間については、当該換算した期間とすることを、(を含む)に係る条例在職年の年数に、二十年をその者に係る消防職員としての退職年金条例の最短期間年数の年数で除して得た率を乗じて得た年数(一月未満の端数があるときは、これを一月とする。)と施行日以後の消防組合員であつた期間の年数とを合算して二十年以上であるときは、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

2 消防組合員であつた期間が二十年未満の消防職員であつた更新組合員で第五項第二項本文の規定を適用しないとしたならば消防職員としての退職料を受ける権利(同条第一項の規定により退職したものとみなされることにより生ずるものを除く。)を有することとなるものが退職したときは、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

3 次の各号に掲げる規定に同時に該当する者に対しては、これらの規定による退職年金の額が異なるときは、いずれか多い額の退職年金のみを支給し、これらの規定による退職年金の額が同じときは、第一号に掲げる規定による退職年金のみを支給する。

一 新法第七十八條第一項又は第八條若しくは第十條の規定
二 第八條の規定により適用することとされた新法第七十八條

第一項又はこの条第一項若しくは前項の規定

4 前項の規定を適用する場合においては、新法第七十八條第一項又は第八條若しくは第十條の規定による退職年金の額は、消防職員であつた更新組合員については、その者が当該消防職員として在職していた地方公共団体における知事等、警察条例職員及び消防職員以外の年金条例職員に適用されていた退職年金条例の規定が、当該更新組合員の当該消防職員であつた間、その者に適用されていたものとみなし、消防公務員であつた更新組合員については、その者が消防公務員であつた間、その者に恩給法第二十条に規定する文官に適用されていた恩給法規定が適用されていたものとみなして算定するものとする。

(消防組合員の退職年金の額に関する特例)

第百十一條 消防職員であつた更新組合員に対する第百八條の規定により適用することとされた新法第七十八條第一項又は前条第一項若しくは第二項の規定による退職年金(以下この節において「消防組合員の退職年金」という。)の額は、次の各号に掲げる期間に応じ当該各号に掲げる金額の合算額とする。

一 第七條第一項第一号の期間のうち、第百九條の規定による消防組合員であつた期間に算入され、又は消防組合員であつた期間とみなされた期間 消防職員

としての退職料の最短期間年数までの年数については一年につき消防職員の退職年金条例の給料年額に消防職員としての退職料の基本率を当該最短期間年数の数で除して得た率を乗じて得た額、当該最短期間年数をこえる年数については一年につき消防職員の退職年金条例の給料年額に消防職員としての退職料の加算率を乗じて得た額に相当する金額(その額が恩給法第六十条第三項の規定に相当する退職年金条例の規定により算定した金額をこえるときは、当該金額)とする。

二 施行日以後の消防組合員であつた期間 前号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき消防組合員の給料年額の百分の二、二十年をこえる年数については一年につき消防組合員の給料年額の百分の一・五に相当する金額

2 消防職員であつた更新組合員に係る前項各号の期間の計算及び消防組合員の退職年金の額の算定については、第十一條第二項から第四項まで、第七條第一号及び第六号並びに第九項の規定の例による。

(退職給付金の支給を受けた更新組合員に係る消防組合員の退職年金の額に関する特例)

第百十二條 退職給付金の支給を受けた更新組合員に係る消防組合員の退職年金の額の算定については、第十二條の規定の例による。

(消防組合員の退職年金の額の最高限及び最低保障)

第百十三條 前二條の規定により算定した消防組合員の退職年金の額の最高限及び最低保障については、第十三條の規定の例による。

(消防組合員の退職年金の額の特例)

第百十四條 前三條の規定により算定した消防組合員の退職年金の額の特例については、第十四條の規定の例による。

(消防組合員の退職年金からの控除)

第百十五條 退職料を受けていた期間を有する更新組合員であつた者等に係る消防組合員の退職年金からの控除については、第十五條及び第十六條の規定の例による。

(消防組合員の退職年金の支給開始年齢等に関する特例)

第百十六條 次の各号に掲げる退職年金の当該各号に掲げる金額については、新法第七十九條第二項の規定にかかわらず、当該金額のうち、当該金額を消防職員としての退職料の額とみなした場合に恩給法第五十八條ノ三第一項の規定に相当する退職年金条例の規定により停止することとなる金額に相当する金額の支給を停止する。

一 第百十一條第一項第一号の期間がその期間に係る退職料の最短期間年数の十二分の四に相当する年数以上である更新組合員に対する退職年金(次号に掲げるものを除く。) 同項第一号の金額

二 第百十四條の規定により第十四條の規定の例によりその額を定められた退職年金 第百十四條の規定の例により第十四條の規定の例によることとされた場合における消防職員としての退職料の額に相当する金額

2 第十七條第二項から第四項まで及び第十九條第一項の規定は、更新組合員に係る消防組合員の退職年金の支給の停止について準用する。

(消防職員であつた更新組合員に係る減額退職年金の額に関する特例)

第百十七條 消防組合員の退職年金に基づく減額退職年金については新法第八十一條第四項の規定を適用する場合においては、同項中「給料年額」とあるのは、「消防組合員の給料年額」とする。

2 新法第四條第二項の規定は、消防組合員の退職年金に基づく減額退職年金を受ける権利を有する者が消防組合員以外の組合員となり、再び退職した場合について、新法第四條第三項の規定は、この法律の規定による退職年金に基づく減額退職年金(消防組合員の退職年金に基づくものを除く。)を受ける権利を有する者が消防組合員となり、再び退職した場合について準用する。

(消防組合員の遺族年金の受給資格に関する特例)

第百十八條 次の各号の一に該当する場合においては、当該各号に規定する者の遺族に、遺族年金を支給し、遺族一時金は、支給しない。この

場合においては、新法第九十三条第一項第三号の規定は、適用しない。

一 消防組合員であつた期間が二十年未満である者で第百十條第一項又は第二項の規定による退職年金を受ける権利を有するものが公務傷病によらないで死亡したとき。

二 消防組合員であつた期間が二十年未満である者が公務傷病によらないで死亡した場合において、その死亡を退職とみなしたならば第百十條第一項又は第二項の規定による退職年金を受ける権利を有することとなること。

(消防組合員の遺族年金の額に關する経過措置)

第百十九條 前条各号の規定による遺族年金の額は、当該各号に規定する退職年金の額の百分の五十に相当する金額とする。

2 第四十二條の規定は、前項の遺族年金の額について準用する。

3 前二項の規定により算定した遺族年金の額が、前条の規定を適用しないものとして算定した遺族年金の額より少ないときは、当該金額を遺族年金の額とする。

4 第百十條第四項の規定は、前項の場合において、前条の規定を適用しないものとして算定するときについて準用する。

(更新組合員に係る遺族年金からの控除)

第百二十條 第百十五條に規定する更新組合員であつた者が死亡したことにより支給される遺族年金

からの控除については、第四十三條及び第四十四條の規定の例による。

(再就職者の取扱い)

第百二十一條 第百九條から前条までの規定は、消防職員又は消防公務員であつた者で組合員となつたもの(消防職員又は消防公務員であつた更新組合員を除く)について準用する。この場合において、第百十條第三項中「第八條若しくは第十條」とあるのは「第五十五條第一項において準用する第八條若しくは第十條」と、「この條第一項若しくは前項」とあるのは「第百二十一條において準用する第百十條第二項」と読み替へるものとする。

第四節 船員組合員に關する経過措置

(旧市町村共済法の船員組合員であつた者の取扱い)

第百二十二條 船員保険の被保険者である旧市町村職員共済組合の組合員(以下この條及び次條において「旧市町村共済法の船員組合員」という。)であつた組合員に対する新法第百三十七條及び第百三十八條の規定の適用については、その者が旧市町村共済法の船員組合員であつた間、船員組合員(新法第百三十五條に規定する船員組合員をいう。)であつたものとみなす。

(旧市町村共済法の船員組合員であつた者の長期給付の特例)

第百二十三條 施行日の前日に旧長期組合員である旧市町村共済法の船員組合員であつた更新組合員

(当該更新組合員であつた者で再び組合員となつたものを含む。)に係る新法第百三十七條第一項第一号に掲げる組合員として受けるべき退職給付若しくは遺族給付又は同条第二項第一号に掲げる給付のうち廃疾給付(施行日前の公務によらない病氣又は負傷に係るものに限る。)については、その者の第七條第一項第二号の期間は、その者が更新組合員である間、旧市町村共済法の適用を受ける者であつたものとみなして旧市町村共済法第九十條及び第九十二條の規定の例により計算するものとする。

第八章 未帰還更新組合員に關する経過措置

(未帰還更新組合員に關する特例)

第百二十四條 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第百六十一號)第二條第一項に規定する未帰還者で新法の施行の際恩給法の適用を受けるもの又は旧市町村共済法の適用を受けるものは、新法第二條第一項第一号の規定にかかわらず、職員とみなして、新法及びこの法律の規定を適用する。

2 前項の規定の適用を受ける更新組合員(以下「未帰還更新組合員」という。)で施行日前に法律第百五十五條附則第三十條第一項第一号又は第二号の規定により退職したものとみなされ、普通恩給を給されたものについては、その者の妻、未成年の子、父母又は祖父母で内地に居住しているものに對し、これらの者の申請により、施行日の属する月から当該未帰還更新組合員が帰国した日(海外にある間に

死亡した場合には、死亡の判明した日。以下この條において同じ。)の属する月まで、当該未帰還更新組合員が同項の規定により受けることができた普通恩給の年額に相当する金額の年金を支給する。

3 施行日に法律第百五十五條附則第三十條第一項に規定する未帰還公務員である未帰還更新組合員(前項の規定の適用を受ける者を除く。)が同日以後も当該未帰還公務員であるものとした場合に同条第一項第二号の規定により退職したものとみなされ、普通恩給を給されるべき者であるときは、その者の妻、未成年の子、父母又は祖父母で内地に居住しているものに對し、これらの者の申請により、その退職とみなされる日の属する月の翌月から当該未帰還更新組合員が帰国した日の属する月まで、当該普通恩給の年額に相当する金額の年金を支給する。

4 前二項の規定による年金を受けるべき者の順位は、妻、未成年の子、父母、祖父母の順序とする。この場合においては、新法第四十五條第二項の規定を準用する。

5 第二項又は第三項に規定する未帰還更新組合員については、その者に係る前項に規定する者のうちの先順位者が施行日から六十日を経過する日以前にこの項の規定の適用を受ける旨を申し出た場合には、施行日から当該未帰還更新組合員が帰国した日まで、新法及びこの法律の長期給付に關する規定並びに第四條第一項の規定の適用がないものとして取り扱うことが

できる。この場合においては、第二項及び第三項の規定は、適用しない。

6 前項の申出がなかつた未帰還更新組合員については、第五條第二項第三号の規定は、適用しない。

7 未帰還更新組合員が施行日前に旧市町村共済法の退職年金を受ける権利を有する者又はその施行日の前日まで引き続き旧長期組合員期間が二十年以上である当該権利を有しない者であるときは、その者の未帰還者留守家族等援護法第四條に規定する留守家族(次項において「留守家族」という。)で留守家族手当の支給を受けることができ、その者の申請により、施行日の属する月から当該未帰還更新組合員が帰国した日の属する月まで年金を支給する。

8 未帰還更新組合員(施行日前に旧市町村共済法の退職年金を受ける権利を有する者を除く。)の施行日の前日まで引き続き旧長期組合員期間が二十年未満である場合に於いて、当該期間と施行日以後の組合員期間とを合算した期間が二十年に達したときは、その者の留守家族で留守家族手当の支給を受けることができるものに対し、その者の申請により、その二十年に達した日の属する月の翌月から当該未帰還更新組合員が帰国した日の属する月まで年金を支給する。

9 前二項の規定による年金の額は、前二項の未帰還更新組合員につき政令で定める仮定給料の四月分に相当する金額とする。

10 第二項又は第三項の規定による年金は、未帰還更新組合員が四十

五歳に達するまではその金額、五十歳に達するまではその百分の五十に相当する金額、五十五歳に達するまではその百分の三十に相当する金額の支給を停止し、第七項又は第八項の規定による年金は、未帰還更新組合員が五十歳に達するまでは、その支給を停止する。ただし、第二項の規定による年金の額のうち第五条第二項本文の規定を適用しないものとした場合にその者が受けることとなる普通恩給の年額に相当する金額については、この限りでない。

11 同一の未帰還更新組合員について第二項又は第三項の規定による年金及び第七項又は第八項の規定による年金の支給を受けることとなつた者に対しては、その受けることとなつた時から第二項又は第三項の規定による年金は、支給しない。この場合において、第七項又は第八項の規定により支給すべき年金の額が第二項又は第三項及び前項の規定によりその年において支給すべき年金の額より少ないときは、その額を第七項又は第八項の規定による年金の額とする。

12 未帰還更新組合員に対する新法の規定の適用については、その者に係る未帰還者留守家族等援護法第五項第一項又は同法附則第九項若しくは第十項の規定による留守家族手当若しくは特別手当（以下「手当等」という。）をもつてその者の収入とみなし、その者の昭和二十八年七月三十一日における給料

の額をもつてその者の給料の額とみなす。

13 手当等の支給機関（二以上の機関が手当等を支給する場合に、当該機関のうち自治大臣が定めるもの）は、手当等を支給する際、掛金に相当する金額を控除して、これを組合員に代わつてその所属する組合に払い込まなければならない。この場合においては、新法第百十五条第三項の規定を準用する。

14 前各項に規定するもののほか、未帰還更新組合員に対する新法及びこの法律の長期給付に関する規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

15 未帰還者留守家族等援護法第二条第一項に規定する未帰還者で新法の施行の際退職年金条例又は其の適用を受けていたものの取扱ひについては、前各項の規定の例による。

第九章 公庫公団等の役職員に關する経過措置
第二百二十五条 施行日に現に住宅金融公庫に在職する者（同公庫に在職することとなつた日の前日において職員であつた者に限る。）で住宅金融公庫法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律二十五号）附則第二項の規定により恩給法の規定が準用されているものは、恩給に關する法令の規定の適用については、第六項の規定の適用がある場合を除き、施行日の前日において退職したものと同みなす。

2 前項の規定に該当する者（以下「公庫職員」という。）が、施行日から六十日以内に、政令で定めるところにより、その者の施行日以後の引き続き公庫職員としての在職期間を、これに引き続き再び組合員の資格を取得したとき（以下「復帰したとき」という。）の新法第四十条の規定による組合員期間の計算上組合員期間とみなされることを希望する旨を組合に申し出たときは、その者に係る恩給（次に掲げるものを除く。）は、その申出をした者（以下この条において「復帰希望職員」という。）が引き続き公庫職員として在職する間、その支払を差し止める。

一 その者が恩給に關する法令の規定により遺族として受ける恩給
二 その者が施行日前に支払を受けるべきであつた恩給で同日前にその支払を受けなかつたもの
三 増加恩給、傷病年金及び傷病賜金
四 復職希望職員が引き続き公庫職員として在職し、引き続き復帰したときは、新法及びこの法律の長期給付に關する規定（新法第六章の規定を除く。）の適用については、その者は、施行日以後の公庫職員であつた間、引き続き組合員であつたものとみなす。

4 前項の規定の適用を受けた者に係る恩給（第二項各号に掲げるものを除く。）を受ける権利は、施行日の前日に消滅したものとみなす。ただし、増加恩給と併給される普通恩給を受ける権利は、同日

からその者が復帰した日の前日まで停止したものとす。

5 新法第百四十条第二項ただし書及び第三項から第五項までの規定は、復帰希望職員について準用する。この場合において、同条第四項中当該復帰希望職員の転出の時とあるのは、「施行日」と読み替へるものとする。

6 第一項に規定する者のうち、施行日の前日において退職したものとみなした場合に普通恩給を受ける権利を有しないこととなる者は、恩給に關する法令の規定の適用については、その者の引き続き公庫職員としての在職期間中普通恩給に關する規定の適用に準用する。この場合において、前四項の規定を準用する。この場合において、前四項中「施行日」とあるのは、「普通恩給に關する規定の最短期間」と読み替へるものとする。

第二百二十六条 施行日に現に住宅金融公庫に在職する者（同公庫に在職することとなつた日の前日において職員であつた者に限る。）でその者が引き続き住宅金融公庫に在職する間に限りその者を年金条例職員として勤務するものとみなし、退職年金条例の規定が準用されてゐるものの新法及びこの法律の長期給付に關する規定の適用については、前条の規定の例による。

（公団等の職員に關する経過措置）
第二百二十七条 施行日に現に日本住宅公団、愛知用水公団、農業開発

機械公団、日本道路公団、森林開発公団、原子燃料公社、公営企業金融公庫、労働福祉事業団、中小企業信用保証公庫、首都高速道路公団、雇用促進事業団又は阪神高速道路公団（以下この項及び第百三十六条第三項において「公団等」という。）に在職する者（公団等に在職することとなつた日の前日において職員であつた者に限る。）で、引き続き公団等に在職し、更に引き続き恩給公務員である職員又は年金条例職員となつたものとした場合に、次に掲げる法律の規定又はこれに相当する退職年金条例の規定により当該公団等の職員としての在職を恩給公務員若しくは年金条例職員として勤務するものとみなされ、又は当該公団等の職員としての在職年数を恩給公務員である職員の在職年の年数若しくは年金条例職員の在職年の年数に算入されることとなるもの（以下「公団等職員」という。）が、施行日から六十日以内に、政令で定めるところにより、その者の施行日以後の引き続き公団等職員としての在職期間を、これに引き続き復帰したときの新法第四十条の規定による組合員期間の計算上組合員期間とみなされることを希望しない旨を組合に申し出たときは、第五十五条第三項の規定は、その者については適用しない。

一 日本住宅公団法（昭和三十年法律第五十三号）第五十九条第一項、第三項及び第四項並びに恩給法の一部を改正する法律

保險者であつた期間以外の期間

は、第十条第一号の期間に該当するものとする。

3 前二項に規定するもののほか、組合役職員又は連合会役職員である組合員に対する新法及びこの法律の長期給付に関する規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

第十一章 国の職員等であつた者に關する経過措置

(国の職員等であつた組合員の取扱い)

第百三十一条 国の職員又は国の職員とみなされる者(職員である者を除く。以下この条において「国の職員等」という。)であつた組合員は、この法律(第九章及び次項を除く。)の規定の適用については、国の職員等であつた間、職員であつたものとみなす。

2 国の更新組合員である国の職員等であつた組合員に第十条(第五十五條第一項)において準用する場合を含む。)の規定を適用する場合においては、その者の次の期間に、第十条各号に掲げる期間に該当するものとする。

一 旧国民医療法に規定する日本医療団に勤務していた者で日本医療団の業務の政府への引継ぎに伴い、引き続いて国の職員等となつたものの日本医療団に勤務していた期間のうち恩給公務員期間を除いた期間

二 法律第百五十五号附則第四十二條第一項に規定する外国政府職員に係る外国政府に昭和二十年八月八日まで引き続き勤務し

ていた者でその後国の職員等となつたものの当該外国政府に勤務していた期間のうち年金条例職員期間及び恩給公務員期間を除いた期間

三 地方鉄道会社(公共企業体職員等共済組合法附則第十一条第三項に規定する地方鉄道会社をいう。)に勤務していた者で当該会社所屬の鉄道の買収に際して国に引き継がれ、その後国の更新組合員となるまで引き続き国の職員等であるものの当該会社に勤務していた期間で買収の時まで引き続きいるもののうち恩給公務員期間を除いた期間

四 国際電気通信株式会社、日本電信電話工事株式会社又は日本電話設備株式会社勤務していた者でこれらの会社の買収に際して国に引き継がれ、その後国の更新組合員となつた日まで引き続き国の職員等であるもののこれらの会社に勤務していた期間で買収の時まで引き続きいるもののうち恩給公務員期間を除いた期間

3 前二項に規定するもののほか、国の職員等であつた組合員に対する新法及びこの法律の長期給付に関する規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

(警察職員等であつた組合員の取扱い)

第百三十二条 新法による改正前の国の新法附則第十三条に規定する警察職員等である国の職員等であつた組合員に対する長期給付については、その者が警察職員等であつた間、警察職員であつたものと、国の新法及び国の施行法の規定による給付は新法及びこの法律中のこれらの規定に相当する規定による給付とみなして、新法及びこの法律の規定を適用する。

第十二章 雑則

(期間計算の方法)

第百三十三条 この法律に基づく給付を受ける権利の基礎となる期間の計算は、この法律に別段の規定があるもののほか、その初日の属する月から起算し、その最終日の属する月をもつて終わるものとし、二以上の期間を合算する場合において、前の期間の最終日と後の期間の初日とが同一の月に属するときは、後の期間は、その初日の属する月の翌月から起算するものとする。

2 新法第百二十七條の規定は、この法律に定める権利に關する申出の期間を計算する場合について準用する。

(この法律に基づく給付の取扱い)

第百三十四条 この法律に別段の規定があるもののほか、次の各号に掲げる給付は、それぞれ当該各号に掲げる新法の規定による給付とみなす。

一 この法律の規定による退職年金、退職一時金、廃疾年金、廃疾一時金、遺族年金又は遺族一時金、それぞれ新法の規定による退職年金、退職一時金、廃疾年金、廃疾一時金、遺族年金又は遺族一時金

二 第四十七條第一項、第四十九條第二項(第五十二條第二項)において準用する場合を含む。)第五十條第二項(第五十三條第二項)において準用する場合を含む。)又は第六十四條第九項の規定による一時金、新法の規定による退職一時金(第四十七條第一項第一号又は第六十四條第九項の規定により遺族に支給される一時金にあつては、新法の規定による遺族一時金)

三 第百二十四條第二項、第三項、第七項又は第八項の規定による年金、新法の規定による遺族年金

(債務の保証)

第百三十五条 更新組合員又は施行日以後に組合員となつた者が国民金融公庫に担保に供していた退職料等若しくは恩給又は共済法の退職年金若しくは恩給又は共済法の退職年金が第五條第二項本文又は第六條第二項本文(これらの規定を第五十五條第一項において準用する場合を含む。)の規定により消滅したときは、組合は、当該退職料等若しくは恩給又は共済法の退職年金若しくは恩給又は共済法の退職年金(明治二十九年法律第八十九号)の保証債務と同一の債務を負う。

(経過措置に伴う費用の負担)

第百三十六條 第二章から第九章まで及び第十一章の規定により職員(新法第百四十二條第一項に規定する国の職員を含む。)である組合員について生ずる組合の追加費用は、第三項の規定により同項に規定する法人が負担すべき金額を除

き、政令で定めるところにより、国又は地方公共団体が負担する。

2 第三章から第七章まで及び第十章の規定により組合役職員又は連合会役職員である組合員について生ずる組合の追加費用は、政令で定めるところにより、組合又は連合会が負担する。

3 公団等その他政令で定める法人は、政令で定めるところにより、第七條(第五十五條第一項)において準用する場合を含む。)及び第九章の規定によりこれらの法人に勤務していた期間を組合員期間に算入される者に係る長期給付で当該勤務していた期間に係るものの支払に充てる金額を負担し、これを組合員に払い込むものとする。

(資金の運用の特例)

第百三十七條 地方職員共済組合又は警察共済組合が新法第百四十二條第三項の規定により資金運用部に預託して運用しなければならぬ金額は、当分の間、同項の規定にかかわらず、施行日以後における責任準備金の増加額のうち政令で定める割合に相当する金額とする。

(厚生保険特別会計からの交付金)

第百三十八條 政府は、厚生保険特別会計の積立金のうち、第六十四條に規定する更新組合員(第百三十五條第二項の規定を適用することにより当該更新組合員とされる者を含む。)の厚生年金保険の被保険者であつた期間に係る部分を、政令で定めるところにより、施行日から一年以内に厚生保険特別会計

から当該被保険者であつた者が属する組合に交付するものとする。

(政令への委任)

第百三十九条 この法律に規定するもののほか、新法及びこの法律の長期給付に関する規定の施行に關して必要な事項は、政令で定める。

第十三章 互助会の会員であつた者に関する経過措置等

(定義)

第百四十条 この章において「旧互助年金法」とは、新法による廃止前の地方議會議員互助年金法(昭和三十六年法律第二十号)をいい、「互助会」とは、旧互助年金法第二条第二項に規定する地方議會議員互助会をいい、「共済会」とは、新法第百五十一条第一項に規定する地方議會議員共済会をいう。

(互助会の会員であつた者の取扱)

第百四十一条 互助会の会員であつた共済会の会員は、それぞれ都道府県議會議員互助会、市議會議員互助会又は町村議會議員互助会の会員であつた間、都道府県議會議員共済会、市議會議員共済会又は町村議會議員共済会の会員であつたものと、その者のこれらの互助会の会員であつた期間はこれらの当該共済会の会員である期間と、旧互助年金法の規定(互助会が支給する年金に係る部分に限る)はこれに相当する新法の規定と、互助会が支給する年金はこれに相当する共済年金と、それぞれみなす。

2 施行日の前日までの間における地方公共団体の議会の議員としての在職期間(昭和二十二年四月三十日以降の地方議會議員の在職期間に限る)で互助会の会員でなかつた期間については、都道府県の議會議員としての在職期間は都道府県議會議員互助会の会員であつた期間と、市の議會議員としての在職期間は市議會議員互助会の会員であつた期間と、町村の議會議員としての在職期間は町村議會議員互助会の会員であつた期間とみなして、前項の規定を適用する。ただし、新法附則第三十五条第二項の規定により共済会に払い込まなければならぬ金額を払い込まなかつた者の昭和三十六年七月一日以降の当該期間については、この限りでない。

3 施行日以前において、市町村の廢置分合若しくは境界変更により町村が市となり若しくは市が町村となつた場合又は町村を市とし若しくは市を町村とする処分があつた場合の共済年金の基礎となるべき施行日前の地方議會議員の在職期間と施行日以後の地方議會議員の在職期間との合算については、新法第百五十九条第二項の規定の例による。

(共済年金からの控除)

第百四十二条 昭和二十二年四月三十日から昭和三十六年六月三十日までの間における地方議會議員としての在職期間を有する共済会の会員又はその遺族に共済年金を支給するときは、当該在職期間につき旧互助年金法附則第三項の規定

により減額すべきこととされてゐる額を、同項及びこれに基づく互助会の規約の規定の例により控除するものとする。

(旧互助年金法の規定による互助年金の取扱)

第百四十三条 施行日前に給付事由が生じた旧互助年金法の規定による互助年金については、なお従前の例により、共済会が支給する。

第十四章 他の法律の一部改正

正

(厚生保険特別会計法の一部改正)
第百四十四条 厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第二十三条中「市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第二百四号)附則第三十五項」を「地方公務員共済組合法の長期給付に關する施行法(昭和三十七年法律第 号)第百三十八条」に改める。

(地方自治法の一部改正)

第百四十五条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

附則第七条の次に次の一条を加える。

(給付の特例)

第七条の二 地方公共団体は、地方公務員共済組合法(昭和三十七年法律第 号)の施行日の前日に、当該地方公共団体の退職年金及び退職一時金に關する条例の適用を受けていた職員が引き続き当該地方公共団体の職員として在職して退職し、その者が同法及び地方公務員共

済組合法の長期給付に關する施行法(昭和三十七年法律第 号)の規定による退職年金を受けることとなるときにおいて、当該退職年金の額が、同法第五条第一項の規定を適用しないものとした場合において、その者が受けることとなる当該地方公共団体の退職年金及び退職一時金に關する条例(同法第二条第三項の規定の適用があるものとす)に規定する年金である給付の額(その額が地方公務員共済組合法第四十四条第二項に規定する給料年額の百分の八十に相当する金額をこえるときは、当該金額とする)より少ないときは、第二十四条の二の規定にかかわらず、その者に対し、条例で定めるところにより、その差額の範囲内の金額の給付をすることができ。

(地方財政法の一部改正)

第百四十六条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十条第一号の二及び第三十四条第一項第五号中「長期給付に要する経費」の下に「(共済組合の長期給付に要する追加費用に係る経費を含む)」を加える。

(義務教育費国庫負担法の一部改正)

第百四十七条 義務教育費国庫負担法(昭和二十七年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

2 国は、地方公務員共済組合法の長期給付に關する施行法(昭和三十七年法律第 号)第百三十六條第一項の規定により都道府県が負担する公立の義務教育諸学校に係る市町村立学校職員給与負担法第一条に掲げる職員についての経費を第二条の規定の例により負担するものとする。

(未帰還者留守家族等援護法の一部改正)

第百四十八条 未帰還者留守家族等援護法の一部を次のように改正する。

第十四条中「又は国家公務員共済組合法の長期給付に關する施行法(昭和三十三年法律第二百九号)第四十九条」の下に「地方公務員共済組合法の長期給付に關する施行法(昭和三十七年法律第 号)第百二十四条」を加える。

附則第四十九項中「国家公務員共済組合法の長期給付に關する施行法第四十九条」の下に「地方公務員共済組合法の長期給付に關する施行法第百二十四条」を加える。

(国民金融公庫が行う恩給担保金融に關する法律の一部改正)

第百四十九条 国民金融公庫が行う恩給担保金融に關する法律(昭和二十九年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第二百四号)第十五条(組合の給付)」を「地方公務員共済組合法(昭和三十三年法律第 号)第七十四条(長期給付の種類)、地方公

務員共済組合法の長期給付に関する
施行法（昭和三十七年法律
第三号）第三号（施行日前に給
付事由が生じた給付の取扱い等）
及び第二百二十四条（未帰還更新組
合員に関する特例）に改める。
（公立養護学校整備特別措置法の
一部改正）

第五十号 公立養護学校整備特別
措置法（昭和三十一年法律第五
十二号）の一部を次のように改正
する。

附則第七項を附則第八項とし、
附則第六項を附則第七項とし、附
則第五項の次に次の一項を加え
る。

6 国は、地方公務員共済組合法
の長期給付に関する施行法（昭
和三十七年法律第 号）第百
三十六条第一項の規定により
都道府県が負担する公立の養護
学校の小学部及び中学部に係る
市町村立学校職員給与負担法第
一条に掲げる教職員についての
経費を第五号の規定の例により
負担するものとする。

（国家公務員共済組合法の長期給
付に関する施行法の一部改正）
第二百五十一号 国家公務員共済組
法の長期給付に関する施行法の一
部を次のように改正する。

目次中「第二節 警察職員等」に
関する経過措置を「第二節 衛視
等」に関する経過措置に、「第九
章 特殊の組合員に関する経過措
置（第四十九条―第五十一号の
三）」を「第九章 特殊の組合員に
関する経過措置（第四十九条・第
九章）であつた者に関する経過措

置（第五十一号）第五十一号の
三」に改める。
第二号第一項第三号中「警察職
員等、警察職員等の俸給年額又は
地方職員等、衛視等、衛視等の俸
給年額又は警察職員等」に、「新法附
則第二条第一項を「新法附則第十
三条の九」に、同項第十七号の二
中「警察職員等」を「衛視等」に改め
る。

第八章第二節の節名中「警察職
員等」を「衛視等」に改める。
第四十三号から第四十八号の二
まで（見出しを含む。）中「警察職員
等」を「衛視等」に改める。
第五十一号から第五十一号の三
までを削り、第九章の次に次の一
章を加える。

第九章の二 地方の長期組
合員であつた
者に関する経
過措置等
（地方の長期組合員である職員
であつた組合員の取扱い）
第五十一号 地方の長期組合員
（新法第二百二十六条の二第一項
に規定する地方の組合の組合員
のうち地方公務員共済組合法
（昭和三十七年法律第 号）
以下「地方の新法」という。）の長
期給付に関する規定の適用を受け
る者をいう。以下同じ。）であ
る職員であつた長期組合員に対
する長期給付については、その
者が地方の長期組合員であつた
間、長期組合員であつたものと
し、地方の新法及び地方公務員
共済組合法の長期給付に関する

る施行法（昭和三十七年法律
第三号）以下「地方の施行法」と
いう。）の規定による給付は新法
及びこの法律中のこれらの規定
に相当する規定による給付とみ
なして、新法及びこの法律の規
定を適用する。
2 地方の長期組合員である職員
であつた長期組合員（地方の長
期組合員となる前に長期組合員
であつた者を除く。）についてこ
の法律の規定を適用する場合に
おいて、第二十条、第二十七号
及び第二十八号中「施行日」とあ
るのは、「地方の長期組合員とな
つた日」とする。
3 地方の施行法第五十五号第一
項第二号に掲げる者である職員
であつた長期組合員に対する長
期給付については、前二項に規
定するもののほか、その者が同
号に掲げる者であつた間、第四
十一号第一項第二号に掲げる長
期組合員であつたものと、その
者に係る恩給又は旧法の規定に
よる退職年金で地方の施行法の
規定によつて消滅したものはこ
の法律中の相当する規定によつ
て消滅したものとみなして、こ
の法律の規定を適用する。この
場合において、第七号第一項各
号列記以外の部分中「施行日前
の次の期間」とあるのは、「地方の
施行法第五十五号第一項第二号
に掲げる者となつた日」の次の
期間（同日の属する月を除く。）
と、第二号第二項及び第十三号
第三項中「施行日」とあるのは
「地方の施行法第五十五号第一

項第二号に掲げる者となつた日
（同号に掲げる者となる前に第
四十一号第一項第二号に掲げる
者であつたものにあつては、同
号に掲げる者となつた日）」とす
る。
4 前三項に規定するもののほ
か、地方の長期組合員である職
員であつた長期組合員に対する
長期給付に関する規定の適用に
関して必要な事項は、政令で定
める。
（地方の職員等であつた組合員
の取扱い）
第五十一号の二 地方の職員（常
時勤務に服することを要する地
方公務員（地方公務員法（昭和二
十五年法律第二百六十一号）第
二十七号第二項に規定する休職
の処分を受けた者、同法第二十
九号第一項に規定する停職の処
分を受けた者、法律又は条例の
規定により職務に専念する義務
を免除された者及び常時勤務に
服することを要しない地方公務
員のうちその勤務形態が常時勤
務に服することを要する地方公
務員に準ずる者で政令で定める
ものを含むものとする。）をい
う。以下同じ。）又は地方の職員と
みなされる者（職員である者を
除く。）（以下「地方の職員等」とい
う。）であつた長期組合員は、地
方の職員等であつた間、職員で
あつたものとみなして、この法
律（第三号を除く。）の規定を適
用する。この場合においては、
政令で定めるところにより、退
職年金条例（恩給に相当する給

付に関する地方公共団体の条例
をいう。以下同じ。）の適用を受
ける者又は地方の新法による廃
止前の市町村職員共済組合法
（昭和二十九年法律第二百四号）
以下「旧市町村職員共済組合法
」という。）の退職給付、廃疾給付
及び遺族給付に関する規定の適
用を受ける者若しくは共済条
例（同法附則第二十一項後段に
規定する長期給付に相当する給
付に関する地方公共団体の条例
（退職年金条例を除く。）及び当
該給付を行なうことを目的とす
る団体の当該給付に関する規程
をいう。以下同じ。）の適用を受
ける者であつた地方の職員等
は、これらの者であつた間、恩
給公務員又は旧長期組合員とし
て在職したものと、当該退職年
金条例又は旧市町村職員共済
組合法若しくは共済条例の規定
はこれに相当する恩給法又は旧
法の規定と、当該退職年金条
例又は旧市町村職員共済組合法
若しくは共済条例の規定による
給付はこれに相当する恩給又は
旧法の規定による退職給付、
廃疾給付及び遺族給付とみな
す。
2 地方の施行法第二号第一項第
十号に規定する更新組合員（以
下「地方の更新組合員」という。）
である地方の職員等であつた長
期組合員に対する長期給付につ
いては、前項に規定するものの
ほか、その者が地方の更新組合
員であつた間、更新組合員で
あつたものと、その者が恩給若

しくは旧法の規定による退職年金又は退職年金条例、旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の規定による給付を受ける権利につき地方の施行法の規定によつてした申出はこの法律中の相当する規定によつてした申出と、地方の施行法の規定によつて消滅した恩給若しくは旧法の規定による退職年金又は退職年金条例、旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の規定による給付はこの法律中の相当する規定によつて消滅したものとみなして、この法律の規定を適用する。この場合において、第二十条第一項第七号中「この法律の施行の日」とあるのは「地方の更新組合員となつた日（地方の更新組合員となる前に更新組合員であつた者にあつては、施行日）」とする。

3 地方の職員等であつた長期組合員に対する第七条第一項第五号又は第九条第一号の規定の適用については、その者の地方の職員等であつた期間には、国又は地方公共団体以外の法人に勤務する者で、退職年金条例の適用を受ける者又は旧市町村職員共済組合法の退職給付、廃疾給付及び遺族給付に関する規定の適用を受ける者若しくは共済条例の適用を受ける者に該当するものであつた期間（退職年金条例又は旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の規定による給付の基礎となる期間を除く。）

4 地方の更新組合員である地方の職員等であつた長期組合員に第九条（第四十一条第一項又は第四十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合においては、その者の次の期間は、第九条各号に掲げる期間に該当するものとする。
一 旧国民医療法に規定する日本医療団に勤務していた者で日本医療団の業務の地方公共団体への引継ぎに伴い、引き続き地方の職員等となつたものの日本医療団に勤務していた期間のうち年金条例職員期間（退職年金条例の適用を受ける者として在職した期間（当該期間とみなされる期間、当該期間に通算される期間及び当該退職年金条例の規定による給付の算定の基礎となる年月数の計算上当該期間に加えられる期間を含む。）をいう。以下同じ。）を除いた期間

二 法律第五十五号附則第四十二条第一項に規定する外国政府職員に係る外国政府に昭和二十年八月八日まで引き続き勤務していた者でその後地方の職員等となつたものの当該外国政府に勤務していた期間のうち恩給公務員期間及び年金条例職員期間を除いた期間
5 地方の職員等であつた長期組合員で第一号に掲げる給付を受けた第七条第一項第一号の期間

若しくは施行日以後の組合員期間（恩給公務員に該当する者であつた期間に限る。）又は第二号に掲げる給付を受けた同項第一号から第四号までの期間若しくは同日以後の組合員期間を有するものに退職年金又は廃疾年金を支給するときは、その受けたこれらの給付の額（すでに控除を受けた額があるときは、その額を控除した額とし、次項において「普通恩給等受給額」という。）に相当する額に達するまで、支給時に際し、その支給時に係る支給額の二つの一に相当する額を控除する。
一 普通恩給（増加恩給と併給される普通恩給を除く。）又はこれに相当する退職年金条例の給付（これらの給付を受ける権利につき第五十二条第二項ただし書の申出をしなかつた者の当該申出をしなかつた給付を除く。）

7 地方の更新組合員（地方の施行法第五十五条第一項第二号に掲げる者を含む。）である地方の職員等であつた長期組合員に対してこの法律の規定を適用する場合において、その者の第七条第一項第一号の期間に係る退職年金条例の規定又は同項第二号から第四号までの期間に係る共済条例の規定がそれぞれ第一号又は第二号に掲げる基準に従つて定められていないものであるときは、その者又はその者の遺族に対する長期給付の支給については、第一項及び第三章から第七章までの規定にかかわらず、地方の施行法（第十四条、第七十一条、第九十三条及び第百十四条を除く。）の規定の例による。

一 普通恩給に相当する退職年金条例の給付についての最短期間が十七年であり、かつ、その給付の年額が、在職期間が十七年の場合においては退職当時の給料年額の百五十分の五十に相当する金額であり、在職期間が十七年をこえる場合においては当該金額にそのこえる年数一年につき当該給料年額の百五十分の一に相当する金額を加えた金額であること。

二 旧法の退職年金に相当する共済条例の給付についての最短期間が二十年であり、かつ、その給付の年額が、在職期間が二十年の場合においては退職当時の給料年額の百五十分の五十に相当する金額であり、在職期間が二十年をこえる場合においては当該金額にそのこえる年数一年につき当該給料年額の百五十分の一に相当する金額を加えた金額であること。

8 地方の更新組合員である地方の職員等であつた長期組合員の地方の施行法第六十四条第一項に規定する厚生年金保険の被保険者であつた期間の取扱については、地方の施行法の規定の例による。

9 前八項に規定するもののほか、地方の職員等であつた長期組合員に対する長期給付に関する規定の適用に關する事項は、政令で定める。（警察職員であつた長期組合員の取扱）

第五十一条の三 警察職員であつた長期組合員に対する長期給付については、その者が警察職員であつた間、衛視等であつたものと、地方の新法及び地方の施行法の規定による給付は新法及びこの法律中の相当する規定による給付とみなして、新法及びこの法律の規定を適用する。

2 地方の更新組合員（地方の施行法第五十五条第一項の規定の適用を受ける者を含む。）である警察職員であつた衛視等に対する第八章第二節の規定の適用については、第四十四条第一項中

かつ、その給付の年額が、在職期間が二十年の場合においては給料の四分の一に相当する金額であり、在職期間が二十年をこえる場合においては当該金額にそのこえる年数一年につき給料日額（給料の三十分の一に相当する額をいう。）の四分一を加えた金額であること。

「昭和三十四年十月一日」とあるのは「地方の更新組合員（地方の施行法第五十五条第一項の規定の適用を受ける者を含む）」となつた日」と、第四十五条の第三項中「昭和三十四年九月三十日」とあるのは「地方の更新組合員（地方の施行法第五十五条第一項の規定の適用を受ける者を含む）」となつた日の前日」とする。

（国民年金法の一部改正）

第一百五十二条 国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第一号中「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百九十九号）」の下に「及び地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十七年法律第号）」を加える。

（通算年金通則法の一部改正）
第一百五十三条 通算年金通則法の一部を次のように改正する。

第四条第二項第二号イ中「を含む」を「及び地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十七年法律第号を含む）」に改める。

附則に次の二条を加える。

第八条 昭和三十七年九月三十日において地方公務員共済組合法附則第七十一条の規定による改正前の附則第五十二条第二項の規定により公的年金各法とみなされた地方公共団体の退職年金条例以外の退職年金条例の適用を受ける地方公務員であつた者で同

年十月一日に地方公務員共済組合の組合員となつたものの昭和三十六年四月一日前の当該退職年金条例に係る在職期間で地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第七十一条及び第二項の規定により地方公務員共済組合法の規定による退職一時金の基礎となるべき組合員期間に算入されたものは、附則第二条第二項の規定にかかわらず、この法律及び公的年金各法において通算対象期間とする。

第九条 昭和三十七年九月三十日において地方公務員であつた者で同年十月一日に地方公務員共済組合の組合員となつたものの同日前の通算対象期間のうち、地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第七十一条及び第二項の規定により地方公務員共済組合法の規定による退職一時金の基礎となるべき組合員期間に算入された期間に係る第七十一条第一項の規定による確認は、附則第四条及び附則第五条の規定による場合を除き、地方公務員共済組合が行なう。

附則
1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 第五条第二項ただし書、第六条第二項ただし書、第五十一条第一項、第五十四条第一項、第六十三条第一項若しくは第四項若しくは第百二十四条第五項の申出又は附則第四項の規定の適用がある場合における国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第五十二条第二項ただし書、第六条第一項ただ

し書若しくは第四十条第一項の申出は、施行日前においても行なうことができる。

3 この法律による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の規定は、昭和三十七年十月一日以後に給付事由が生じた国家公務員共済組合法の規定による長期給付について適用し、同日前に給付事由が生じた同法の規定による長期給付については、なお従前の例による。

4 昭和三十七年九月三十日に国家公務員共済組合法の長期給付に関する規定の適用を受ける同法の組合員であつた者で同年十月一日において引き続き当該組合員であるものに係る退職年金条例の規定による給付を受ける権利（この法律による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第五十一条第一項又は第五十一条第三項の規定の適用により同法第五条第二項ただし書の規定の適用を受けた権利を除く。）又は旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の規定による給付を受ける権利については、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第五十二条第二項（第二号を除く。）中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十月一日」と、同法同条同項第二号中「施行日」と、同日に旧長期組合員であつた者の普通恩給とあるのは「普通恩給」と、同法第六十一条中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十月一日」と、「同日に恩給公務員であつた者の当該退職年金」とあるのは「当該退職年金」と、同法第四十

条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十月一日」として、

同法第五条、第六条及び第四十条の規定を適用する。

別表第一

期	間	日数
一年以上三月未満		四日
三月以上六月未満		八日
六月以上九月未満		一二日
九月以上一年未満		一六日
一年以上二年未満		二〇日
二年以上三年未満		二四日
三年以上四年未満		二八日
四年以上五年未満		三二日
五年以上六年未満		三六日
六年以上七年未満		四〇日
七年以上八年未満		四四日
八年以上九年未満		四八日
九年以上一〇年未満		五二日
一〇年以上一〇年六月未満		五六日

一〇年六月以上一一年未満	二五七日
一一年以上一二年六月未満	二七〇日
一二年六月以上一三年未満	二八二日
一三年以上一四年六月未満	二九五日
一四年六月以上一五年未満	三〇七日
一五年以上一六年六月未満	三二〇日
一六年六月以上一七年未満	三三〇日
一七年以上一八年六月未満	三三五日
一八年六月以上一九年未満	三五〇日
一九年六月以上二〇年未満	三六五日
二〇年六月以上二一年未満	三八〇日
二一年以上二二年六月未満	三九五日
二二年以上二三年未満	四一〇日
二三年以上二四年六月未満	四二七日
二四年六月以上二五年未満	四四五日
二五年以上二六年六月未満	四六二日
二六年以上二七年未満	四八〇日
二七年以上二八年六月未満	四九七日
二八年以上二九年未満	五一五日
二九年以上三〇年未満	五三二日

別表第二

廃疾の程度	金 額
一 級	二一五、〇〇〇円
二 級	一三三、〇〇〇円
三 級	七八、〇〇〇円

備考
一 廃疾の程度は、新法別表第四の上欄に掲げる廃疾の程度による。

二 廃疾の程度が一級に該当する者については、この表の一級の金額に二万四千円を加算する。

三 第二十九条に規定する廃疾年金を受ける者（以下「受給権者」という。）に被扶養者があつた場合には、その一人につき四千八百円を加算する。

四 前号において「被扶養者」とは、次に掲げる者で受給権者の退職の当時から引き続き主としてその者の収入により生計を維持するものをいう。

イ 受給権者の妻である配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
ロ 受給権者の子及び孫（十八歳未満でまだ配偶者がない者又は受給権者の退職の当時から引き続き新法別表第四の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にある者に限る。）

ハ 受給権者の夫である配偶者、父母及び祖父母（五十五歳以上である者又は受給権者の退職の当時から引き続き新法別表第四の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にある者に限る。）
五 受給権者の退職後生まれた子でその生まれた当時から引き続き主として受給権者の収入により生計を維持し、かつ、前号ロの要件を満たすものがあるときは、第三号の被扶養者とする。

六 前号の規定による被扶養者については、第三号の金額は、二千四百円とする。ただし、そのうちの一人については、第四号の子がない場合に限る、四千八百円とする。